

九州女子短期大学

自己点検・評価報告書

令和3年6月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	13
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	15
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神	15
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果	18
テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証	22
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	28
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程	28
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援	40
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	57
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源	57
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源	65
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	68
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源	70
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	77
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	77
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	81
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス	86
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[資料 10] 備付資料一式	
[資料 11～17] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、九州女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和3年3月 日

理事長

福原 公子

学長

福原 公子

ALO

矢野 洋子

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

福原学園は、昭和 22 (1947) 年に創設者福原軍造が「真の教育は私学から」との強い信念のもとに福原高等学院を創設したことを嚆矢としている。昭和 26 (1951) 年 3 月には財団法人福原学園を学校法人福原学園に組織変更し、その後、昭和 35 (1960) 年 4 月に九州女子短期大学 (家政科) を開設した。福原学園は、時代の趨勢と要請に応えながら、結果として地域に貢献する教育環境の充実に努め、現在、本学を含む併設の 2 大学 1 高校 3 幼稚園を擁する総合学園へと発展を遂げてきた。

本学は、開設後、社会のニーズに対応すべく組織改編を重ね、現在、子ども健康学科と専攻科を擁する短期大学であり、教育者保育者を要請している。

福原学園及び本学の今日に至る沿革は、以下のとおりである。

【学校法人の沿革】

昭和22 (1947) 年 4月	財団法人福原学園創立、福原高等学院の開校 (理事長福原軍造)
昭和25 (1950) 年 4月 6月	福原高等学院を廃止し、新学則に基づく福原高等学校を開校 玄海洋裁専門学校を開校
昭和26 (1951) 年 3月	財団法人福原学園を学校法人福原学園に組織変更
昭和29 (1954) 年 4月	福原女学院を開校
昭和30 (1955) 年11月	福原高等学校を八幡西高等学校に、福原女学院を八幡女子専門学校に名称変更
昭和34 (1959) 年 9月	八幡女子専門学校を廃止
昭和35 (1960) 年 4月	九州女子短期大学を開学
昭和36 (1961) 年 4月	八幡西高等学校女子部を分離し、八幡女子高等学校を開校
昭和37 (1962) 年 4月	九州女子大学を開学 八幡女子高等学校を九州女子大学附属高等学校に名称変更 九州女子大学附属折尾幼稚園を開園
昭和39 (1964) 年 3月	玄海洋裁専門学校を廃止
昭和40 (1965) 年 4月	九州共立大学を開学
昭和41 (1966) 年 4月	九州女子大学に国文学科・英文学科を増設
昭和45 (1970) 年 4月 9月	八幡西高等学校を九州共立大学八幡西高等学校に名称変更 九州女子大学附属自由ヶ丘幼稚園を開園
平成 6 (1994) 年 4月	九州女子大学に別科日本語研修課程を設置
平成13 (2001) 年 4月	九州女子大学家政学部を改組して人間生活学科と栄養学科を、文学部を改組して人間文化学科と心理社会学科を開設 九州共立大学に大学院工学研究科修士課程を設置
平成14 (2002) 年 4月	九州共立大学八幡西高等学校と九州女子大学附属高等学校を統合して、自由ヶ丘高等学校を開校 九州共立大学大学院工学研究科に博士後期課程を増設、修士課程を博士前期課程へ名称変更
平成15 (2003) 年 4月	九州女子大学の文学部を改組して人間科学部人間文化学科と人間発達学科を開設
平成17 (2005) 年 4月	九州共立大学にスポーツ学部を設置
平成18 (2006) 年 4月	九州共立大学工学部を学生募集停止
平成20 (2008) 年 4月	九州共立大学経済学部を改組して経済・経営学科を開設
平成21 (2009) 年 4月	福原学園保健センターを開所
平成22 (2010) 年 4月	九州女子大学人間科学部を改組して人間発達学科人間発達学専攻及び人間基礎学

九州女子短期大学

	専攻を開設
9月	鞍手幼稚園と鞍手北幼稚園を設置者変更により学園に設置
平成23 (2011) 年 4月	鞍手幼稚園と鞍手北幼稚園を統合し、九州女子大学附属鞍手幼稚園を開園
平成25 (2013) 年 3月	九州共立大学工学部情報学科を廃科
	九州女子大学人間科学部人間文化学科を廃科
平成26 (2014) 年 3月	九州共立大学工学部を廃部
3月	自由ヶ丘高等学校看護科・看護専攻を廃止
6月	九州共立大学経済学部経営学科を廃止
平成27 (2015) 年 3月	九州女子大学人間科学部人間発達学科を廃止
平成28 (2016) 年 1月	九州共立大学経済学部経済学科を廃止
4月	九州女子大学共通教育機構を設置
平成30 (2018) 年 4月	九州共立大学大学院スポーツ学研究科修士課程を開設
平成31 (2019) 年 4月	九州共立大学経済学部地域創造学科を開設

【短期大学の沿革】

昭和35 (1960) 年 4月	九州女子短期大学（家政科）を開学
昭和37 (1962) 年 4月	九州女子短期大学に養護教育科を増設
昭和38 (1963) 年 4月	九州女子短期大学に体育科を増設
昭和39 (1964) 年 4月	九州女子短期大学に英文科を増設
昭和41 (1966) 年 4月	九州女子短期大学に初等教育科を増設
昭和44 (1969) 年 4月	九州女子短期大学に音楽科を増設
昭和47 (1972) 年 4月	九州女子短期大学家政科を家政専攻と食物栄養専攻に分離
昭和51 (1976) 年 4月	九州女子短期大学養護教育科及び初等教育科の入学定員を100人に変更
平成 4 (1992) 年 4月	九州女子短期大学、期間を付した臨時的入学定員を増加
平成 6 (1994) 年 4月	九州女子短期大学生涯学習研究センター、健康教育研究センター、国際交流センターを設置
4月	九州女子短期大学情報処理教育研究センターを設置
平成 7 (1995) 年 4月	九州女子短期大学に専攻科（英文学専攻、体育学専攻及び初等教育学専攻）を増設
平成14 (2002) 年 3月	九州女子短期大学家政科及び英文科を廃科
平成15 (2003) 年 4月	九州女子短期大学専攻科に養護教育学専攻及び音楽演奏学専攻を増設
	九州女子短期大学初等教育科に保育士課程を設置
平成17 (2005) 年 3月	九州女子短期大学音楽科及び専攻科音楽演奏学専攻を廃科
平成19 (2007) 年 3月	九州女子短期大学体育科を廃科
平成21 (2009) 年 3月	九州短期女子大学専攻科体育学専攻を廃科
平成23 (2011) 年 4月	九州女子短期大学の養護教育科と初等教育科を改組して子ども健康学科を開設
平成24 (2012) 年11月	九州女子大学・九州女子短期大学50周年記念式典を挙行
平成25 (2013) 年 3月	九州女子短期大学養護教育科及び初等教育科を廃科
4月	九州女子短期大学専攻科子ども健康学専攻を開設
平成26 (2014) 年 3月	九州女子短期大学専攻科養護教育学専攻を廃科
平成27 (2015) 年 6月	地域教育実践研究センターを設置

(2) 学校法人の概要

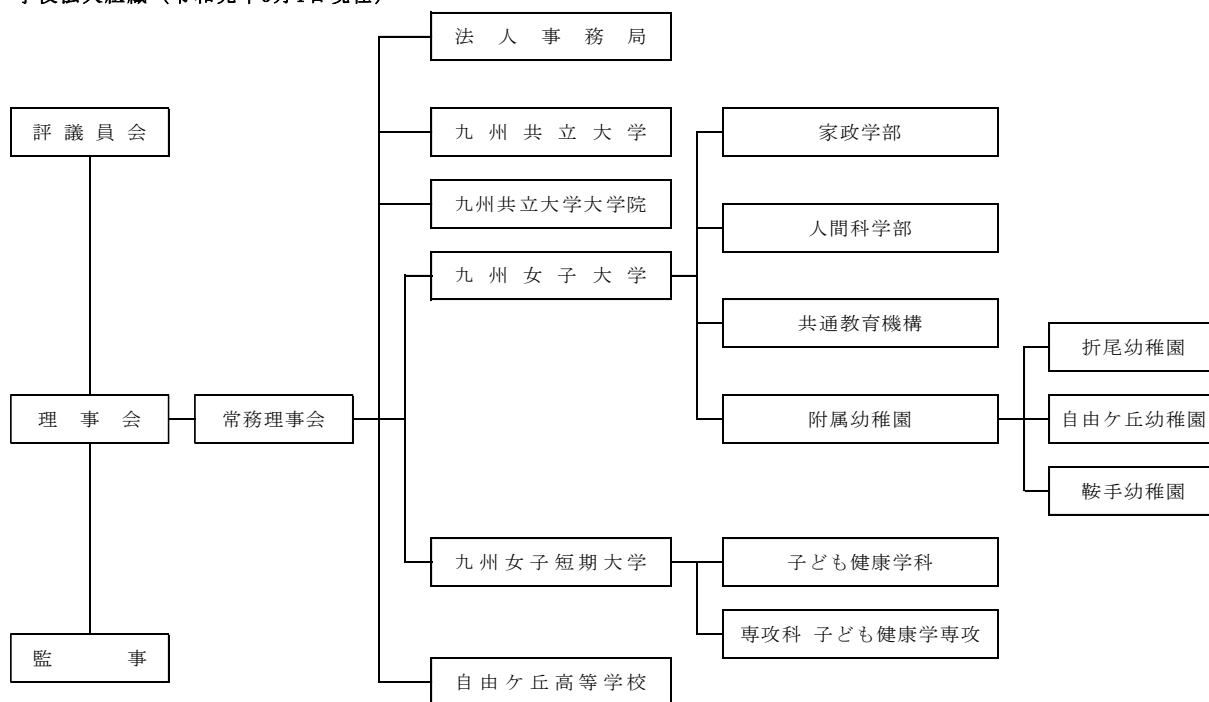
- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和元（2019）年5月1日

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
九州共立大学	福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘1番8号	650	2,600	2,645
九州女子大学	福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘1番1号	320	1,360	1,226
九州女子短期大学	福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘1番1号	150	300	290
自由ヶ丘高等学校	福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘1番3号	480	1,440	1,188
九州女子大学附属折尾幼稚園	福岡県北九州市八幡西区北鷹見5番10号	—	315	165
九州女子大学附属自由ヶ丘幼稚園	福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘2番1号	—	280	242
九州女子大学附属鞍手幼稚園	福岡県鞍手郡鞍手町新北1111	—	175	142

(3) 学校法人・短期大学の組織図

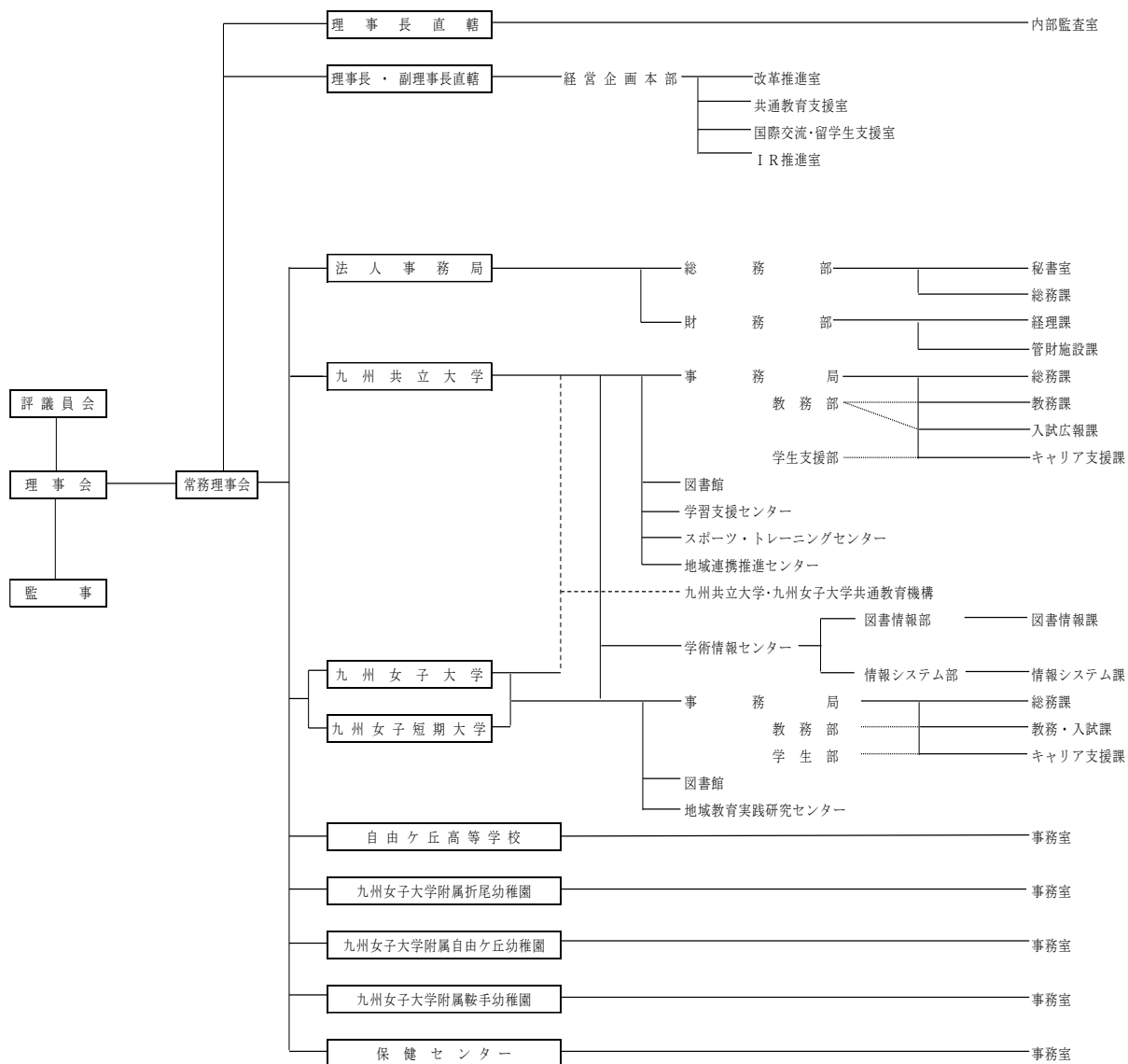
- 組織図
- 令和元（2019）年5月1日現在

学校法人組織（令和元年5月1日現在）



九州女子短期大学

4 事務組織(平成31年4月1日現在)



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の所在する福岡県北九州市八幡西区は、市の西部に位置し、遠賀川を西に望み、直方市、中間市など2市3町3区と境をなしており、市内では人口が最も多い区である。八幡西区の人口は、25万878人（令和元（2019）年5月1日現在）で、ここ数年は、ほぼ横ばいとなっている。また、隣接する若松区においても八幡西区と同様に北九州市による宅地整備が進んでおり、今後、人口増加が見込まれている。八幡西区の南部は長崎街道として江戸時代より交通の要として発展してきた。

（出典：北九州市ホームページ「推計人口、及び推計人口異動状況」）

北九州市推計人口（令和元（2019）年5月1日現在）

年・月 行政区	世帯数	人 口			対前年度同月 増 減 数	人 口 密 度
		総 数	男	女		
平成 25 年 10 月	427,609	968,122	455,304	512,818	△ 3,666	1,977
平成 26 年 10 月	429,123	963,259	453,035	510,224	△ 4,863	1,958
平成 27 年 10 月	426,325	961,286	452,682	508,604	△ 1,973	1,954
平成 28 年 10 月	427,701	956,243	450,536	505,707	△ 5,043	1,944
平成 29 年 10 月	428,927	950,646	448,061	502,585	△ 5,597	1,932
平成 30 年 5 月	430,225	947,234	446,526	500,708	△ 4,895	1,925
6 月	430,449	946,973	446,419	500,554	△ 5,102	1,925
7 月	430,550	946,728	446,333	500,395	△ 5,062	1,924
8 月	430,390	946,161	446,085	500,076	△ 5,175	1,923
9 月	430,390	945,762	445,936	499,826	△ 5,208	1,922
10 月	430,399	945,595	445,935	499,660	△ 5,051	1,922
11 月	430,842	945,676	446,049	499,627	△ 4,892	1,922
12 月	430,706	945,219	445,847	499,372	△ 5,131	1,921
平成 31 年 1 月	430,500	944,772	445,613	499,159	△ 5,139	1,920
2 月	430,154	944,012	445,261	498,751	△ 5,129	1,919
3 月	429,665	942,870	444,691	498,179	△ 5,355	1,917
4 月	429,444	939,276	442,668	496,608	△ 5,785	1,909
令和 元年 5 月	431,588	941,239	443,856	497,383	△ 5,995	1,913
5 月門司区	42,348	95,250	43,535	51,715	△ 1,444	1,293
小倉北区	93,982	182,171	85,444	96,727	110	4,644
小倉南区	90,345	209,284	99,528	109,756	△ 941	1,219
若松区	34,058	80,582	38,320	42,262	△ 516	1,130
八幡東区	30,772	65,344	30,710	34,634	△ 996	1,802
八幡西区	112,011	250,878	118,190	132,688	△ 1,845	3,018
戸畑区	28,072	57,730	28,129	29,601	△ 363	3,476

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

(子ども健康学科)

地域	平成27(2015)年度		平成28(2016)年度		平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道	2	1.3%	0	0.0%	2	1.4%	3	2.2%	2	1.7%
宮城	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%
福島	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%
新潟	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%
石川	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%
奈良	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%
三重	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%
兵庫	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
島根	2	1.3%	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%	0	0.0%
広島	1	0.6%	1	0.6%	1	0.7%	1	0.7%	2	1.7%
山口	4	2.6%	7	4.3%	9	6.2%	7	5.0%	7	5.8%
徳島	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
愛媛	0	0.0%	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
福岡	116	75.3%	117	72.2%	91	62.8%	99	71.2%	79	65.3%
佐賀	2	1.3%	3	1.9%	2	1.4%	1	0.7%	1	0.8%
長崎	3	1.9%	5	3.1%	4	2.7%	3	2.2%	2	1.7%
熊本	1	0.6%	3	1.9%	3	2.1%	1	0.7%	2	1.7%
大分	6	3.9%	9	5.6%	7	4.8%	8	5.8%	11	9.1%
宮崎	6	3.9%	7	4.3%	12	8.3%	6	4.3%	6	5.0%
鹿児島	2	1.3%	6	3.7%	5	3.4%	1	0.7%	3	2.5%
沖縄	7	4.5%	3	1.9%	8	5.5%	3	2.2%	5	4.1%
高認	1	0.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%
合計	154	100%	162	100%	145	100%	139	100%	121	100%

■ 地域社会のニーズ

本学の所在する折尾地区は、大学、短期大学、高等学校が集積し、学園都市として発展を続けている。また、折尾地区には、鹿児島本線と筑豊線が交差し、JR九州管内で乗車人員が5番目に多いJR折尾駅がある。九州最大の都市である福岡市に最速で30分圏内、JR小倉駅に最速で10分圏内と交通の便がよく、北九州市営バス、西鉄バスも運行している。さらに、JR折尾駅周辺では、学園都市としての魅力あるまちづくりのため、

北九州学術研究都市の玄関口にふさわしい交通拠点とするために折尾地区総合整備事業が進んでいる。

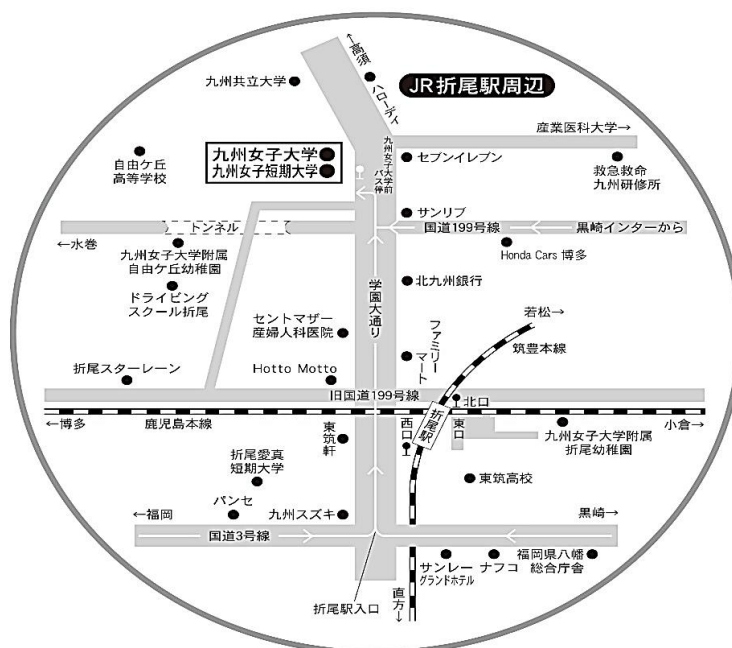
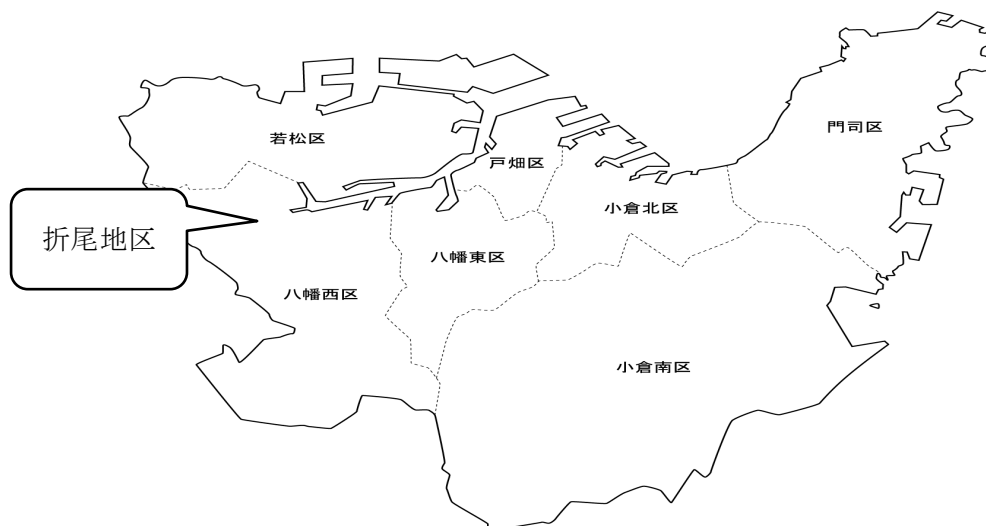
本学園が運営する2大学、1短期大学の高等教育機関が所在する区域内の永犬丸・沖田、上津役地区は、瀬板の森公園や金山川などの身近な自然とともに、安全で良好な住宅地の整備も進んでいる。

本学では高等学校への出前授業等の開催を通じて、地域の教育ニーズに応えている。

■ 地域社会の産業の状況

北九州市は、関門海峡から洞海湾沿岸にかけての臨海部に、鉄鋼業、化学工業、窯業などの重化学工業の拠点として発展してきた。また、小倉南区や田川市などの内陸部では石灰石の産出地があり、セメント工業、近隣の宮若市や京都郡苅田町には自動車製造工場や半導体産業も集積している。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマA 人的資源] 前回の第三者評価で指摘のあった研究時間の確保については、時間割作成時に配慮しているが、規程の整備が望まれる。
(b) 対策
短期大学の運営の見直しや、併設大学と調整を行い、規程の整備を検討している。
(c) 成果
本学の中期計画において、教員採用試験合格率を向上させることを目標に掲げており、正課内外において、教員採用試験対策講座を短大全教員で対応している。また、学外実習を充実させるため、各教員が実習先に出向き、学生指導を行っている。 そのため、学科運営等に時間が割かれ、研究時間確保については、時間割作成時に配慮することに留まっている。今後、引き続き規程の整備について検討することにして

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス [テーマB 学長のリーダーシップ] 諸規程の中に併設大学の名称の規程がみられるので、短期大学の名称に変更するなどの改善が望まれる。
(b) 対策
短期大学の運営の見直しや併設大学と調整を行い、規程の見直しを検討している。
(c) 成果
各種委員会の運営において、併設大学と短期大学の兼任教員が多数を占めていることから、各種委員会事務局と運営のあり方について協議を重ねており、次年度以降順次整備を行っていく予定である。

② 上記以外で、改善を図った事項について

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事由」）
なし
(b) 改善後の状況等

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善意見等
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和元（2019）年5月1日現在

①教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information_2.html
2	卒業認定・学位授与の方針	http://www.kwuc.ac.jp/introduction/pdf/junior_college_policy.pdf
3	教育課程編成・実施の方針	http://www.kwuc.ac.jp/introduction/pdf/junior_college_policy.pdf
4	入学者受入れの方針	http://www.kwuc.ac.jp/introduction/pdf/junior_college_policy.pdf
5	教育研究上の基本組織に関すること	http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information_2.html
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information_2.html
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了したものの数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職の状況に関すること	http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information_2.html
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information_2.html
9	学習の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information_2.html
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information_2.html
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information_2.html
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information_2.html

②学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	http://www.fukuhara-gakuen.jp/about/summary/

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和元（2019）年度）

■ 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください。（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

科学技術・学術の振興を図るためには研究費を適正に管理するとともに、有効かつ効率的に活用し、研究成果を社会に還元していくことが必要である。

学内において「九州女子短期大学公的研究費の運営・管理に関する規程」をはじめ、「公的研究費の不正防止等に関する基本方針」「九州女子大学・九州女子短期大学教職員の公的研究費に関わる行動規範」等を制定し、研究代表者及び分担者に周知徹底を図るとともに本学のWebサイトに掲載し、教職員並びに地域に広く公開することにより公正かつ適正な管理・運営に取り組んでいる。

学内の管理体制については、本学全体を総括し最終責任を負う最高管理責任者を学長に、最高管理責任者を補佐し公的研究費の適正な運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を副学長に、公的研究費の適正な管理・執行の実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を事務局長に、不正防止計画推進部署を総務課と定め、明確化している。

新たに公的研究費を獲得した研究者には、研究開始前までに関係諸規程及び行動規範等を遵守する旨の誓約書の提出を義務付け、不正防止への意識向上を図るとともに、公的研究費に関わる事務職員並びに関係企業についても誓約書の提出を併せて義務付けている。

また、研究者に対し、研究倫理図書の通読及び日本学術振興会が提供する「研究倫理 e ラーニング(eL CoRE)」の受講を義務付けるとともに、全教員を対象とした科学研究費補助金に関する説明会をFD(Faculty Development)研修会の一部として実施し、参加を義務化しコンプライアンス教育並びに申請支援として、申請に係る変更点や研究費の適正使用及び不正防止についての説明を行い、意識向上を図っている。担当する事務職員については、公的研究費の運用に関する外部の研修会やセミナーに派遣し、適正な管理の推進に努めている。

さらに、「九州女子短期大学公的研究費の運用・管理に関する規程」に基づき、九州女子大学・九州女子短期大学内部監査マニュアルを作成し、本学園理事長直轄である内部監査室により、聞き取り及び書面による監査並びに物品等の現物監査を実施するなど適正に管理している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

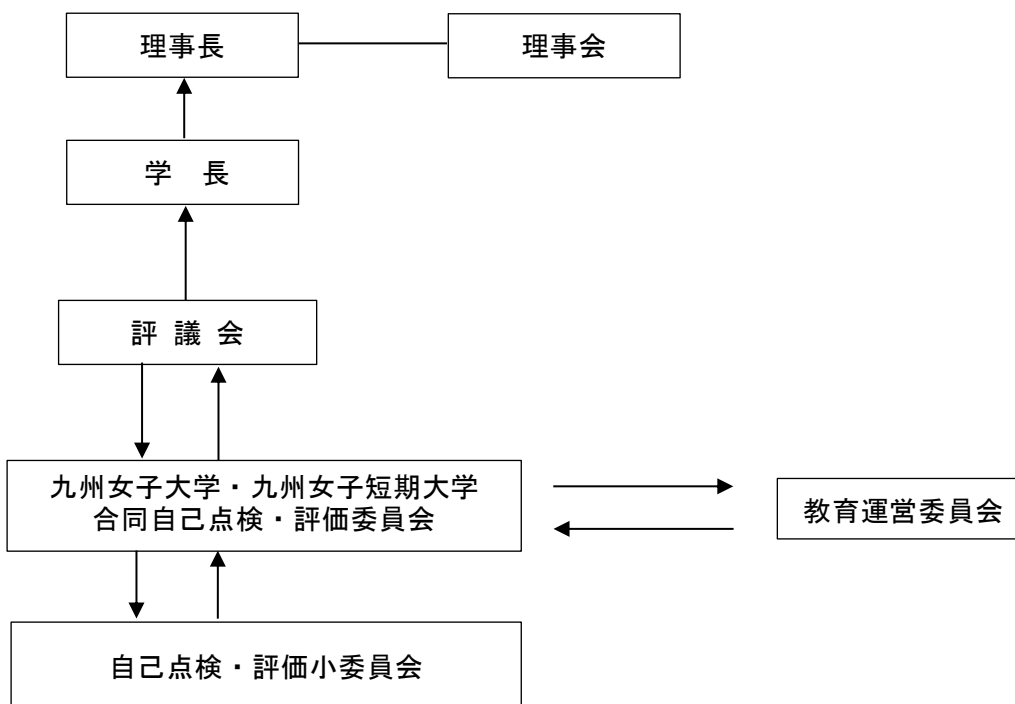
令和2（2020）年度 九州女子短期大学自己点検・評価委員会

	所 属	氏 名
委員長	教務部長	濱寄 朋子
委 員	副学長	奥田 俊博
	学長特別補佐・短期大学部長・学科長・ALO	矢野 洋子
	図書館長	田中 雄二
	学生部長	西田真紀子
	専攻科長	橋口 文香
	事務局長	澤田小百合
	教務副部長	中島 久代
	教務副部長	田中由美子
	子ども健康学科 教授	松山みどり

令和2（2020）年度 九州女子短期大学自己点検・評価小委員会

	所 属	氏 名
委員長	学長特別補佐・短期大学部長・学科長・ALO	矢野 洋子
副委員長	教務副部長	田中由美子
委 員	専攻科長	橋口 文香
	教授	松山みどり
	准教授	高木富士男
	教務・入試課長	十河 功一

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学では、「九州女子短期大学学則」第2条第2項の規定に基づき、本学が自ら行う教育研究活動などの点検・評価の実施において円滑な運営を図るため、「九州女子短期大学自己点検・評価委員会」を設置している。

また、「九州女子短期大学自己点検・評価実施規程」第9条に基づき、「九州女子短期大学自己点検・評価小委員会」を設置し、第三者評価の基準に基づく自己点検・評価報告書の作成を行っている。

なお、九州女子短期大学自己点検・評価委員会の運営については、九州女子大学の自己点検・評価組織と合同の組織体（九州女子大学・九州女子短期大学合同自己点検・評価委員会）により活動を行っている。平成29（2017）年度の第三者評価受審以降も継続的に自己点検・評価委員会を運営し、点検・評価活動を行ってきた。

自己点検・評価報告書の作成にあたっては、教育研究活動や管理運営などの状況を自己点検・評価したうえで、第三者評価基準に基づき、報告書の作成方針を定め、教学関係と事務関係の担当部署を決定し、執筆分担している。

こうした過程のなかで、自己点検・評価委員会では、全学的な情報の交換及び共通認識を図りながら、自己点検・評価活動や報告書を作成しているため、自己点検・評価の組織は十分に機能している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2（2020）年度が中心）

【令和2（2020）年度】

年月日	会議名等	主な議題など
令和2（2020）年4月30日	第1回九州女子大学・九州女子短期大学合同自己点検・評価委員会	①令和2年度九州女子短期大学自己点検・評価小委員会の設置について
令和3（2021）年5月6日	第1回九州女子大学・九州女子短期大学合同自己点検・評価委員会	① 令和元年度自己点検・評価報告書の審議
令和3（2021）年6月24日	評議会	①令和元年度自己点検・評価報告書の審議

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

- 提出書類
1. 2019 学生便覧
 2. 2020 大学案内
 3. 情報公開 Web サイト
http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information_2.html
 4. 2019 年度版 教員ハンドブック
 5. 2019 Campus Life
 6. シラバス 2019
 7. 2019 Campus Profile
 8. 2019 年度 教務ガイダンス
 9. 九州女子短期大学学則（令和元年度）
- 備付書類
1. 九州女子大学・九州女子短期大学 50 年の歩み
 80. 2019 年度 九州女子短期大学三つのポリシー

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学は、戦後間もない昭和 22（1947）年に福原学園創設者である福原軍造が、国家再建への渾身の情熱と社会的使命感に基づいて、「真の教育は私学から」との強い信念から創設した福原高等学院（女子部）を母体として、昭和 35（1960）年 4 月に九州女子短期大学家政科を開設して開学された。開学後、本学は、時代の進展や地域のニーズに即した学科の増設及び改組転換を行い、平成 23（2011）年 4 月には子ども健康学科を設置、平成 25（2013）年 4 月には子ども健康学科を母体とした専攻科子ども健康学専攻を設置した。

本学の使命・目的は、学則第 1 条に明示されているとおり「教育基本法に則り学校教育法の定めるところにより広く知識を授けると共に、深く専門の学術を教授研究し、応用的能力展開と人格の完成に努め、我が国の文化の高揚発達に貢献する高い知性と豊かな情操を有する女性の育成」である。

この大学の使命・目的に基づき、さらに学則第 3 条の 3 においては、学科の人材養成及び教育研究上の目的を「他者との協調性、自己理解力、的確な判断力を培い、自主・自立の人材を養成する。また、子どもの心身の健やかな成長・発達について深い知識と高い技能を有し、子

どもの成長・発達と健康の維持増進を支援する実践的力量をもった人材の養成を目的とする」と定めている。

本学は、福原学園のミッション並びに本学のビジョンを体現するため、平成 26 (2014) 年度から第 2 次中期計画・第 2 次中期財政計画〔平成 26 年度～平成 30 年度〕(以下、「第 2 次中期計画」、「第 2 次財政計画」という。))を開始した。

第 2 次中期計画においては、まず福原学園のミッションを「建学の精神「自律処行(自らの良心に従い、事に処し善を行う)」に基づいた教育活動を行うこと」とし、本学のビジョンを「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動し、社会の期待に応えられる基礎的・汎用的能力を併せ持つ、強くてしなやかな女性を育成する」こと、すなわち「地域に根差した実践教育を展開する大学を目指す」こととした。

このビジョンを実現するための「業務・事業」として、「地域社会との連携の強化」「教育活動の質の転換および質保証の強化」「免許・資格取得支援の強化」「学生サービスの強化」「国際交流システムの強化」「大学運営組織体制の強化」「戦略的入試・募集広報の強化」の 7 項目を掲げ、これらの業務・事業を 17 件の具体的施策に分化し、それぞれの担当部門が組織的に取り組んできた。

さらに、第 2 次中期計画、第 2 次中期財政計画の実績と課題を踏まえ、教学改革を主要なテーマとした第 3 次中期経営計画〔2019 年度～2023 年度〕(以下、「第 3 次中期経営計画」という。)を策定した。

なお、第 2 次までは、「中期計画」と「経営計画」を分けて計画していたが、第 3 次より一体的にとらえ、「中期経営計画」として策定し、実行している。

本学の教育理念である「建学の精神」は、学長が入学式・卒業式などの公的行事の式辞の挨拶の中で必ず言及している。学生に配布する学生便覧及び授業計画(シラバス)においても「自律処行」の解説を掲載して学生が日常的に目に触れるよう心掛けている。

外部に向けては、大学案内・入学試験要項、学園広報誌「Liberty」などの各種印刷物、並びに本学のホームページへの掲載はもとより、平成 26 (2014) 年 10 月からスタートした日本私立学校振興・共済事業団が運営する「大学ポートレート(私学版)」にも参加し、より広く社会全般への周知も図っている。

また、地域社会との連携に関する諸活動を目的として平成 28 (2016) 年 4 月に「地域教育実践研究センター」を設置した。大学の知識・人材を活用した「地域連携・貢献」「研究推進」「生涯学習」の各事業を一体的に行うことにより、地域活性化及び人材育成の一翼を担う。なお、本学が取り組んでいる地域貢献・連携事業を報告書に取りまとめて近隣の自治体等に配布しているだけでなく、自治体等と締結した連携協定についても、マスコミを通じて本学の活動が広く社会に周知されている。

本学は、第 2 次中期計画において、福原学園のミッションを「建学の精神(自律処行)」に基づいた教育活動を行うこととし、本学のビジョンを「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動し、社会の期待に応えられる基礎的・汎用的能力を併せ持つ、強くてしなやかな女性を育成する」こと、すなわち「地域に根差した実践教育を展開する大学を目指す」として掲げるとともに、「三つのポリシー(方針)」「アドミッション・ポリシー; 入学者受入れ方針(AP)、カリキュラム・ポリシー; 教育課程編成方針(CP)、ディプロマ・ポリシー; 学位授与方針(DP)」を策定し、それぞれの専門分野において修得すべき知識・技能等を明確に定め、使命・

目的及び教育目的を反映している。

なお、この「三つのポリシー」は、平成 28（2016）年 3 月 31 日付で文部科学省より通知された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について」により、平成 28（2016）年度に一体的な見直しを行った。さらに、平成 29（2017）年度には、高大接続における学力の 3 要素を多面的・総合的に評価する入試に転換することが求められているため、入学者受入れ方針を見直すとともに、それ以後、毎年度点検・評価を行っている。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

教職員に対しては、建学の精神「自律処行」は定期的に周知・確認しているが、教育理念や建学の精神を教育研究活動に密接に関連させていくことの周知徹底を継続して行う必要がある。

学生に対しては、新入生オリエンテーション、授業などで周知を図っているが、建学の精神「自律処行」の意味が十分に理解されていないことから、分かりやすく学生に説明し、理解させていく必要がある。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

福原学園及び本学の使命・目的は、毎年 5 月に開催される学園総会において、学園全教職員に対して理事長・学長が述べる所信表明において言及され共有している。

また、本学では、4 月に学長が本学全教職員に対して「九州女子大学・九州女子短期大学の改革について」と題した学長方針（当該年度の主要重要課題）を表明するが、その際にも必ず本学の使命、展望及び目標について言及しており、教職員の理解は十分に得られている。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出書類 1. 2019 学生便覧
3. 情報公開 Web サイト
http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information_2.html
4. 2019 年度版 教員ハンドブック
6. シラバス 2019
8. 2019 年度 教務ガイダンス
9. 九州女子短期大学学則 (令和元年度)
- 備付書類 6. 免許・資格取得状況一覧表 (令和元年度卒業生)
15. 2019 年度 開講科目カリキュラムマップ
16. 2019 年度 開講科目マッピング表
17. 2019 年度 入学生カリキュラムツリー
18. 2019 年度 入学生カリキュラムフローチャート
20. キャリアシート
23. 授業中間アンケート用紙
24. 授業フィードバック・アンケート用紙
29. FD 研修会資料
30. 授業相互参観及び公開授業に関する資料
80. 2019 年度 九州女子短期大学三つのポリシー
81. 2019 年度 卒業研究活動報告書
86. 外部機関における基礎力測定テスト結果

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準 II-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の教育目的・目標は、以下のとおり建学の精神である「自律処行」に基づき、学則に「人材養成及び教育研究上の目的」として明確に示しており、「学生便覧」、「教員ハンドブック」及び Web サイトに掲載し、学内外に公表している。

学生に対しては、入学直後のオリエンテーションで「学生便覧」などを活用して説明するとともに、1 年次の教養教育科目である「キャリアデザイン I」の授業を通じて周知を図っている。

九州女子短期大学学則（抜粋）

（学是）

第3条

本学の建学の精神は、自らの良心に従い事に処し善を行うことである。
この学是「自律処行」は、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな女性を育成することを目的とする。

（本学の人材養成及び教育研究上の目的）

第3条の2

本学は、学是「自律処行」の理念に立脚し、乳幼児期から青年期に至る子どもの成長・発達の科学的理解及びその科学的理解に基づく心身の健やかな成長・発達を支援する専門的知識・技能について学び、確かな子ども理解と健康観に支えられた発達と健康維持・増進を支援する実践的力量を修得させることを目的とする。

（子ども健康学科の人材養成及び教育研究上の目的）

第3条の3

子ども健康学科は、他者との協調性、自己理解力、的確な判断力を培い、自主・自立の人材を養成する。また、子どもの心身の健やかな成長・発達について深い知識と高い技能を有し、子どもの成長・発達と健康の維持増進を支援する実践的力量をもった人材の養成を目的とする。

ディプロマ・ポリシーで示した学習成果を達成すべく、カリキュラム・ポリシーを定め、教育課程を編成し、「人材養成及び教育研究上の目的」を具現化する科目を配置している。また、幼稚園教諭二種免許状、養護教諭二種免許状及び保育士資格が取得できるよう科目を配置している。

これらの人材養成及び教育研究上の目的については、平成28（2016）年3月に中央教育審議会より示された三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラインを参考に、一体的な見直しを行うなかで、その適切性について検討を行った。

今後も、三つのポリシーの検証を毎年度行うなかで、「人材養成及び教育研究上の目的」についても定期的な点検を行う。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では、建学の精神である学是「自律処行」を踏まえた「人材養成及び教育研究上の目的」に基づき、ディプロマ・ポリシーを策定している。学科のディプロマ・ポリシーを十分に踏まえたカリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を編成している。ディプロマ・ポリシーには、卒業までに達成を目指す学習成果が定められており、免許・資格の取得を学習成果の一つとして位置付けている。

これらの学習成果については、学生に配布する「学生便覧」、「シラバス」及び「教務ガイダンス」に掲載し、Webサイトにおいて公表している。また、学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みとしては、以下のようなものがある。

	評価項目	評価方法
1	授業科目ごとの測定・把握方法	①各授業科目の成績評価 ②授業フィードバック・アンケート
2	授業期間終了後の測定・把握方法	①単位修得状況の把握 ②GPA
3	卒業時の測定・把握方法	①免許・資格取得状況
4	授業以外の測定・把握方法	①外部機関におけるテスト ②キャリアシート

卒業研究に関する科目（「卒業研究Ⅰ」と「卒業研究Ⅱ」）を学習成果の集大成として位置付け、卒業研究活動報告会を毎年2月に実施している。この科目は、これまでの学びで培ってきた個々の学習を基盤として、課題を見つけその解決策を探求しようとするものであり、これまでの研究活動から得られた一定の結果を考察し発表することで、学習成果の向上に役立っている。この卒業研究活動報告会には1年次生も参加し、2年次生の活動成果を学ぶことで、次年度に向けた学習の一環となっている。

【令和元（2019）年度卒業研究テーマ例】

	卒業研究テーマ
1	障がい児・障がい者の余暇活動
2	問題発見力、協働力、課題解決能力を高める活動の研究
3	幼稚園教諭、保育士及び養護教諭に求められる健康増進アドバイザーとしての取り組みに関する研究
4	子どもたちが楽しめる音楽表現活動
5	肌にやさしい化粧品について、1ヶ月ダイエットプログラムの方法と効果
6	幼稚園・保育所等に在籍する外国籍幼児の受け入れと保護者対応の状況
7	絵本の読み合い、絵本の共同制作
8	児童虐待に関する研究
9	障がい者の理解とバリアフリーについて
10	保育で使う教材制作、理想とする保育園を考える
11	幼児の性別による色の間隔についての調査
12	保育現場における壁面構成の意義について
13	幼児期の運動について～体力を高めるための運動遊びの提案～

[区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学の教育目標は、学是「自律処行」に基づいて、大学としてのディプロマ・ポリシーを設定するとともに、目標を達成させるためにカリキュラム・ポリシーを設定し、学科におけるディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを設定したうえで、教育課程である教養教育科目と専門教育科目を編成した。

さらに、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー及びカリキュラムフローチャートを年度ごとに作成することで、教育課程の適切性を継続的に検証する体制を整備している。

ディプロマ・ポリシーに掲げた目標を強い意志を持って達成しようとする者を受け入れるため、また、カリキュラム・ポリシーをよく理解し、学科の教育目標に応じて真摯に学問修得に励む人材を広く求めるようアドミッション・ポリシーを策定した。

この三つのポリシーが一貫性を持ち、かつ相互に関連性を持つよう配慮しながら適切に設定するとともに、毎年度点検・評価を行っている。

また、三つのポリシーについては、「教員ハンドブック」、「学生便覧」、「シラバス」及び「教務ガイダンス」の刊行物に掲載するなど、学生及び教職員に周知徹底しており、さらに、本学 Web サイト、大学案内及び大学広報誌に掲載し、広く公表している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学の教育目的・目標を踏まえ、三つのポリシーを策定して、「教員ハンドブック」、「学生便覧」、「シラバス」及び「教務ガイダンス」の刊行物に掲載しているが、定着させることが課題である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

本学では、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーに則って専門的教育と教養教育の位置付けを明確にし、他者との協調性、自己理解力、的確な判断力を培い、自主・自立の人材を養成するとともに、子どもの心身の健やかな成長・発達について深い知識と高い技術を有し、子どもの成長・発達と健康の維持増進を支援する実践的力量を持った人材の養成を目指すために必要な授業科目を開設しており、順次性を必要とする講義・演習等は体系的かつ効果的な編成となるよう年次配当している。この教育課程の編成を学生に理解させ、教育効果を高めるべく、カリキュラムツリーに基づいたカリキュラムフローチャートを作成し、入学生に配布し説明している。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

- 提出書類 9.九州女子短期大学学則（令和元年度）
10.自己点検・評価実施規程
- 備付書類 2.自己点検・評価報告書（平成28年度～令和元年度）
Webサイト <http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information.html>
- 3.教育懇談会要項
4.令和元年度教育懇談会議事録

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では、教育研究活動などの点検・評価の実施において円滑な運営を図るため、九州女子短期大学学則第2条第2項の規定に基づき、「九州女子短期大学自己点検・評価実施規程」を整備しており、副学長、学長特別補佐、図書館長、教務部長、学生部長、学科長・専攻科長・事務局局長などで構成される「九州女子短期大学自己点検・評価委員会」を設置している。また、委員会では、自己点検・評価報告書の作成を中心とした第三者評価に係る自己点検・評価活動を実践していくため、九州女子短期大学自己点検・評価実施規程第9条に基づき、「九州女子短期大学自己点検・評価小委員会」を設置している。

令和2（2020）年度の自己点検・評価委員会では、令和元（2019）年度の教育研究活動や管理運営などの状況を自己点検・評価したうえで、第三者評価基準に基づいた報告書を作成するために、学科と事務局の担当を決め、執筆分担した。

こうした過程のなかで、本学の教育理念及び学科の教育目的・目標に基づいた教育が実践されているか、学科の教育目的・目標が社会的ニーズに対応しているかについての定期的な点検は、主に以下のように実施している。

第一に、定期的に開催される学科会議において、各教員が担当する学生の入学後の学業状況、学生の目的意識の変化及び目標達成の状況などについて情報交換しつつ、本学の教育実践を点検している。

第二に、平成5（1993）年度以降、「九州女子短期大学自己点検・評価実施規程」に基づき、九州女子短期大学自己点検・評価委員会が組織され、本委員会が中心となって自己点検・評価活動を実施し、自己点検・評価報告書を作成している。

自己点検・評価報告書については、教育運営委員会の意見を徴し、評議会で審議決定を行い、Webサイトで公表している。

平成28（2016）年度からは、九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会を設置し、入学者選抜、カリキュラムの内容・学習方法・学習支援、学習成果、教員組織、施設・設備、社会との接続など、三つのポリシーに照らした本学の取り組みの適切性に係る点検・評価について、外部有識者を招聘し、第三者との意見交換による点検・評価を実施した。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学では、教育の質保証という観点から学校教育法、短期大学設置基準などの関係法令の変更を適宜確認し、法令遵守に努め、教育活動を実施している。文部科学省、厚生労働省などからの法令に関する通知文書は、関係部署から学長、短期大学部長をはじめ、担当教員にその写しが配布され、内容によって学科会議、教育運営委員会、その他委員会で担当教員及び事務職員より説明を行い、情報を全教員が共有することになっている。

また、教員は、以下の専門分野一覧表に示すとおり、専門分野ごとに適切に教員を配置するとともに、1人の助手を配置している。

【専門分野一覧表】 (令和元（2019）年5月1日現在)

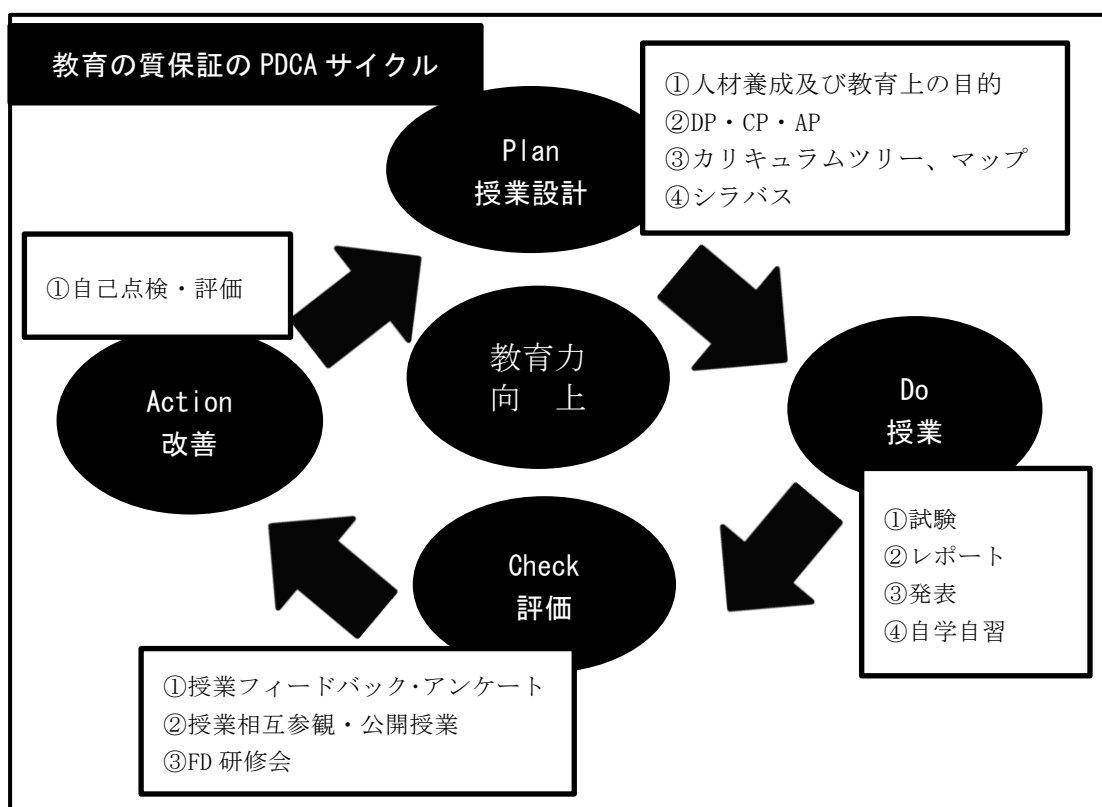
専門分野	人数
国語科教育	1
教育学	3
保育学	1
教育心理学	1
看護学	2
幼児教育	1
音楽	1
造形	1
学校保健	2
薬理学	1
障害児保育、障害児・者福祉	2
計	16

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法については、以下のとおりである。

- ①授業科目ごとの測定・把握方法

教員は、ディプロマ・ポリシーに基づく授業科目の到達目標を反映したシラバスを作成し、それに従い授業を実施しており、随時、学生の学習成果を試験・レポート・授業参加度で測定している。また、学期中に学生に対する授業中間アンケートや授業フィードバック・アンケートを実施するとともに、授業相互参観の実施やFD研修会の参加を通じ、授業改善に取り組み、教育の質の向上を目指している。

授業フィードバック・アンケートについては、授業に対する学生の満足度に関して無記名の選択・記述形式併用型のアンケートを実施している。調査項目は授業内容、授業の分かりやすさ、担当教員独自の設問、教育設備、学生自身の授業態度・姿勢と自由記述欄で構成されている。結果については、集計・分析し、授業改善の一助となるよう、各授業に関する集計結果と統計的処理に基づく重点改善事項に関する資料を当該授業担当者に配布している。授業担当者は自分の授業の現状を把握し、教育改善に繋げることを目指している。



【令和元（2019）年度に実施したFD研修会の開催概要】

日時	テーマ・内容
【第1回FD研修会】 令和元（2019）年 8月27日（火） 13：05～14：35	【テーマ】 教育活動に関する事項について 【内容】 ①令和2年度シラバス作成について ②グループワーク（カリキュラムツリー及びシラバスをもとに、ワークシートに沿って、学科別のグループワーク
【第2回FD研修会】 令和元（2019）年 9月26日（木） 13：05～14：35	【テーマ】 研究活動に関する事項について 【内容】 ①公的研究費の不正防止について ②令和2年度科学研究費助成事業（科研費）申請の留意点について ③令和2年度科学費研究費（科研費）申請のポイントについて

① 授業期間終了後の測定・把握方法

学生の単位修得状況については、学科において成績通知書で把握し、単位の修得状況により指導を行っている。また、平成27（2015）年度よりGPA(Grade Point Average)制度を導入しており、学生に成績通知書配布の際に開示している。なお、学期GPAが1.00未満の学生に対して、学科教務委員などより、次学期の履修登録までに指導・助言を行うこととしている。

② 卒業時の測定・把握方法

卒業時の免許・資格取得状況により、学習成果を測定している。令和元（2019）年度の免許・資格取得状況は以下のとおりである。

【令和元（2019）年度卒業生の免許・資格取得率】

免許・資格名	希望者数（人）	取得者数（人）	取得率（％）
幼稚園教諭二種免許状	66	54	81.8
養護教諭二種免許状	58	55	94.8
保育士資格	106	104	98.1

③ 授業以外の測定・把握方法

授業以外の測定として、1年次開始時及び2年次開始時に外部機関におけるテスト（PROG基礎力測定テスト）を実施している。それぞれの時点において、社会人として必要な力であるジェネリックスキル（リテラシーとコンピテンシー）がどの程度身に付いているのかを測定している。結果から、学生が将来目指す職業像をイメージし、それに向けての準備学習を効果的に進めることができる。また、社会で必要とされる人材とは何かを意識し、必要な力を高めるために役立てている。

また、1年次においてはクラス担任、2年次においては卒業研究指導教員が、学生一人ひとりについて、学習状況や学生生活についての情報を、学生との面談をとおして把握し、キャリアシートに記載している。このシートをもとに、クラス担任、卒業研究指導教員による学習指導や学生生活の相談、進路指導、保護者対応などを行っている。

【リテラシー：知識を活用して問題を解決する力】

問題解決力（情報収集力・情報分析力・課題発見力・構想力）

【コンピテンシー：人と自分に最適な状態をもたらそうとする力】

対人基礎力（親和力・協働力・統率力）

對自己基礎力（感情制御力・自信創出力・行動持続力）

対課題基礎力（課題発見力・計画立案力・実践力）

教育の質保証については、ディプロマ・ポリシーと各授業科目の到達目標との関連性を明確化するため、カリキュラムマップを作成するとともに、学年・学期ごとに授業科目を配置したマッピング表を作成している。

また、ディプロマ・ポリシーを達成するための科目間の系統性を示したカリキュラムツリーを作成している。ディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシーの授業科目の年次進行と、科目区分間の関連性を図示化したカリキュラムフローチャートを作成し、新入生への履修指導などに活用して、教育の質の向上に努めている。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーについては、前年度に引き続き令和元（2019）年度についても精査を行った。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

平成 27（2015）年度の学校教育法の改正により、学長のガバナンス強化を図るため、組織的な機関決定を重視し、評議会の下に自己点検・評価委員会を設置し、全学的に自己点検・評価活動を行う組織運営の体制は整備したが、自己点検・評価活動について全教職員が関与する仕組みが不十分である。また、学習成果の査定方法については、いくつかの手法で実施しているが、授業フィードバック・アンケートについては、設問項目の見直しを含め、授業改善に繋がる検証が課題である。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

本学の内部質保証システムにおいて、大学組織と法人組織の役割分担を明確にし、自己点検・評価委員会と中期計画部会を中核として、特に教育の質保証は FD 推進委員会及び福原学園 IR (Institutional Research) 委員会等、PDCA サイクルを適切に機能する体制を整備し、客観性・妥当性の検証を図っている。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

基準 I-A 建学の精神の改善計画

建学の精神についての教員への周知は、建学の精神を踏まえた学科独自の FD 研修会などを開催して、学生に教授できるよう建学の精神及び教育理念の理解度を高める。

学生への周知は、教養教育科目「キャリアデザイン I」において、福原学園の歴史や歩

みなどの授業を通じて、建学の精神「自律処行」の理解度を高めていく。また、今後も継続して、建学の精神に関するアンケートを実施し、学生の理解度を把握する。

基準 I-B 教育の効果の改善計画

教育目的・目標及び学習成果の周知については、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー及びカリキュラムフローチャートの毎年度見直しを行い、より分かりやすく可視化することによって、定着を図る。

学習成果の査定については、多面的な視点からのデータを収集し、今後、評議会の下に設置している IR 推進委員会で分析を行い、妥当性を検証する。

また、教育の質保証に係る PDCA サイクルを十分に活用し、授業相互参観や FD 研修会を通じて教育力・研究力の向上に取り組む。

学習成果の妥当性については、三つのポリシーと併せて検討する。

基準 I-C 自己点検・評価の改善計画

自己点検・評価活動については、毎年度の自己点検・評価報告書の作成にあたり、全教職員が自己点検・評価報告書の内容を把握・理解する仕組みを検討する。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

建学の精神のさらなる理解・浸透を図るため、学是「自律処行」の考え方、理解度の浸透のあり方について、担当教員間で十分な検討を行う。

教育の効果の改善を図るため、教育課程の体系性を明確に示し、理解・把握することを目的に教務委員会において、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー及びカリキュラムフローチャートを毎年度検証し、教育の効果へ反映させる仕組みを構築する。また、IR推進委員会における各種データの分析結果を各種委員会及び学科において、改善検討の資料として活用するとともに、学習成果の妥当性の検討についても行う。

自己点検・評価活動については、自己点検・評価委員会の委員長である副学長と学長特別補佐（短期大学部長）のリーダーシップのもと、自己点検・評価委員会と各種委員会の連携を強化し、全教職員参画のもと、自己点検・評価報告書の作成を通じて自己点検・評価活動の充実を図る。

平成 28（2016）年 7 月に学長の諮問機関として九州女子大学・九州女子短期大学教育懇談会（以下、「教育懇談会」という。）を設置した。教育懇談会は、外部有識者を加えた構成とし、本学の教育運営に関する取り組みについて、広く外部の意見も取り入れ、自己点検・評価活動に資することを目的としている。平成 28（2016）年 11 月 10 日（木）に第 1 回教育懇談会を開催し、議長を選出する他、外部有識者への教育懇談会設置の趣旨説明、自己点検・評価活動に係る文部科学省の政策・動向について共通の認識を図ると同時に、今後の懇談内容などスケジュールについて協議と懇談を行った。

令和元（2019）年度においては、第 1 回教育懇談会を令和元（2019）年 8 月 5 日（月）に開催し、平成 30（2018）年度の九州女子大学・九州女子短期大学の事業報告書及び中期計画を背景とした平成 30（2018）年度の教育活動、学生支援及び大学運営を報告し、外部評価員との意見交換を行い、自己点検・評価の改善・向上に資することとした。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

- 提出資料
1. 2019 学生便覧
 2. 2020 大学案内
 3. 情報公開 Webサイト
http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information_2.html
 4. 2019 年度版 教員ハンドブック
 6. シラバス 2019
 8. 2019年度 教務ガイダンス
 9. 九州女子短期大学学則（令和元年度）
 11. 2019 入学試験要項
- 備付資料
5. 単位認定の状況表（令和元年度卒業生）
 6. 免許・資格取得状況一覧表（令和元年度卒業生）
 15. 2019 年度 開講科目カリキュラムマップ
 16. 2019 年度 開講科目マッピング表
 17. 2019 年度 入学生カリキュラムツリー
 21. 進路一覧（平成 29 年度～令和元年度）
 22. 講義別成績統計表
 80. 2019 年度 九州女子短期大学三つのポリシー
 84. シラバス作成要領
 85. 授業計画（シラバス）確認チェックシート
 87. 成績評価の基本方針

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に適用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学のディプロマ・ポリシーは、「人材養成及び教育の研究上の目的」に基づき、以下のとおり定め、「学生便覧」、「シラバス」、「教務ガイダンス」、「教員ハンドブック」及び Web サイトで掲載し、学内への周知はもとより、学外に対しても広く公表している。

【九州女子短期大学】

知識・理解	社会人に相応しい教養および専攻する学問分野における基本的な知識を体系的・構造的に理解するとともに、学んだ知識や自己のあり方等について、文化、社会、自然等と関連付けて理解している。
汎用的技能	多様なコミュニケーションの方法を用いて他者と円滑にコミュニケーションができ、乳幼児期から青年期に至る子どもの成長・発達の科学的理解及びその科学的理解に基づく心身の健やかな成長・発達を支援する専門的知識・技能について学び、地域や社会における課題に取り組むための課題発見力、論理的思考力及び課題解決力を有している。
態度・志向性	自らを律し、自己の良心や社会のルールに従って行動できるとともに、他者と積極的かつ効果的に協調・協働して行動できる。 さらに、地域や社会の一員としての意識を持ち、その改善や発展に向けて貢献しようとする態度を有している。

【子ども健康学科】

知識・理解	①	社会人として、幼稚園教諭、保育士、養護教諭としてふさわしい教養とマナーを身につけている。
	②	保育者、養護教諭に必要な、乳幼児、児童、生徒に関する知識や保育・教育に関する専門的知識と技能を身につけ、保育や教育のあり方と結び付けて理解している。
汎用的技能	①	専門的知識、技能を十分に活用して、保育や教育・子育て支援の場で課題を解決する確かなコミュニケーション力と実践力を有している。
	②	一人一人の特性を理解し尊重しながら、育ちを支え、体と心の健康、安全を守ることができる。
態度・志向性	①	子どもと保護者の立場に立ってその気持ちを受容し、理解し、共感しようとする態度を身に付けている。
	②	保育者、教育者の役割と責任を認識し、自ら成長し向上して責任を果たそうとする情熱と意欲を持ち、社会への奉仕の精神、人に対する優しさと思いやりを身につけている。

本学のディプロマ・ポリシーには、卒業までに達成する学習成果を定めており、「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20（2008）年 12 月 24 日中央教育審議会答申）の学位授与方針で謳われている 4 領域（「知識・理解」、「汎用的技能」、「態度・志向性」、「統合的な学習経験と創造的思考力」）に基づいて構成し定めている。

学則において、単位の認定及び卒業に必要な単位数として以下のとおり定めている。また、履修規程において、取得可能な免許・資格に必要な科目を明示するとともに、詳細事項については、各種法令に基づき、教職課程履修規程、保育士課程履修規程を定め、周知している。

九州女子短期大学学則（抜粋）

（単位の認定）

第 30 条 各授業科目の単位の認定は、試験又はこれに代わるべきものによるものとし合格した者に対して所定の単位を与える。

2 前項の試験等の成績の評価は、秀・優・良・可・不可とし、秀・優・良・可を合格とする。

（卒業）

第 43 条 卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。

教養教育科目 10 単位以上

専門教育科目 24 単位以上

上記の単位を含み合計 62 単位以上を修得する。

2 学長は、本学に 2 年（第 21 条又は第 22 条の規定により入学した者については、第 24 条により定められた在学すべき年数）以上在学し、前項規定の所定の単位数を修得した者に対し、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、卒業を認定し卒業証書を授与する。

また、三つのポリシーについては、「学校教育法施行規則」（平成 29（2017）年 4 月 1 日施行）の改正により、全ての大学等において、教育上の目的を踏まえた「三つのポリシー」を策定・公表することが義務化され、参考指針として『「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー；DP）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー；CP）」及び「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー；AP）」の策定及び運用に関するガイドライン』が提言された。このことを受けて、平成 28（2016）年度に一体的な見直しを行った。

平成 28（2016）年度は、ディプロマ・ポリシーと授業科目の授業概要・到達目標との整合性を確認するため、カリキュラムマップを作成するとともに、学年・学期ごとに授業科目を配置したマッピング表を作成した。カリキュラムマップ及びマッピング表を用いて、ディプロマ・ポリシーと到達目標の整合性を確認した。

本学のディプロマ・ポリシーに基づいて学位を授与された多くの学生が、それぞれ専門職に就職できていることから、本学のディプロマ・ポリシーは社会的に適用性があると考えられる。

今後も、ディプロマ・ポリシーについて、他の二つのポリシーと併せて定期的な点検を行う。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーで示した学習成果を達成すべく、以下のように定め、教育課程を編成している。

カリキュラム・ポリシーについては、「学生便覧」、「シラバス」、「教務ガイダンス」、「教員ハンドブック」及びWebサイトで公表し、学内外に周知している。

子ども健康学科	教育内容	<ol style="list-style-type: none"> 幅広い教養の習得をめざす科目群のほか協調性・自己理解力・判断力の獲得のためのキャリア支援科目を加えた教養教育科目を配置する。 子どもの発達支援及び健康の維持増進に関する専門的知識・技能を獲得するための専門教育科目を配置する。 専門教育科目は、全学共通の基礎科目と、進路に応じて「発達支援領域」、「健康支援領域」のいずれかに軸足をおきながら両領域の知識・技能を修得するよう基幹科目及び教職関連科目を配置する。 卒業研究は、保育者や教育者として必要な専門性と人間性、研究力を身につけることを目標に配置している。
	教育方法	<ol style="list-style-type: none"> 主体的な学びの力を高めるためにアクティブラーニングを取り入れた教育方法を実施する。 演習・実習においてはグループ学習を取り入れ、協調性を身につけるとともに、課題解決能力を育成する。 「異文化交流」や「インターンシップ・プログラム」などの学外実習により体験的な学習活動を実施する。
	教育評価	各授業は、シラバスによって明確化された到達目標と成績評価基準に従い、単位を付与する。

教育課程については、教育目的・目標に即した教養教育科目と専門教育科目を体系的に編成し、子どもの心身の健全な育成に必要な科目内容を盛り込み、十分な学習成果が達成できるようにしている。また、教育職員免許状（幼稚園教諭二種免許状及び養護教諭二種免許状）及び保育士資格の法令に基づいた科目の配置している。

なお、成績評価については、秀・優・良・可・不可とし、秀・優・良・可を合格とし、100点を満点、60点以上を合格として適正に定量化した評価ができるようにしている。

また、教育の質保証のため、シラバスにおいて、科目ごとに具体的な評価基準・方法などを示し、厳正に適用している。シラバスの内容としては、教科書や参考書の提示、授業概要、到達目標、授業計画、準備学習（予習・復習等）、評価方法などの授業計画を統一して記載している。準備学習（予習・復習等）の記載においては、具体的な内容と、それに必要な時間の両方を明記すること及び課題（試験やレポートなど）に対するフィードバック方法の記載を求めるように作成要領に明記している。さらに、第三者（同領域の者）によるシラバスの組織的なチェック体制を導入している。シラバスの記載内容の点検・検証をより組織的なものとするため、シラバス確認者が、「授業計画（シラバス）確認チェックシート」に基づき確認作業を行い、記載内容の適正化を図った。

さらに成績評価の公平性を確保するため、同一科目名称で複数の教員が担当する場合は、成績評価基準などについて担当教員間で十分に協議をして設定している。

教員の配置については、短期大学設置基準、教職課程認定基準、児童福祉法施行規則などに基づいて、教員の資格・業績を十分に反映し、配置している。

教育課程の見直しとしては、ディプロマ・ポリシーを達成するために、どのような授業科目が連携し、年次配当しているかを示したカリキュラムツリーを作成し、科目配置の適切性について今後継続して検証を行うこととした。

教育課程については、「教養教育科目」と「専門教育科目」に区分し、以下のとおり各科目区分を配置し、授業科目を編成している。

子ども健康学科	
科目区分	
教養教育科目	第1群：人文・社会科目 第2群：健康科目 第3群：外国語・情報科目 第4群：キャリア支援科目
専門教育科目	・基礎科目 ・基幹科目（発達支援領域） （健康支援領域） ・卒業研究 ・教職関連科目

専門教育科目は、基礎科目、基幹科目、卒業研究及び教職関連科目に区分している。また、基幹科目については、「他者との協調性、自己理解力、的確な判断力を培い、自主・自立の人材を養成する。また、子どもの心身の健やかな成長・発達について深い知識と高い技能を有し、子どもの成長・発達と健康の維持増進を支援する実践的力量をもった人材の養成を目的とする。」という子ども健康学科の人材養成及び教育研究上の目的を踏まえ、発達支援領域と健康支援領域の専門的知識・技能を学ぶ科目を配置している。

① 基礎科目

基礎科目は、学科の基礎的な科目により構成し、「子ども」関連科目（子ども理解と発達支援に関する科目）、「保育」関連科目（保育の実践的知識・技能に関する科目）、「健康」関連科目（心身の健康の維持増進に関する科目）を配置している。

② 基幹科目

基幹科目は、発達支援領域と健康支援領域の2領域からなる。2領域に構成することによって、学生が希望する進路に応じて「発達支援領域」あるいは「健康支援領域」のいずれかに軸足を置きながら、両領域の専門的な知識・技能を修得させる。

i. 発達支援領域

教育・保育及び心理の分野を中心に編成した科目群で、子どもの心身の健やかな成長・発達を支援する知識・技能を体系的に学習できるよう科目を配置している。

ii. 健康支援領域

学校保健及び看護・医療の分野を中心に編成した科目群で、子どもの心身の健康の維持増進に関する知識・技能を体系的に学習できるよう科目を配置している。

③ 卒業研究

卒業研究は、2年次に研究・実践・発表をとおして、教育者や保育者として必要な専門性と人間性、研究力を身に付けることを目標に「卒業研究Ⅰ」、「卒業研究Ⅱ」の2科目を配置している。

④ 教職関連科目

教職関連科目は、教育職員免許状取得のために必要とされる科目について、1年次から2年次まで体系的に学べるように配置している。

子ども健康学科の教育課程概略図を以下に示す。

【子ども健康学科 教育課程概略図】



[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 現状>

本学の教養科目は、実社会で必要とされる幅広い教養を身に付けることを目的とし、第1群「人文・社会科目」、第2群「健康科目」、第3群「外国語・情報科目」の区分による科目を配置する他、第4群として「キャリア支援科目」の区分を設けている。九州女子短期大学の学是「自律処行」に示され、かつ今日の教育者・保育者の資質として特に求められる、他者との協調性、自己理解力、的確な判断力を身に付けるため、入学時からキャリア教育を実施している。

また、「キャリア支援科目」においては、大学での生活、学習方法の修得、学習の動機付け等を内容とする導入教育から、それぞれの取得を希望する免許・資格の就職支援に至る内容で実施している。

単位の認定については、各学部の学則及び履修規程において詳細に定めており、それらに基づき単位認定は厳正に適用されている。

単位は、履修登録手続きを正しく行い、授業に出席したうえで、シラバスに明記されている各科目の評価基準に従って認定される。シラバスでは、授業科目ごとにその授業の概要、授業の到達目標及びディプロマ・ポリシーと授業到達目標との関係を示し、そのうえで各授業科目の成績評価の方法について、授業到達目標への到達努力の評価と最終到達度の評価の計 8 項目の基準で 100% となるように明示されている。なお、教養教育科目である語学、情報処理、キャリアデザインなど、同一科目を多クラスで開講している科目の評価は、統一シラバスにより評価基準に教員による差異がないように配慮している。

このように単位の認定に関しては、学則及び履修規程上で明確に規定されており、シラバスに示す成績評価基準に基づき、厳正に行っている。特に、シラバスには各回授業の予復修課題の内容を記載して、単位の実質化の一助にしている。

成績評価・GPA換算表

合 否	評価基準	「成績通知書」 評価表示	「成績証明書」 評価表示	G P (Grade Point)
合 格 (単位修得)	100～90点	秀	秀	4.0
	89～80点	優	優	3.0
	79～70点	良	良	2.0
	69～60点	可	可	1.0
不 合 格	59～0点	不可	表示されない	0
	失格	失格		0

成績は、評価基準の点数に応じて秀、優、良、可、不可で評価され、可以上を単位修得評価として認定している。なお、評価基準の点数が不合格で不可となった場合、成績通知書の記載については、評価点数が、59～0点の場合は「不可」、出席不良の場合は「失格」と表記し、不認定となった理由をより明確にすることで、学生の以後の学修改善に繋がるようにしている。また、成績評価はポイント換算し、GPA(Grade Point Average)算出の基礎点として活用している。

また、全科目において中間アンケート及び授業フィードバック・アンケートを実施し、授業内容・方法に関し、学生の意見を聴取し、改善を図っている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学では、「幼稚園教諭二種免許状」、「養護教諭二種免許状」、「保育士資格」の取得を中

心に教育課程を編成している。

現在、幼稚園教諭及び保育士の人材不足が全国的な課題となっていること、及び養護教諭免許状の取得を第1希望としている学生においては、保育士資格を併せて取得希望する者が増加していることに鑑み、平成28（2016）年度より、保育士養成人数を100人から150人に増員した。このことから、養護教諭免許状の取得を希望する学生について、全員が保育士資格を取得できるようになり、子どもの心身の健康管理について、専門性が高く現場対応能力に強い保育士をより多く輩出することが可能となった。

免許・資格に係る実習指導については、全ての実習において事前事後指導を実施している。1年次前期の専門教育科目「子ども健康学演習」では、各実習に通じる基本的なマナーや身だしなみ、実習内容についての指導を行っている。事前指導では、実習に関する基礎講座、頭髪・服装検査、事前訪問の説明（電話の掛け方等）、個人票・誓約書の書き方、実習先概要の書き方、指導案の書き方、日誌の書き方、お礼状の書き方を実施している。事後指導では、実習報告会や実習先での事例をもとに事例検討会を実施し、次の実習に向けての目標設定や就職に必要な社会人としての素養を身に付けるために役立てている。

また、本学では各種免許・資格を取得して卒業する学生が多く、学校等の機関に就職することが多いことから、各種免許・資格取得に必要な学外実習時に、担当教員が実習先に出向き、卒業生の状況や就職先での評価等の把握に努め、学科会議等を通じて、各教員情報共有を行い、今後の学生指導等に役立てている。

【平成29（2017）～令和元（2019）年度 卒業生の免許・資格取得状況】

免許・資格名	平成29（2017）年度	平成30（2018）年度	令和元（2019）年度
幼稚園教諭二種免許状（人）	72	72	54
養護教諭二種免許状（人）	65	56	55
保育士資格（人）	131	103	104

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要領に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

本学は、建学の精神である学是「自律処行」を理解し、ディプロマ・ポリシーに掲げた目標を強い意志を持って達成しようとする人を受け入れる。また、そのためにカリキュラム・ポリシーをよく理解し、学科の教育目標に応じて真摯に学問修得に励む以下のような人材を広く求めている。

子ども健康学科	1. 高等学校もしくは中等教育学校で、基礎学力および教育や保育の現場で必要となる人間関係能力、文章力を身につけている。(知識・技能)
	2. 乳児・幼児・児童と実際に関わっていくために必要な論理的思考力および表現力を持つとともに課題解決力を持っている。併せて、子どもの心身の健やかな成長発達を支援することに熱意を持っている。(思考力・判断力・表現力)
	3. 教育・保育者として他者への思いやり、人と協力して地域・社会に貢献しようとする意思を持っている。(主体性・協働性)

平成27(2015)年度より、アドミッション・ポリシーを見直し、入学までに身に付けておくべきことを加え、求める人材についてより具体的なものとした。

アドミッション・ポリシーについては「大学案内」、「入学試験要項」、「学生便覧」、「シラバス」、「教務ガイダンス」、「教員ハンドブック」及びWebサイトで公表し、学内外に周知している。

本学の入学者選抜は、複数の形態の入試によって行われている。それぞれの入試における選考の方法は、アドミッション・ポリシーに対応した入学者選抜を実施している。

また、AO(Admissions Office)入試、指定校推薦入試及び一般推薦入試において、「学力を構成する三要素」を踏まえた評価項目を設定し、面接内容の充実・強化を図り実施した。

入学者選抜の実施にあたっては、学長を委員長とする入学試験委員会において全学的な意思決定を行い、入試実施に係る業務は入学試験委員会で確認された実施要領を通じて全学の教職員へ周知され、適切に実施されている。入試判定は、短大部長、教務部の協議により可否を判定し、判定結果を入学試験委員会に提案し、厳正かつ公正に審議したうえで学長によって最終的に決定している。

障害等がある入学希望者からは、事前に相談を受け付け、障害学生受入検討委員会での審議を通じて、入学試験における合理的配慮事項を検討している。

入学者選抜に係る点検・評価については、毎年度入学試験委員会において、当該年度の実施結果に基づき、次年度の入試制度の改善について検討するとともに、入学試験結果のみならず、入学者の入学後の学業成績を用いるとともに、外部有識者からの意見も取り入れる体制を整えている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

本学のディプロマ・ポリシーには、卒業までに達成を目指す学習成果が定められており、免許・資格の取得を学習成果の一つとして位置付けている。これを踏まえ、「幼稚園教諭二種免許状」、「養護教諭二種免許状」、「保育士資格」の取得を中心に教育課程を編成していることから、学習成果には具体性がある。

教育課程は、修業年限である2年間において、これらの学習成果を達成し、卒業・学位授与に必要となる単位を修得できるように編成されている。2年間での学習成果の達成が可能となるように、各年次の授業開始前にオリエンテーションを実施し、履修指導を行っている。

本学が学習成果の一つとして位置付けている免許・資格については、社会的ニーズに対応した免許・資格であり、実質的な価値が十分にあるものとする。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 現状>

本学は、平成 27（2015）年度より GPA 制度を導入しており、学生に成績通知書配布の際に学期 GPA と通算 GPA を開示し、GPA の内容について担当教員が説明している。本学では、履修した科目の成績評価（S、A、B、C、D）それぞれを 4、3、2、1、0 の GP（グレードポイント）に置き換えて、単位数を乗じてその合計を履修単位数の合計で除して 1 単位当たりの平均値を算出した数値を GPA としており、学期 GPA が 1.00 未満の学生については、学科教務委員などが次学期の履修登録までに指導・助言を行うこととしている。

また本学では、平成 24（2012）年 8 月 28 日付の中教審答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」を踏まえ、平成 25（2013）年度よりアセスメントテスト（学修到達度調査）を実施している。平成 30（2018）年度は株式会社リアセックの PROG 基礎力測定テストを利用し、経年変化の検証及び全国平均との比較検討を行い、特に力を入れるべき取り組みについて、検討を行い、本学の学生の基礎学力等の経年変化や全国平均などを通じて、客観的にデータを把握し、次年度に特に力を入れるべき取り組み事項を学科で取り纏め、情報共有を行い、シラバス作成や学生指導等に役立てている。

令和元（2019）年度には、九州女子大学家政学部人間生活学科と子ども健康学科が連携し、総合共通科目の「キャリアデザイン」の授業を利用して本学学生の能力や特徴、及びその経年変化の把握に努めた。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

免許・資格取得については、幼稚園、小学校、保育所、社会福祉施設、病院で実習が必要であり、各教員は、学生が実習期間中に実習先を訪問し、指導を行っている。実習先訪問を実施した際、本学卒業生に関する就職先からの意見聴取を行っている。就職先から出された意見は記録に残し、学科会議を通じて教員間で情報を共有するとともに、キャリア支援課に対して実習の状況を報告し、情報を共有しており、授業の改善等に役立てている。

就職先からの求人については、幼稚園、保育所、施設などから継続的な求人があり、これらのことから、令和元（2019）年度は就職希望者全員が就職決定となる就職率100%を達成することができた。これらは、専門分野の就職先を含めて、卒業生に対する良好な評価の結果であると判断される。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

本学のディプロマ・ポリシーと授業科目の到達目標との整合性について、カリキュラムマップ及びマッピング表の作成をとおして、確認を行ったが、今後、組織的な検証が必要である。また、カリキュラム・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーを達成するための科目間の系統性を示したカリキュラムツリーを作成し、現状のカリキュラム体系の可視化を図っており、今後、科目配置の適切性及びディプロマ・ポリシーとの関連性の検証を継続して実施していく。

本学の学習成果は、ディプロマ・ポリシーに示した人材養成に基づき、免許・資格取得状況により把握している。学習成果の測定については、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを活用し、継続的に検証を行う必要がある。

本学では、教育・保育現場で活躍できる人材の養成を主としており、就職先に関しても、専門性を活かした職場に多く就職している。しかし、近年は、教育・保育現場以外の多方面の職種からの求人も多くあることから、教育・保育現場での就職先はもとより、全ての就職先で求められる「社会人基礎力」や「就業力」の向上を2年間の学びのなかで伸ばしていくことを検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程と学生支援の特記事項>

本学では、学是「自律処行」に基づき、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな女性を育成することを教育理念とし、大学全体の細部に亘り学生指導を行っている。

本学では免許・資格取得支援の強化を目標としているが、教育・保育現場での就職先はもとより、全ての就職先で求められる「社会人基礎力」や「就業力」を向上させるため、免許資格取得に必要な学外実習の事前事後指導をとおして、専門性と人間性を重視した教育指導を行っている。

平成 28（2016）年度に本学の自己点検・評価活動に資することを目的に外部有識者を委員に加えた教育懇談会を設置した。令和元（2019）年度第 1 回教育懇談会（令和元（2019）年 8 月 5 日開催）において、平成 30（2018）年度の本学の教育活動について以下の評価を受けた。

- ①教育活動における成果指標である国家試験や免許・資格試験の目標数値に達していない結果について、各学科で点検・評価を行い、次年度の教育改善に努めていることは評価できる。
- ②高い目標を達成することで、達成感と経験値が得られることから、次年度の目標設定では、本年度の結果に基づき、設定することが望ましい。
- ③免許・資格取得における教員採用試験対策では、外部講座の活用結果を分析し、新たな講座の開講及び学部間の連携や情報共有等にて常に改善努めている。外部講座委託先については、情報量と実績の基に、採用試験対策は採用試験合格率に表れており、評価できる。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

- 提出資料 1. 2019 学生便覧
5. 2019 Campus Life
6. シラバス 2019
8. 2019年度 教務ガイダンス
11. 2019 入学試験要項
12. 入学から卒業まで一目でわかる九女生のための資格取得本
- 備付資料 7. 学生生活アンケート集計結果
9. 2020 入学手続き
10. 子ども健康学科 Web サイト http://www.kwuc.ac.jp/course/child_health/
11. 「入学前教育課題」に関する資料
13. 学内研修のしおり（新入生オリエンテーション資料）
15. 2019 年度 開講科目カリキュラムマップ
16. 2019 年度 開講科目マッピング表
17. 2019 年度 入学生カリキュラムツリー
19. 進路登録カード
20. キャリアシート
21. 進路一覧（平成 29 年度～令和元年度）
22. 講義別成績統計表
23. 授業中間アンケート用紙
24. 授業フィードバック・アンケート用紙
25. 令和元年度 授業フィードバック・アンケート集計結果
26. 授業フィードバック・アンケート所見票
29. FD 研修会資料
30. 授業相互参観及び公開授業に関する資料
31. SD 研修会資料
32. 福原学園事務職員等研修規程
41. 附属図書館 Web サイト <http://www.lib-kyujyo.jp/>
43. 附属図書館 利用案内
51. 福原学園例規集
53. 入学試験委員会議事録（平成 29 年度～令和元年度）
62. 学生部委員会議事録（平成 29 年度～令和元年度）
64. 就職委員会議事録（平成 29 年度～令和元年度）
65. ファカルティ・ディベロップメント推進委員会議事録
（平成 29 年度～令和元年度）
66. アセスメントテスト実施検討部会議事録（平成 29 年度～令和元年度）
73. 障害学生受入検討委員会議事録（平成 29 年度～令和元年度）
82. 令和元年度 事業計画書・事業計画アクションプラン

- 86. 外部機関における基礎力測定テスト結果
- 89. 九州女子短期大学学術情報センター規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

全教員が各担当科目において、ディプロマ・ポリシーを達成させるための授業内容を策定し、シラバスに基づいた授業を実施するとともに、成績評価を行っている。また、学期ごとに教員が直接学生に成績を配布することにより、教員は、学生の単位取得状況及び GPA を把握しており、単位取得状況に基づき、1年次はクラス担任、2年次は卒業研究指導教員が指導を行っている。

学生による授業評価としては、授業中間アンケートを実施し、その結果を受け、授業担当者が後半の授業の改善を行っている。その後、学期末に授業フィードバック・アンケートを実施し、集計結果を当該授業担当者にフィードバックしている。授業担当者は、その授業フィードバック・アンケートの集計結果について、所見票として「結果についての所見」及び「次回に向けての展望」を提出することとしており、アンケート集計結果と所見票は本学図書館で公開し、閲覧できるようにしている。

令和元（2019）年度のFD活動として、第1回FD研修会を令和元（2019）年8月27日（火）

に「教育活動に関する事項について」をテーマとして開催した。内容については、「令和2年度のシラバス作成について」の講演及び「到達目標における成績評価方法のあり方について」のグループワークを行った。第2回FD研修会については、令和元（2019）年9月26日（木）に「公的研究費の不正防止について」、「令和2年度科学研究費助成事業（科研費）申請の留意点について」及び「令和2年度科学研究費助成事業（科研費）申請のポイントについて」の講演を実施した。

また、「見て学ぶ」を目的とした全教員による授業相互参観を年1回開催し、他教員の授業を参考にすることで、授業改善に役立てている。

教員は、授業内容の把握・理解を深めるため、免許・資格取得別（「幼稚園教諭二種免許状」「養護教諭二種免許状」「保育士資格」）にカリキュラムツリーを策定し、関連科目の連携を担当教員間で行い、各授業において内容の調整を行った。

教員による学生に対する指導としては、1年次については、入学直後の新入生研修により履修指導を徹底して行っている。内容としては、取得希望の免許・資格に応じた時間割モデルを策定し、学生自身が時間割を作成できるよう指導を行っている。学生が各自で時間割を作成した後は、クラス担任、学科教務委員による履修確認を行い、履修登録終了時まで学生同士で時間割の確認を行うという作業を経て履修ミスを防いでいる。

2年次においても、1年次と同様に、履修指導、時間割確認を行い、学生が目指す免許・資格取得に向けて、履修ミスが無いように指導している。

学生からの履修方法に係る問い合わせについては、クラス担任、卒業研究指導教員、学科教務委員と教務・入試課が連携し対応している。

学生支援における事務職員の対応としては、1年次生に対し、入学直後のオリエンテーションにおいて、卒業及び免許・資格取得や大学生活における支援について説明している。また、各課の所掌事務に基づき、学生の履修状況、実習状況及び生活状況などを把握しており、総合窓口（コンシェルジュ）での一元的な対応を行っている。

学習成果の獲得に向けて、教務委員会において、教員との連携を図り、カリキュラムマップ、マッピング表及びカリキュラムツリーの作成を通じて、業務を遂行している。

事務職員の質の向上を目的とした、スタッフ・ディベロップメント（以下、「SD(Staff Development)」という。）活動には、学園主催研修、大学主催研修及び外部研修があり、SD活動を通じて学生支援を充実させている。令和元（2019）年度については、評議会において、「事務職員研修実施計画（案）の策定について」を審議決定のうえ、実施計画に基づき、SD研修を実施した。

学園主催研修については、「福原学園事務職員等研修規程」に基づき、外部講師の招聘及び外部研修会への参加を中心に、事務職員の能力開発と質の向上を目的として、階層別研修を実施している。そのなかで階層別研修においては、若手職員育成セミナーや主事・副主幹昇任者を対象とする中堅職員育成セミナーへの参加を促している。

大学主催の学内研修では、事務職員研修実施計画を策定し、評議会の承認を経て計画的に実施している。この研修実施計画は、SD研修として事務職員だけでなく本学教職員を対象に、教育・財務・ハラスメント・危機管理等大学運営に関する研修会を企画し開催している。

外部研修については、各課の所掌事務の内容に応じて文部科学省及び日本私立短期大学協会などが主催する説明会や研修会に参加するとともに、企業などが主催する研修会にも積極的に

参加し、専門知識の向上とスキルアップに繋げている。

以下に大学主催のSD研修会の概要を示す。

【令和元（2019）年度 大学主催 SD 研修会】

月日	テーマ・内容
日付：8月23日（金） 講師：法人事務局財務部 対象：専任教職員全員	【テーマ】 学園全体と九州女子大学・九州女子短期大学の財務状況の把握・分析 【内容】 1. 平成30（2018）年度決算報告 2. 財務分析による現状と問題点 3. 第2次中期財政計画の進捗状況
日付：9月5日（木） 講師：NPO 法人福岡ジェンダー 研究所 高木 里美 対象：専任教職員全員	【テーマ】 事例から考えるキャンパスハラスメント～予防と対策～ 【内容】 パワハラ・アカハラを中心に事例を基にした解説の中で予防・対策について 講義形式で行う。男女雇用機会均等法の改正に伴い、セクハラにも触れる。
日付：9月30日（月） 講師：澤田小百合 事務局長 阿部清一 事務職員 松田裕次郎 事務職員 対象：専任事務職員	【テーマ】 人材育成の新たな全学的取組みの具体化に向けた検討について 【内容】 1. 内部・外部連携の強化 2. Society5.0 社会に向けた人材育成 3. SDGs の推進

本学では、学内の施設設備及び技術的資源を有効に活用し、学生の学習成果の獲得に向けて支援を行っている。

具体的には、図書館司書による学習支援として、閲覧カウンターにて図書館利用に関する案内を行うとともに、レファレンス・サービスの窓口にて、学習・研究に必要な文献や情報を探し出すための個別的支援を行っている。1年次生については、適宜入学後図書館ツアーを実施している。図書館ツアーでは担当事務職員が本学図書館の基本的な利用の仕方、文献検索の概要などを指導している。また、図書館主催の各種学習支援講座の充実のため、図書館リテラシー教育を実施した（年間開講講座数実績30回）。さらに、1年次の指導内容を2年次生以降に深化させ、卒業研究や課題レポートに関する先行研究の学術論文などを学生自身が検索できるように継続的指導を行っている。

以下に平成30（2018）年度、令和元（2019）年度の図書館資料の貸出利用状況を示す。

【図書館資料貸出利用状況】

	利用者（人）			資料利用者（冊）			学生1人当貸出（冊）	
	利用者 合計	うち 夜間	うち 一般 利用者	館外貸 出合計	うち 大学生	うち 短大生	大学生	短大生
平成30（2018）年度	21,083	3,939	85	9,143	6,518	1,124	5.3	3.5
令和元（2019）年度	19,399	3,470	91	8,341	6,253	873	5.1	3.0

本学では、教育課程及び学生支援を充実させるために、授業を通じて学生のICT（情報通信技術）の向上を支援している。

情報処理施設として、情報処理演習室 1 (60 人収容)、情報処理演習室 2 (60 人収容)、情報処理演習室 3 (40 人収容)、情報処理演習室 4 (70 人収容) の他、学生が自由に使えるオープンルーム (40 人収容) を設置しており、学生や教職員が学内の情報処理施設を利用する際には、配布されたアカウントとパスワードにより認証され、利用することとしている。

また、学内の主要な場所での無線 LAN によるインターネット接続環境を整備しており、Web を利用した学内向けサービスとして、学習支援システム (LMS : Learning Management System)、CALL システム (英語学習システム)、電子メール (Web メール) を提供している。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物 (ウェブサイトを含む) を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣 (長期・短期) を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

本学では、学習の方法や履修登録の方法などについて定期的にオリエンテーションを実施している。1年次生に対しては、入学直後の事務局主催や学科主催によるオリエンテーションにより、本学での大学生活における全般的な説明を行っている。

特に新入生研修では、2日間にわたり、学内研修のしおりを配布し、本学での学びの注意点、免許・資格に係る実習スケジュール及び履修指導を行い、学習方法や単位修得について理解を促している。また、後期の授業開始前にも、学科主催のオリエンテーションで履修指導を行い、履修ミスがないように、クラス担任などが時間割作成をサポートしている。

2年次生に対しては、授業開始前に履修指導を行い、免許・資格取得に向けて指導している。これらの履修指導などについては、「学生便覧」、「シラバス」、「教務ガイダンス」に加え、免許・資格取得のために「入学から卒業まで一目でわかる九女生のための資格取得本」を活用している。

また、学習面では学生の基礎学力、読み書きなどの国語力が以前と比べ低下してきているため、教養教育科目「文章力をつける」の授業において、国語力が身に付くように教育を行っている。免許・資格取得に必要な学外実習においては、文章力やレポート作成能力が必要不可欠であるため、実習日誌の記載内容の指導を行い、報告会など、機会あるごとにレポート課題を提出させ、添削を行い、文書力の向上に努めている。その他、学生からの学習に

関する相談や学力不足に対する個別指導については、オフィスアワーや教員の空き時間を利用して、対応を行っている。

学生の就学状況に関しては、教員、キャリア支援課、教務・入試課が連絡を密に取り、組織的に対応するよう努めている。本学の履修規程においては、授業科目の受講回数が開講回数の3分の2に満たない者は当該科目を受験できないことを規定している。このことから、授業開始当初から欠席が続く学生に対して、学科教務委員に報告し、学科教務委員からクラス担任、卒業研究指導教員に連絡する体制を整えている。その後、担当教員が当該学生と面談を行い、授業への出席を促すなどして、その科目が未修得とならないように指導を行っている。また、対象学生の保護者に対しても、受講状況などを電話又は面談によって伝えるようにし、大学と家庭と連携を図っている。

その他、クラス担任、卒業研究指導教員は担当している学生に対し、年2回の個人面談を実施し、その時点での学習状況、将来の進路、抱えている問題などを記載したキャリアシートを作成し、学生の状況の把握に努めている。

これらの指導体制により、令和元(2019)年度の退学率は3.2%にとどまっており、退学理由については「本人の意思による進路変更」が主である。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

本学では、平成28(2016)年度より事務組織を再編し、学生支援及び就職支援と募集広報業務を担当するキャリア支援課を設置し、学生の生活支援のための事務分担はキャリア支援課の学生担当が主として対応を行っている。

また、学生への総合的な支援の場として総合窓口（コンシェルジュ）を設け、学生の相談・支援について、一元的に受け付けている。

学生支援に関する内容を審議する組織については、教職員で構成される学生部委員会を設置し、九州女子大学と合同で運営している。学生部委員会の審議内容は、学生の生活指導に関する事項、学生の福利厚生に関する事項、学友会に関する事項、保健衛生・環境整備に関する事項、学生表彰に関する事項などである。また、学生生活に関する学生の意見などについては、毎年1回全学生を対象に学生生活アンケートを実施している。平成23（2011）年度には、学生の意見などを取り入れ、学内全面禁煙に向けて段階的に実施した。

本学における学生が主体的に参画する活動については、部活動として部・同好会があり、大学行事として学生総会・スポーツフェスタ・文華祭・大学祭などがある。大学行事では、学生が中心となり、自主的に活動を行っており、その学生の自主的な活動の指導・助言を、キャリア支援課が中心に行っている。

また、円滑なキャンパスライフを送るため、様々な福利厚生施設を配置している。学生のくつろぎや自学自習の時間を過ごしてもらうため、館内においては、弘明館の1階に「九女ラウンジ」を設置するとともに、弘明館2～4階に自学自習スペースを設置している。また、耕学館では「耕学館ラウンジ」を設置して対応している。館外では、ベンチ、椅子を設置し、授業の空き時間を学生同士又は教職員との自由な交流の場として提供を行っている。

弘明館2階には学生ロッカー室と併設して、「なでしこルーム」を設置し、体育実技や実験・実習などの授業後に身だしなみを整えられるように配慮している。

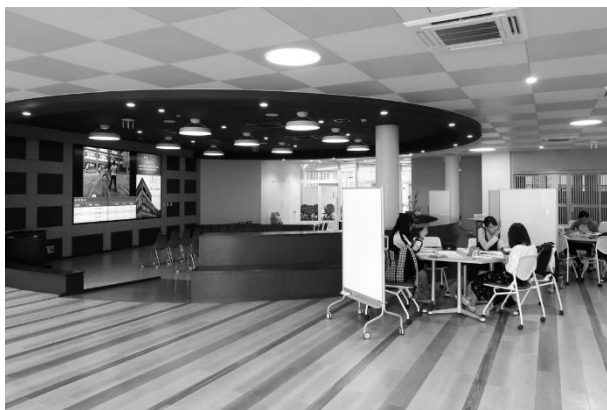
学生食堂については、学内寮の1階に設置している。

学生の健康管理及びカウンセリングについては、保健室を設け、学園の保健センター専任の看護師が学生の日常的な病気や怪我への対応を行い、必要に応じて心理カウンセラーと連携しながら学生の悩みの早期解決を支援している。保健室では、相談に来た学生の心身の体調を判断し、必要な場合は地域医療機関などを紹介して、体調の悪化を未然に防ぐように努めている。なお、本学の保健室の環境については、弘明館の1階にベッド室（安息の場所）を確保しているが、ベッド室を相談室と分離することにより、相談に来る学生への対応と体調を崩してベッドで休養する学生への対応を分けることや、体調不良者が静かな環境で過ごせるように配慮している。また、カウンセリングルーム（相談室）については相談者と待合室にいる学生が顔を合わさずにすむように、学生の心情に配慮した動線が確保されている。

【学生のための福利厚生施設】

No	名 称	概 要
1	九女ラウンジ	弘明館 1 階にあり、9 面マルチモニターのデジタルサイネージ（電子掲示板）を設置しており、大学の行事や、JR 情報、休講情報を随時提示している。その他、ミーティングや自学実習の場として利用できる。
2	耕学館ラウンジ	耕学館 1 階にあり、自動販売機を設置し、授業の合間や昼休みなど学生の憩いの場となっている。
3	館外における憩いの場	学生たちのリラックススペース。
4	なでしこルーム	常日頃より洗練された女性であるために、身だしなみを整えることができるように設置され、マナーのレッスンなどにも利用される。
5	学生食堂	学内寮 1 階にあり、昼食並びに学生の憩いの場を提供している。
6	カナート（売店）	思静館 1 階にあり、お弁当、文房具、雑誌を提供し、コピー機を設置している。
7	保健室	弘明館 1 階にあり、専任の看護師が学生の日常的な病気や怪我への対応、さらに心身の悩みの相談に応じて心理カウンセラーと連携しながら、学生の悩みの早期解決を支援している。

【弘明館 1 階 九女ラウンジ】



【耕学館 1 階 耕学館ラウンジ】



【館外における憩いの場】



【弘明館 2 階 なでしこルーム】



【学内寮 1階 学生食堂】



【思静館 1階 カナート（売店）】



【弘明館 1階 保健室】



学生の通学について、本学学生の多くは、北九州市近郊に居住しており、その多くは電車を利用して通学している。本学の最寄り駅である鹿児島本線の JR 折尾駅では 1 時間に 5～7 本程度の運行があり、駅から本学まで徒歩 10 分と利便性は高く、無理なく通学できる。公共交通機関での通学が不便な学生のために、敷地内に駐車場・駐輪場を整備し、利用を許可している。

また、自宅から通学できない学生については、学内寮（鶴泉寮）及び学外寮（折尾マンション）を完備するとともに、寮以外の住居は本学近隣の業者を案内している。

学生への経済的な支援としては、主に二つの方策を用意している。

第一の方策は、各種奨学金の紹介である。最も利用者が多いのは日本学生支援機構による奨学金制度であり、令和元（2019）年度の奨学金受給者数は、在籍者数 290 人中、第一種奨学生と第二種奨学生を合わせると、150 人（のべ 167 人）、在学生の 51.7%が支給を受けている。その他、給付奨学金は 11 人が支給を受けている。

第二の方策は、在学生に対する本学独自の経済的な支援である。まず一つは、学内活動を積極的に行い、リーダーシップを発揮する模範生であり、学業成績も優れた学生を対象とした学力奨学生制度である。学力奨学生制度は、優秀奨学金（各学科学年 1 人ずつ）、奨励奨学金（大学 1 人、短大 1 人）、育英奨学金（大学 1 人、短大 1 人）の 3 つからなり、授業料の半額を給付している。毎年 4 月に募集を行い、令和元（2019）年度は 2 人（優秀奨学金 2 人）の学生が受

給した。もう一つは、学業成績に優れ、国際交流・留学生支援室が企画する短期海外研修プログラムに参加を希望する学生を対象とした海外留学支援制度である。後援会の支援により研修費用の一部として一人あたり 50,000 円を給付している。毎年 4 月に募集を行っているが、令和元（2019）年度の参加希望者はいなかった。また、卒業学年（就職内定者）限定として、福原弘之奨学生制度 1 人（授業料全額）、教育研究支援募金奨学生制度 1 人（授業料半額）の支給を受けている。

学生の意見聴取については、意見・要望を把握するため、学内に「意見箱」を設置している。「意見箱」に投函された学生の意見書は、学生部長とキャリア支援課担当職員で、月に 1 度の頻度で回収を行っている。回収された学生の意見・要望等については、学長を委員長とする意見箱開示委員会を設け、各部長と学生部委員の代表者 1 人で内容を検討し、対応策等について審議する。その回答結果は掲示板に文書で掲示し、学生に周知されている。本制度は記名を原則としているため、開示委員会で検討した結果をキャリア支援課担当職員が学生本人に直接回答する。ただし、平成 29（2017）年度より弘明館 1 階にコンシェルジュ（総合窓口）が設置されたことから、学生の意見や質問を直接聞くことが可能となった。

社会人学生の支援については、「九州女子短期大学奨学金運用要項」に基づき、入学金全額を免除するとともに、授業料及び施設設備費 3 分の 2 を免除する経済的な支援を行う制度がある。

本学では、今のところ留学生は在籍しておらず、留学生に対する特別な支援体制は構築していない。また、長期履修生制度についても特段設けていない。

障害者の受け入れのための施設の整備としては、本学全館において、エレベーター、バリアフリーのためのスロープ、障害者用トイレを設置している。なお、支援体制については、平成 28（2016）年度より障害学生受入検討委員会を設置し、引き続き受け入れる学生への合理的配慮について検討を行っている。

学生の社会活動については、学科独自のボランティア活動として、1 年次に九州女子大学附属幼稚園をはじめ、近隣の保育所・施設・幼稚園などのイベント活動に参加している。令和元（2019）年度については納涼祭、運動会、生活発表会、折尾まつりなどのイベントに参加した。ボランティアに参加した後は、それぞれ振り返りシートを提出し担当教員が評価を行っている。

【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動をしている。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

本学の事務組織は、基準Ⅱ-B-3の現状で記述したとおり、就職支援のための事務分担は、キャリア支援課就職担当が主として対応している。具体的な就職支援は、キャリア支援課就職担当と学科が連携し支援を行っている。

就職支援に関する内容を審議する組織として、教職員で構成される就職委員会を設置し、就職指導、企業開拓及びその他就職に関する事項について、九州女子大学と合同で審議を行っている。

キャリア支援課就職担当においては、毎年度の就職動向や経年の就職状況を分析し、それらの情報を学生に伝達していくとともに、就職相談に来た学生を個別指導できる体制をとっている。また、就職支援のために担当者が学生全員の面談を行っている。

就職相談に来ない学生に対しては、各担当者がメールでの対応や電話で呼び出しを行うなどの対応を行う他、卒業研究指導教員などと連携し、個人データの管理を図り、学生の就職支援を組織的に行っている。

平成 21 (2009) 年度から、事務システムを更新し、学外から本学の就職関連の Web サイトにアクセスでき、就職活動や就職求人の検索ができるシステムを導入している。学生の進路選択に関する指導については、個人面談を行った際の個人データを充実させるため、進路登録カード(職業安定法第 33 条の 2「学校等の行う無料職業紹介事業」の規定に基づく)を 1 年次の 12 月頃に提出させて、2 年次の 7 月より全員の個人面談を行い、個人データを作成している。その後、就職活動の進展状況や相談情報を全てパソコン上の個人管理システムで管理するよう努めている。企業求人ファイル・求人票の掲示はもちろんのこと、受験した本人が受験傾向を記載した受験報告書の閲覧や就職関連の書籍なども自由に利用できる。一人ひとりの学生のニーズに応えることができるよう、希望する時間に就職相談や面接指導が受けられる予約制を導入し、エントリーシートや履歴書の個人指導も実施している。

進路支援に関わる指導としては、マナー・プロトコル講座や企業面談会を実施するとともに、就職試験対策などの支援として、キャリアカウンセラーを配置し、面接指導や就職に関する相談を行っている。

学生のニーズに合わせて、教員採用試験対策をはじめ、地方公務員試験対策や医療関連の資格など就職活動に役立つ資格講座が開講され、就職活動を有利に進める体制を整えている。

また、教育課程においては、キャリア支援科目として「キャリアデザインⅠ～Ⅲ」(1 年次前期から 2 年次前期まで)を配置し、学生へ職業観や就職の基礎知識などについて、体系的に指導をしている。1 年次には社会で活用できる汎用的能力を涵養するために、社会人として必要な基礎的能力の修得を目指している。2 年次は学生各自の目標、希望進路、専門性にに基づきキャリア支援を行っており、学生自身が継続的に自身のキャリア形成を学び構想する力を養っている。

免許・資格に係る就職支援については、教員採用試験の対策をはじめ、その他免許・資格に関する対策を行っている。

令和元(2019)年度の教員採用試験対策及び公務員試験対策については、令和元(2019)年度事業計画アクションプラン(以下、「事業 AP」という。)に基づき、組織的に対応している。特に養護教諭採用試験対策については、1 次試験直前対策講座を 4 月から 7 月に週 1 回実施した。2 次試験対策として、討論・面接、実技、模擬授業、場面指導に係る実践形式の講座を 8 月

に実施した。また、次年度を見据えた教員採用試験対策として、9月から12月にかけて週1回実施した。

免許・資格に係る実習指導については、全ての実習において事前事後指導を実施している。1年次前期の専門教育科目「子ども健康学演習」では、各実習に通じる基本的なマナーや身だしなみ、実習内容についての指導を行っている。事前指導では、実習に関する基礎講座、頭髪・服装検査、事前訪問の説明（電話の掛け方など）、個人票・誓約書の書き方、実習先概要の書き方、指導案の書き方、日誌の書き方、お礼状の書き方を実施している。事後指導では、実習報告会や実習先での事例をもとに事例検討会を実施し、次の実習に向けての目標設定や就職に必要な社会人としての素養を身に付けるために役立てている。

また、事前事後指導だけでなく、教育者・保育者としての素養を身に付けるため、全ての科目において各実習を学びの成果として位置付け、全教員共通の認識のもとに授業を展開している。

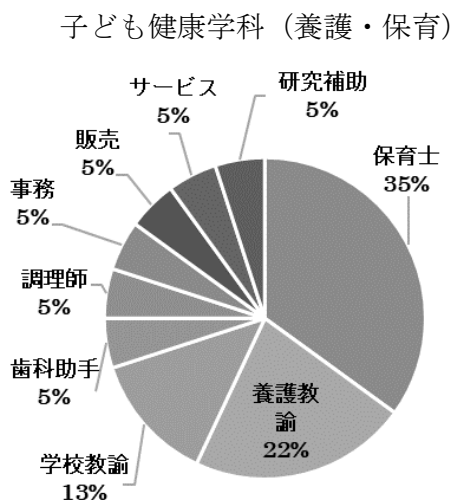
免許・資格取得に係る学外実習について以下に示す。

学年	時期	実習名	実習先	免許資格名
1年	8月	一日見学実習	保育所・施設	
1年	11月	一日見学実習	幼稚園・公立学校	
1年	2・3月	保育所実習Ⅰ 施設実習Ⅰ	保育所 施設	保育士資格
1年	2月	プレ養護実習	公立学校	
2年	5月	養護実習	公立学校 私立学校	養護教諭二種免許状
2年	6月	教育実習Ⅰ	幼稚園	幼稚園教諭二種免許状
2年	8月	保育所実習Ⅱ 施設実習Ⅱ	保育所 施設	保育士資格
2年	8月	病院実習	医療機関	養護教諭二種免許状
2年	10月	教育実習Ⅱ	幼稚園	幼稚園教諭二種免許状
2年	10月	福祉施設実習	福祉施設	養護教諭二種免許状

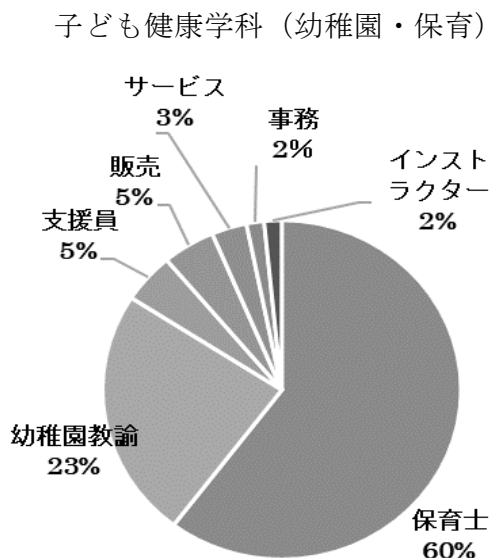
専攻科子ども健康学専攻に進学を希望する学生については、ゼミ担当教員が志望理由書の添削を行い、小論文試験に対する対策指導も実施している。また、出願する場合には、受験料の半額免除、合格した場合には、入学金の全額免除の経済的な支援も実施している。

上述した進路支援については、組織的に継続して取り組みを行っており、令和元（2019）年度の就職状況は以下のとおりである。

【令和元（2019）年度卒業生就職状況】



子ども健康（養護・保育） 主な就職先
 専攻科子ども健康学専攻 進学 31人
 八幡医師会看護専門学院 進学、梅光学院大学 進学
 山口県の中学校、大分県の中学校、北九州市の特別支援学校、福岡県の小学校、北九州市の小学校、沖縄県の小学校 他
 福岡大学、小都市立保育所、児童福祉施設別府平和園、西新保育園、浄蓮寺保育園、新宮湊歯科クリニック、ローソン、丸福商店 他



子ども健康（幼稚園・保育） 主な就職先
 北九州市職員（保育士）
 曾根ひかり幼稚園、門司瞳幼稚園、八幡みなみ幼稚園、大和幼稚園、のだ山幼稚園、暁の星幼稚園 他
 認定こども園幸袋こども園、認定こども園水巻幼稚園
 北九州市福祉事業団（保育所）、浅川保育園、西新保育園、高須保育園、新生第一保育園、徳力保育所、聖愛保育園、穴生保育所、鈴の音会 他
 福岡ひびき信用金庫、カーブスジャパン、マッシュホールディングス 他

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

SDの義務化を踏まえ、引き続き、SD活動を通じて、事務職員の意識改革を行うとともに、学生支援の充実を図っていく必要がある。また、情報処理環境は、新しい社会環境に対応できるよう、計画的に更新を行っていく必要があるとともに、利用者からの相談に応じることができるよう相談窓口の設置を検討する必要がある。

学習成果獲得のために、学科会議で学生の就学状況等の情報を共有し組織的な取り組みに努めている。しかし、学生への対応が多様化しており、対応する教員の時間の確保が課題である。

文部科学省にて平成29(2017)年4月公表の「障害のある学生の修学に関する検討会」の第2次まとめを受け、障害学生受入検討委員会で本学での障害者への合理的配慮について引き続き、検討が必要である。

在学中から卒業までの就職や進学への支援については、学科とキャリア支援課就職担当が連携し、行っている。卒業後の離職や再就職などの状況についても、今後は情報収集を行う必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

子ども健康学科では、免許・資格取得に係る学外実習を充実させるため、それぞれの実習の前段階としての、小学校・幼稚園・保育所・施設への1日見学実習を実施している。それらの事前指導として、「子ども健康学演習」では、授業内で書類作成の説明、日誌の書き方などを指導しており、記入方法などが不十分な学生に対しては実習前までに担当者が個別に指導を行っている。

平成28(2016)年度に本学の自己点検・評価活動に資することを目的に外部有識者を委員に加えた教育懇談会を設置した。令和元(2019)年度第1回教育懇談会(令和元(2019)年8月5日開催)において、平成30(2018)年度の本学の学生支援について以下のとおり、評価を得た。

①就職に必要とする汎用的能力育成のための支援について

課題解決型学習(PBL)を活用した、学生による学生を指導するファシリテーターの育成を目的として、学生ジョブコーチとなり下級生を指導することは、双方にとってスキルアップと退学防止に繋がり評価できる。また、学園内設置校や地域と連動させており、女性のリーダー養成・育成の観点からも特色ある教育、学生支援に繋がっており高く評価できる。

②学生サポートを組織的に行うための学生カルテシステムの導入について

現在の学生情報管理に加え、第3次中期計画においては卒業生同士のネットワーク構築も含めシステム導入を目指していることは評価できる。

③図書館による各種学習支援講座の充実について

目標数値に達していないが、リテラシー教育については、実施することに重点が置かれていたことから、大学4年間又は短大2年間の教育内容を継続的に理解し卒業研究や卒業論文作成時の図書館の活用等へ導くことが課題である。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学では、毎年度三つのポリシーの点検・評価を行い、「学生便覧」、「シラバス」、「教員ハンドブック」、「教務ガイダンス」等に掲載し在学生、教職員への周知を図っている。

ディプロマ・ポリシーは、学是「自律処行」の理念に立脚し、「強くてしなやかな女性を育成する」ことを目的とし、その実現のため3つの領域（「知識・理解」、「汎用的技能」、「態度・志向性」）から構成し、卒業までに達成を目指す学習成果として定めている。

また、卒業要件、成績評価基準、幼稚園教諭二種免許状、養護教諭二種免許状及び保育士資格については、学則及び関連諸規程に定め、「学生便覧」に明確に示している。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの目標を達成すべく、教育課程の編成方針を示している。教育課程については、教養教育科目と専門教育科目を体系的に配列し、教育者・保育者を目指すにあたり必要な教養、コミュニケーション能力、キャリア教育、教育・保育及び保健・看護に関する専門知識・技能が身に付くような編成としている。学生が卒業と同時に取得する幼稚園教諭二種免許状、養護教諭二種免許状及び保育士資格に必要な汎用的・専門的な能力を育成する教育課程となっている。

アドミッション・ポリシーは、期待する学生像、目指す教育者・保育者像を示しており、高等学校などで身に付けてほしい知識、技能などについて明記している。入学者選抜には、推薦入試、一般入試、AO入試、学力特待生入試など、多様な選抜方法により、「九州女子短期大学入学者選抜規程」に基づき、公平性を保ちながら正確に実施している。

なお、本学の三つのポリシーについては、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28（2016）年3月31日、中央教育審議会大学分科会大学教育部会答申）を参考指針とし、平成28（2016）年度以降、毎年度見直しを行っている。今後も、本学の教育活動に即した観点や他大学の状況も踏まえ、見直しを行う必要がある。

本学の学習成果については、ディプロマ・ポリシーに基づき、免許・資格取得を学習成果の一つとして位置付けており、免許・資格取得状況により適切に把握している。学習成果の測定については、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーを活用し、継続的に検証を行う必要がある。

授業の改善については、学生による授業フィードバック・アンケートを前・後期に、原則全ての教員、全ての科目において実施し、学生の様々な意見を授業改善に繋げている。また、全教員による授業相互参観を実施し、他の教員の授業内容及び授業方法の工夫を参考にすることで、授業改善に繋げている。なお、授業フィードバック・アンケートの集計結果については、組織的に検証するシステムを構築していないため、質問項目の見直しを含め、授業改善に向けた方策について検討する必要がある。

学生の支援については、学科と事務局が連携し、本学における学習及び生活の支援を行っており、入学時から様々なオリエンテーションなどを通じて、「学生便覧」、「シラバス」、「教務ガイダンス」などを活用して、卒業要件や免許・資格取得について、学生に説明を行っている。オフィスアワーなどを利用した学生への学習に関する相談や指導も行っているが、教

員の個別対応・指導が中心となっているため、組織的に学生支援できる体制については、引き続き検討する必要がある。

また、平成 28 (2016) 年度より、事務組織を再編し、学生支援及び就職支援を担当するための組織としてキャリア支援課を設置し、大学生生活の支援を充実させるとともに、学生対応の一元化を図るため、学生への総合窓口（コンシェルジュ）を設け、学生の相談に対応し支援を行っている。

学生への生活支援に関しては、九州女子大学と合同で運営している学生部委員会とキャリア支援課が、進路及び就職支援に関しては、九州女子大学との合同で運営している就職委員会とキャリア支援課が中心となり、学科と連携し、組織的に取り組んでいる。

施設設備における支援としては、円滑なキャンパスライフを送るため、学生食堂、憩いのためのラウンジなどの福利厚生施設を設置している。また、学生の健康管理及びカウンセリングについては、保健室で対応している。

障害者の受け入れのための施設の整備については、エレベーターの設置やバリアフリーのためのスロープ、障害者用トイレを設置し、対応している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育の質を向上させるため、学生へ授業フィードバック・アンケートや授業相互参観及び FD 研修会などの FD 活動を行っているが、授業改善のための授業フィードバック・アンケート集計結果の活用による授業改善については、各教員の裁量に任せているので、今後は質問項目の見直しを行い、授業改善に向けての方策を組織的に検証していく。また、授業相互参観や FD 研修会について引き続き実施していく。

学生支援の観点から、事務職員を中心にした SD 活動について、令和元 (2019) 年度に実施した研修内容を踏まえ、今後も充実を図り実施していく。また、他大学との共同 SD 活動を引き続き実施していく。

情報処理環境については、計画的に更新できるよう計画していくとともに、利用者からの相談窓口については、速やかに設置するよう検討する。

本学では、基礎学力が不足する学生への支援については、教員の個別対応・指導が中心となっているため、組織的に対応する。

文部科学省にて平成 29 (2017) 年 4 月公表の「障害のある学生の修学に関する検討会」の第 2 次まとめを受け、本学での障害者への合理的配慮について、引き続き組織的に対応する。

卒業生の進路状況については、今後、卒業生アンケートを実施し、卒業生の進路状況や本学での学びについて調査することで、学生支援のあり方を検証する。

本学のアドミッション・ポリシーに基づく、入学前に習得しておくべき知識、技能を向上させることを目的に、入学前教育について、その効果の検証を行い、引き続き入学前教育を充実して実施する。

平成 28 (2016) 年度に本学の自己点検・評価活動に資することを目的に外部有識者を委員に加えた教育懇談会を設置した。令和元 (2019) 年度第 1 回教育懇談会（令和元 (2019) 年 8 月 5 日開催）において、平成 30 (2018) 年度の本学の「大学運営の強化」について以下のとおり、評価を得た。

- ・現連携校との新たな連携方法の構築及び連携校の拡大について

- ①喫緊の課題である安定的な定員確保のため、部活動を通じた高校との連携や募集活動に加え書道や剣道の技能特待生入試や大学による大会の開催、模擬授業等によるステークホルダーへの周知・拡大を図っていることは評価できる。
- ②大会の開催による、高校生等の来学は、環境整備が行われたキャンパスを周知する観点から、効果が高い施策と評価できる。
- ③併設する高等学校から進学する生徒に対しての特典があるが、連携校についても検討することで、連携校の拡大や学生募集に寄与することが望ましい。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

- 備付資料
31. SD 研修会資料
 32. 福原学園事務職員等研修規程
 33. 教員個人調書（令和元年 5 月 1 日現在）
教育研究業績書（平成 27 年度～令和元年度）
 34. 非常勤教員一覧表
 35. 教育職員研究計画書・教育職員研究実績報告書（令和元年度）
 36. 専任教員の年齢構成表（令和元年 5 月 1 日現在）
 38. 外部研究資金の獲得状況一覧表（平成 29 年度～令和元年度）
 39. 研究紀要（平成 29 年度～令和元年度）
 40. 教員以外の専任職員の一覧表（令和元年 5 月 1 日現在）
 41. 附属図書館 Web サイト <http://www.lib-kyujyo.jp/>
 51. 福原学園例規集
 54. 教員人事計画委員会議事録（平成 29 年度～令和元年度）
 57. 福原学園大学教員人事計画委員会議事録（平成 29 年度～令和元年度）
 65. ファカルティ・ディベロップメント推進委員会議事録
（平成 29 年度～令和元年度）
 68. 研究活動不正防止委員会議事録（平成 29 年度～令和元年度）
 83. 令和元年度 福原学園ファクトブック
 88. 「特別教育研究費」プログラム公募について
 91. 福原学園大学教員人事計画委員会規則の運用方針
 92. 九州女子短期大学教員昇任基準
 93. 福原学園大学教育職員昇任審査基準

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。

(7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1の現状>

本学は、カリキュラム・ポリシーに基づき、学科の分野に応じ各領域の教育研究業績を有した専任教員及び非常勤教員を配置している。専任教員については、令和元（2019）年5月1日現在、教授11人、准教授3人、講師2人、助手1人、特別客員1人の合計18人となっており、この配置数は、短期大学設置基準第22条に定める専任教員数（14人）の基準を満たしたうえで、幼稚園教諭二種免許課程、養護教諭二種免許課程及び保育士課程に必要な教員数を満たしている。また、非常勤教員（兼任・兼担）については、28人配置し、科目分野に応じ授業を担当している。

本学教員の採用及び昇任については、「九州女子短期大学教員人事計画委員会規程」、「福原学園大学教員人事計画委員会規則」に則り、適正に実施されている。

教員の採用人事に関する公募案については、その発議は学科から行われ、九州女子短期大学教員人事計画委員会で審議され、補充の可否を学長が決定する。補充が決定した人事については速やかに公募される。応募者の選考については、九州女子短期大学教員人事計画委員会委員長に指名された九州女子短期大学審査部会委員によって学歴、教育歴、公表された研究業績、教育上の業績、職務上の実績の業績審査を行い、九州女子短期大学教員人事計画委員会にて審議される。

最終的な採用の可否は、「福原学園大学教員人事計画委員会規則の運用方針」に則り、福原学園大学教員人事計画委員会の下に設置する選考専門部会において採用候補者の模擬授業、面接審査を踏まえて決定している。

また、非常勤講師の採用は、候補者の教育研究業績等の審査を行うため、「九州女子短期大学教員人事計画委員会規程」に基づき、「九州女子短期大学教育職員選考基準」を準用し短期大学審査部会による資格審査が行われ、九州女子短期大学教員人事計画委員会及び評議会の審議を経て学長が決定している。

一方、昇任については、「福原学園昇任昇格規程」において学園全職種に対する昇任昇格基準を体系的に定め、教員の昇任については、「九州女子短期大学教育職員昇任要項」、「九州女子短期大学教員昇任基準」及び「福原学園大学教育職員昇任審査基準」に則って実施されている。

「九州女子短期大学教育職員昇任要項」においては、学位、研究業績、教歴、学生による授業評価などについて具体的な昇任基準を定め、大学における管理運営、学会活動及び社会活動に対する貢献度も勘案したうえで、昇任候補者を学長が推薦する。昇任候補者は、九州女子短期大学教員人事計画委員会で審議され、学長などによる面接審査を踏まえ、福原学園大学教員人事計画委員会に諮られ、昇任の可否が決定される。

また、カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程の円滑な運用実施のため、1人の助手を配置している。助手は、専任教員の職務の補佐を行うとともに授業の補助及び学生に対する学習支援などを担っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編

成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

本学は、カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程が編成されており、免許・資格取得を中心とした教育を実施している。このことから、教員に求められる能力・資質は明確となり、教育課程の内容に即した研究活動を実施している。

研究活動の内容については、本学教員の所属学会での発表や機関誌への研究論文・研究報告、年2回刊行の九州女子大学研究紀要への投稿などを行っている。これらの研究成果については、情報公開の観点から、Web サイトに掲載し、学内外に広く公表している。

以下に令和元（2019）年度の九州女子大学紀要に掲載された本学教員の論文を示す。

【九州女子大学紀要】（第 56 巻 1 号：全タイトル 5 編） 令和元（2019）年 9 月発刊

タイトル	執筆者
学校の食物アレルギー対応に関する職員研修に関する研究	松本禎明（本学：教授） 猪野萌々子（学外者）

【九州女子大学紀要】（第 56 巻 2 号：全タイトル 18 編） 令和 2（2020）年 3 月発刊

タイトル	執筆者
養護教諭の配置されている幼稚園の学校保健活動 ー配置されていない園との比較を通してー	田中敏明（本学：教授） 北村朱里
幼稚園教育課程モデルの編成	田中敏明（本学：教授） 石川ますみ（学外者） 貞方聖恵（学外者）
わが国が迎える未来社会に対する児童の意識と教育課題	安東綾子（本学：講師） 田中敏明（本学：教授） 加藤千裕（学外者）
院内学級における教師と小児科看護師の役割	毛利史枝（本学：教授） 朝比奈真由（学外者） 藤原道弘（学外者） 松本禎明（本学：教授）

幼児教育に携わる人のための0歳期の言語生活の発達 ー野地潤家博士の『幼児期の言語生活の実態』Iを手がかりにして (その2)	前田眞澄 (本学：教授)
高等学校におけるかぜ薬の適正使用教育の現状と課題	松本禎明 (本学：教授) 安川春菜 (学外者) 藤原道弘 (学外者)

本学では、各教員の研究を促すため、個人研究費については、教員1人あたり30万円を予算化している。また、研究活動の支援として、学内公募型の特別教育研究費プログラム制度があり、大学教育の質向上への一体的な取組プログラム(1件85万円まで6件以内)、海外協定校共同研究プログラム(1件100万円まで2件以内)の2種類の公募を行っている。

さらに、教育研究活動の推進のため、競争的研究資金(科学研究費補助金等)への申請・採択により、個人研究費を加算する制度を設けている。個人研究費の使途の範囲は、学会費、図書、印刷、研究出張旅費、通信運搬費、消耗品等となっている。

科学研究費補助金に係る申請・採択状況は下表のとおりである。なお、令和元(2019)年度は4件の申請を行い、1件が採択された。

【科学研究費補助金申請・採択状況推移表(平成28(2016)～令和元(2019)年度)】

※科学研究費補助金に係る申請・採択状況

	平成28(2016)年度		平成29(2017)年度		平成30(2018)年度		令和元(2019)年度	
	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択
科学研究費補助金	8	1	9	1	8	1	4	1

また、研究者などによる不正行為などを防止するため、「九州女子短期大学研究活動上の不正行為等防止規程」に基づき、研究活動不正防止委員会を設置している。平成28(2016)年度から、研究者倫理教育として、日本学術振興会が発刊する研究倫理図書「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」の通読及び日本学術振興会が提供する「研究倫理eラーニング(eL CoRE)」の受講を全教員に義務付けている。

専任教員の研究室については、研究活動に十分な広さを確保し、弘明館4階に適切に設置している。また、専任教員の領域ごとに研究室を集約することにより、教員同士の連携を重視し、教育研究活動の向上に努めている。

専任教員の研究・研修を行う時間については、定期的な時間を確保していないが、時間割編成上で配慮し、一定程度の研究時間等の確保を行っている。

本学では、FD活動を推進していくため、「九州女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程」に基づき、FD推進委員会を設置している。FD推進委員会においては、(1)教育の質的向上に向けた諸施策の企画、立案、実施に関する事項、(2)研修会、講習会の企画、運営に関する事項、(3)学生による授業評価等の企画、実施、改善に関する事項、(4)その他FDに必要な事項に関することを検討している。

以下に令和元(2019)年度の主な活動状況を示す。

①授業フィードバック・アンケートの実施

各学期終了時に全授業科目を対象として実施した。アンケート集計結果は授業担当者に配布し、授業担当者はアンケート集計結果に基づき、結果についての所見、次回に向けての展望を記載した所見票を作成した。アンケート集計結果と所見票は一つにファイリングして、図書館において開示した。

また、学期末の授業フィードバック・アンケートとは別に、当該学期中に対応可能となるように第5回～8回目の授業を目安に授業中間アンケートを各学期に実施した。

なお、授業アンケート結果に基づき、ベストティーチャーを公表しており、本学では1人が選出された。

④ 授業相互参観

教員相互の授業参観や参観後の検討会をとおして、具体的な授業の進め方、指導方法などを共有し、授業改善につなげることを目的に、専任教員全員を対象とし令和元（2019）年度も前期に授業相互参観を実施した。

授業担当者は、自身の担当授業のなかから公開する授業を公表するとともに、授業参観者は、参観希望授業を提出し実際に授業を参観することで、「見て学ぶ」ことを体感し、その結果、授業の進め方の手順、教材などの工夫に関して参考になったとの意見が多く寄せられた。

⑤ FD 研修会

FD 研修会は、「研究に関する事項」、「教育に関する事項」をテーマとして2回実施した。研究に関する事項では、公的研究費の不正防止、科学研究費助成事業申請に向けた留意点及び科学研究費助成事業採択者からの採択に向けた助言などに係る研修会を実施した。また、教育に関する事項では、「令和2年度のシラバス作成に向けての改善について」の情報共有と「カリキュラムツリーにおける科目の位置付けや、関連性を踏まえた到達目標に基づく成績評価方法のあり方について」について、グループワークを交えながら実施した。

【令和元（2019）年度 FD 研修会参加状況】

回	参加者数	欠席者数	教員数	参加率
第1回	17	0	17	100.0%
第2回	17	0	17	100.0%

④カリキュラムマップ、カリキュラムツリー及びカリキュラムフローチャートの作成

学科の卒業認定・学位授与の方針であるディプロマ・ポリシーと授業科目における到達目標との整合性の検証を目的として、カリキュラムマップを見直し、カリキュラムマップに基づきディプロマ・ポリシーと授業科目間の系統性を示したカリキュラムツリーの見直しを実施した。また、授業科目の年次進行と科目区分間の関連性を図示化したカリキュラムフローチャートを用いて、新入生への履修指導などに活用した。

専任教員については、学習成果を向上させるために教務・入試課及びキャリア支援課を中心とした教学系の部署と連携して教育活動を行っている。また、併設の九州女子大学との大学・

短期大学全体に係る課題については、合同で開催される各種委員会での審議を通じて、大学の各学部及び関連部署との連携を図っている。

また、平成 27 (2015) 年度より、さらなる研究活動の活性化を図ることを目的に、全教員に対し、「教育職員研究計画書」及び「教育職員研究実績報告書」の提出を求め、教育運営委員会で情報共有を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

本学の事務組織は「福原学園組織規則」及び「九州女子短期大学組織規則」に則り、法人事務組織と大学事務組織から構成されており、大学事務組織には、大学事務局に教務部及び学生部を設置し、教学より教員が部長職を務める教務部長及び学生部長とともに、事務組織上の責任者として事務局長を置いている。

事務組織については、平成 28 (2016) 年度に再編し、管理運営業務を担当する事務局総務課、免許・資格支援を含む教務業務と入学試験などの実施業務を担当する教務部教務・入試課、学生支援及び就職支援と募集広報業務を担当する学生部キャリア支援課を配置し、図書館業務の事務処理として学術情報センター図書情報課を置いており、専門的な知識を有した専任事務職員が事務処理に当たっている。

また、平成 28 (2016) 年度から、学生対応の一元化を図るため、学生への総合的な支援の場として総合窓口（コンシェルジュ）を置き、迅速に学生相談・支援に対応している。

本学では、平成 19 (2007) 4 月から評議会に事務局の各課長を構成員に加えるとともに、各種委員会には、教員とともに事務職員も構成員となっており、日常的案件から将来プランまで、評議会で決定された事項の具現化についての検討、教育サービスの向上に関する企画提案、データ収集並びに資料作成などの全てを協働で遂行することにより、事務組織と教学組織との連携協力関係を確立させている。

教職員の SD 活動については、「福原学園事務職員等研修規程」に基づき適切に行っている。この研修会には、学園主催の研修と大学主催の研修及び外部機関主催の研修がある。令和元 (2019) 年度の学園主催研修は、外部講師の招聘及び外部研修会への参加を中心に、事務職員の能力開発と質の向上を目的として、階層別研修を実施している。その中で階層別研修においては、若手職員育成セミナーや主事・副主幹昇任者を対象とする中堅職員育成セミナーへの参加を促している。大学主催の学内研修では、事務職員研修実施計画を策定し、評議会の承認を

経て計画的に実施している。この研修実施計画は、SD 研修として位置付け事務職員だけでなく本学教職員を対象に、教育・財務・ハラスメント・危機管理等大学運営に関する研修会を企画し開催している。学外研修では、文部科学省や日本私立短期大学協会などが主催する説明会や研修会に積極的に参加し、専門知識の向上とスキルアップに繋げている。

これらの事務組織については、弘明館 1 階に事務室を設けており、特に、教務事務、学生・就職支援事務等の学生に係る基幹的な事務については、関連する課の事務職員のパソコンに学生情報に係る事務システムを設置し処理している。また、学習成果を向上させるために、各種委員会などを通じて関係部署と連携し、業務を遂行している。

防災対策としては、「福原学園防火防災管理規程」に基づき、学内の施設・設備の点検・整備を実施している。一方、情報セキュリティ対策については、個人の権利利益及びプライバシーの保護のため、「福原学園個人情報の保護に関する規程」に則り、学生をはじめとする個人情報保護に組織的に対策を講じている。また、事務システムを利用した事務処理については、「福原学園事務情報ネットワークシステムの管理運用及び利用に関する要項」に則り、ネットワークの運用が施されている。

日常的な業務の見直しや事務処理の改善については、毎週月曜日の午前に事務局長及び各課長などによる事務連絡会を開催し、情報の共有、事務各課が抱える課題・問題について協議を行い対応している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する管理については、関係法令に基づき行われている。また、学内においては、「福原学園就業規則」をはじめとする就業に関する諸規程に基づき管理運営が行われている。これら就業に関する諸規程を含め例規集については、学内ネットワークによりポータルサイトに専用のページを設け、教職員は常時閲覧でき、法令の改正等による諸規程の改正が生じた場合は、グループウェアの掲示板を利用し周知している。また、グループウェア内の稟議機能において、出張申請、年休申請及び超過勤務申請などの各種申請を管理している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学は、短期大学設置基準及び教職課程認定基準などに定める必要教員数を適正に配置している。今後、さらなる教育の質の向上を図るため、授業に則した研究業績を高めていくことが課題である。

教育研究活動を促進するため、科学研究費補助金をはじめとした競争的外部資金の申請数・採択数を増加させることが必要である。FD 研修会を通じて科学研究費助成事業申請への支援を行っているが、今後も申請支援のための研究活動に係る研修会の内容を精査し、競争的外部資

金の申請数・採択数の向上に努めていく必要がある。

また、教員の研究活動を促進するため、一定程度の研究時間の確保を行っているが、学生への個別指導などに要する時間も増加していることから、研究時間の確保が課題となっている。

FD活動については、定期的な研修会、授業相互参観及び授業フィードバック・アンケートを通じて授業改善に資する取り組みを行っているが、さらに効果的な研修内容を検討し、FD活動を充実させていく必要がある。

SD活動については、教育改革、入試改革、教学マネジメント及び地域連携など、大学の教職員として求められる知識・能力を改めて認識させるとともに、実践的なSD活動の検討が必要である。また、平成28(2016)年度から事務組織が再編されたことに伴い、業務執行の実態を踏まえ、事務局として学生支援を中心とした体制を充実させていく必要がある。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料 1. 2019 学生便覧

備付資料 41. 附属図書館 Web サイト <http://www.lib-kyujyo.jp/>

42. 附属図書館 令和元年度抽出原簿

43. 附属図書館 利用案内

51. 福原学園例規集

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は、八幡西区折尾の地において全ての教育研究を行っており、九州女子大学と校地、校舎を共用している。令和元（2019）年 5 月 1 日における校地面積は、11 万 1,525 m²、校舎面積は 50,242 m²を有しており、短期大学設置基準面積（校地：3,400 m²、校舎：3,100 m²）を十分に満たしている。また、授業、課外活動などで使用する運動場及び体育館については、同一敷地内にあり、運動場は 13,551 m²、体育館は 4,435 m²を有しており、本学の教育研究の目的を実現するための環境を確保している。

各校舎における教室は、講義室 39 室、演習室 43 室、実験実習室 64 室を有しており、このうち平成 28（2016）年 3 月に建設した「弘明館」には、主体的な学びの力を高めるため、ピアノ個人レッスン室、模擬保健室、保育ルーム、アクティブ・ラーニングスタジオなど、学科の教

育課程に合わせた施設を整備し、併設の大学と時間割を調整しながら使用している。教室内などに設置された備品・器具、標本については、免許・資格取得に要する物を中心に整備しており、機器・器具 1,271 点、標本 32 点を有している。

また、近年、教育現場の ICT 化に対応すべく情報処理教室として、情報処理演習室 1 (60 人収容)、情報処理演習室 2 (60 人収容)、情報処理演習室 3 (40 人収容)、情報処理演習室 4 (70 人収容) の他、学生が授業外の時間に自由に使用可能な PC オープンルーム (40 人収容) を設置している。

障害者への対応として、各校舎にはエレベーター、スロープを設置している他、多目的トイレ、階段手摺りを設置している。また、校舎付近の駐車場には、障害者専用駐車スペースを設置している。

図書館は、鉄筋コンクリート 5 階建、延べ床面積 2,894 m² で座席数 380 席を有している。玄関には車椅子用スロープがあり、書庫を除く各階に停止するエレベーターや身障者用の呼出ブザーも各階に設置している。館内施設として、各種視聴覚機器を備えた個人閲覧用の AV ブース 4 席、小会議室 1 部屋、AV・ブラウジングルーム 1 部屋の他、ノートパソコン 54 台・デスクトップ 10 台、プロジェクター・スクリーン 2 組を備えた多目的学習室 1 部屋を完備しており、学生・教職員の資料収集・閲覧のみならず学習に配慮した造りとなっている。これら図書館の有効活用を促進するため、学科教員の希望に応じてゼミ、グループ単位で年間をとおして図書館員による図書館利用教育を行っている。

図書館の所蔵資料は、令和元 (2019) 年度末現在で 20 万 4,377 であり、詳細は下表のとおりである。また、平成 19 (2007) 年 10 月から EBSCO 社データベースシステムである Academic Search Elite (フルテキスト 2,100 タイトル収録) を契約していたが、Academic Search Premier (フルテキスト 4,800 タイトル収録) に変更し、平成 30 (2018) 年 4 月から継続的に契約することとしている。以下に令和元 (2019) 年度の所蔵資料、館内閲覧座席及び学生収容定員を示す。

【令和元 (2019) 年度末の本学所蔵資料】

図 書			雑 誌 (種類)		視聴覚 資料 (点)	電子ジャーナル (種類)	データベース (種類)
所蔵数 (冊)	開架図書 (冊)	開架率 (%)	内国書	外国書			
199,839	199,839	100	3,386	384	4,538	4	3

【図書館の閲覧座席と学生収容定員】

閲覧座席数 (席)	学生収容定員 (人)	比率 (A/B) (%)	備 考
374	1,700	22.0	収容定員内訳：大 学⇒1,360 短 大⇒ 300 専攻科⇒ 40

資料の選定、廃棄については、「九州女子大学・九州女子短期大学附属図書館資料の収集・管理規程」に基づき、学生・教職員の希望も勘案しつつ図書の購入、廃棄を行っている。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設・設備などの維持管理については、「福原学園経理規則」、「福原学園学校施設管理規則」、「福原学園固定資産及び物品管理規程」及び「福原学園調達等契約事務規程」に則り執り行われている。「福原学園学校施設管理規則」においては、本学施設の管理責任者を学長に規定するとともに、管理範囲を本学施設の維持（保守・警備・防火）、使用、整理及び使用秩序とし運用している。「福原学園固定資産及び物品管理規程」においては、「福原学園経理規則」第 29 条及び第 35 条の規定に基づき、固定資産及び物品（借入物品を含め、以下、「物件」という。）の管理事務及び処分について規定しており、物件管理者として本学事務局長を充て管理事務を所掌している。「福原学園調達等契約事務規程」においては、「福原学園経理規則」第 5 章及び第 6 章の規定に基づき、物件の調達又は売却について規定しており、契約担当者を学長とし、契約担当者代理に事務局長を充て、事務を円滑に進めている。

防火・防災については、消防法や災害対策基本法などの関連法令に基づき、「福原学園防火防災管理規程」を制定し、火災、震災その他の災害を予防し、災害から人命及び施設の保護にあたっており、昇降機、簡易専用水道、電気設備及び防災・消防設備等の法定点検や定期的な点検・整備を実施している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

校舎の新築及び耐震工事に伴う既存校舎の全面改築によって、機能的で利便性の高い物理的教育環境を一定程度整備し終えたが、既存校舎・体育館については、障害者への対応について課題を有している。

また、本学の施設・設備の維持管理については、平成 28（2016）年度までに耐震基準に満たない 6 校舎を解体するとともに、新たに「弘明館」を竣工させ、全校舎の耐震基準を満たすとともに学内の環境整備に努めた。しかし、上述の新棟以外の一部既設校舎において、省エネルギー対策として耕雲館、図書館及び第 2 体育館の照明機器の LED 化が未整備となっている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

新棟である「弘明館」は、本学のビジョンである「地域に根差した実践教育を展開する大学を目指す」を実践するため、即戦力となる人材の育成に向けて、模擬保育ルーム・模擬保健室・ピアノレッスン室、キャリアデザイン科目に対応したアクティブ・ラーニングスタジオや和作法室を完備するなど実習・演習科目を中心とした教育を実践する機能を有している。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料 1.2019 学生便覧

備付資料 89.九州女子短期大学学術情報センター規程

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学内にコンピュータ教室及び学内 LAN を整備し、教員がカリキュラム・ポリシーに基づいて授業に活用し、学生の学習支援に必要な情報処理環境を整備している。

情報処理教育に関する支援を行う学術情報センターを設置しており、教育研究用の情報処理施設・機器及び学内ネットワークを適切に管理している。

情報処理施設としては、情報処理演習室 1 (60 人収容)、情報処理演習室 2 (60 人収容)、情報処理演習室 3 (40 人収容)、情報処理演習室 4 (70 人収容)、オープンルーム (40 人収容) を設置している。すべてのコンピュータは学内 LAN に接続されており、利用者は配布されたアカウントでログインすることで利用者ごとに準備されたネットワークドライブを利用することができる。

以下に各教室の主な設備を示す。

①情報処理演習室 1 (E202 教室)

学生用コンピュータ 60 台、教員用コンピュータ 1 台、プリンタ、スキャナ、教材提示用プロジェクター

②情報処理演習室 2 (E203 教室)

学生用コンピュータ 60 台、教員用コンピュータ 1 台、電子黒板 1 台、プリンタ、スキャナ、教材提示装置用プロジェクター

③情報処理演習室 3 (E208 教室)

学生用コンピュータ 40 台、教員用コンピュータ 1 台、プリンタ、スキャナ、教材提示用プロジェクター

④情報処理演習室 4 (E204 教室)

学生用コンピュータ 70 台、教員用コンピュータ 1 台、電子黒板 1 台、プリンタ、スキャナ、教材提示用プロジェクター

⑤オープンルーム (E207 教室)

学生用コンピュータ 40 台、プリンタ、スキャナ

ネットワークを利用した教育施設として LMS (Learning Management System) を導入しており、様々な授業の資料提示及び配布、レポート提出などに用いられている。職員には、情報技術の向上のために、学園主催研修で事務職員を中心とした PC スキルアップ研修を実施している。学生には、「情報処理 I・II」を 1 年次前・後期で開講している。これらの授業をとおして、Web を利用した学内向けサービスの利用方法なども指導しており、情報リテラシー教育にも力を入れている。

学内 LAN については、情報処理教室、講義室、図書館や教員研究室などでコンピュータを学内 LAN に接続させることができる。また、一部の教室では、無線 LAN を利用することができるよう無線 LAN アクセスポイントを設置している。

<テーマ 基準Ⅲ-C-1 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

教員が情報処理機器などを活用して、効果的な授業を行うことができるようにハードウェア及びソフトウェアの整備が進んでいるが、機能を十分に活用できている教員が少ないことが現状であり、今後、教員の授業での利用促進が課題である。また、ネットワーク環境や ICT 等機器、LAN 設備及び事務システムに係るリース契約が終了することから、Wi-Fi 環境の整備等教育ニーズの変化に対応可能な環境を整備することで、より一層学生が主体的に学ぶことができる環境を整える必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-C-1 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

- 提出資料
15. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）（平成 29 年度～令和元年度）
 16. 事業活動収支計算書の概要（平成 29 年度～令和元年度）
 17. 貸借対照表の概要（学校法人全体）（平成 29 年度～令和元年度）
 18. 財務状況調べ（平成 29 年度～令和元年度）
 19. 資金収支計算書（平成 29 年度～令和元年度）
 20. 資金収支内訳表（平成 29 年度～令和元年度）
 21. 事業活動収支計算書（平成 29 年度～令和元年度）
 22. 事業活動収支内訳表（平成 29 年度～令和元年度）
 23. 貸借対照表（平成 29 年度～令和元年度）
 24. 福原学園第 2 次中期財政計画
 25. 福原学園第 2 次中期計画
 26. 福原学園第 3 次中期経営計画
 27. 2019 年度 事業報告書
 28. 2019 年度 事業計画書
 29. 2019 年度 学校法人福原学園予算書
- 備付資料
44. 教育研究支援募金趣意書
 45. 財産目録及び計算書類（平成 29 年度～令和元年度）
 47. 福原学園 Web サイト <http://www.fukuhara-gakuen.jp/about/summary/>
 51. 福原学園例規集
 82. 令和元（2019）年度 事業計画書・事業計画アクションプラン
 83. 令和元（2019）年度 福原学園ファクトブック

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

- ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

本学の過去3年間にわたる資金収支について、平成29（2017）年度及び平成30（2018）年度は収入超過が続いていたが、令和元（2019）年度は学舎等改修工事に臨時的な支出が多かったことと、収容定員充足率が100%を下回ったことが支出超過の主な要因である。

また、事業活動収支では平成30（2018）年度は、収容定員充足率93.0%、84.0%と100%を下回り始めているため均衡状態を保てなくなっている。法人全体では、令和元（2019）年度の事業活動収支差額は、820,261千円の支出超過となった。

本学の事業活動収支（基本金組入前当年度収支）について、平成28（2016）年度及び令和元（2019）年度は、収容定員充足率が100%を下回ったこと、減価償却額の増加などの要因があり支出超過となった。

【表Ⅲ-D-1-① 本学の資金収支推移表】

単位：千円

	平成29（2017）年度	平成30（2018）年度	令和元（2019）年度
資金収支差額	95,322	21,076	△74,482

【表Ⅲ-D-1-② 本学の教育活動収支及び経常収支推移表】

単位：千円

	平成29（2017）年度	平成30（2018）年度	令和元（2019）年度
教育収支差額	50,418	△16,770	△53,111
経常収支差額	50,743	△19,161	△56,704
事業活動収入（A）	497,351	392,607	360,463
事業活動支出（B）	446,503	411,080	417,629
事業活動収支差額（A-B）	50,848	△18,473	△57,166

本学の財務と法人全体の財務の関係性については、学生生徒等納付金収入が法人全体の4.6%を占める財政規模である。本学は前述のように、収容定員充足率100%を下回り始めているため存続を可能とする財政を維持するには、あと4～5%充足率の上乗せが必要である。

本学において、減価償却額を除く教育研究経費に投下している資金は、直近3年間で、1億5百万円、1億1百万円、95百万円で推移している。教育研究経費比率については、減価償却額を除いた教育研究経費を経常収入に対する比率で表すとそれぞれ、21.2%、25.9%、26.6%で

推移し、全国短大平均の20%を大幅に上回っており、教育研究活動の維持・充実に努めている。また、本学における教育研究用備品に対する投下資金については、令和元（2019）年度1.2百万円、その他図書については、毎年度おおむね2～3百万円で推移し、購読料については、2百万円で推移している。これらのことから学生の教育環境には十分配慮していると言える。

本法人の財産状況については、貸借対照表をもとに日本私立学校振興・共済事業団が公表している全国平均と比較してみると、資産の構成、負債の構成、固定資産の調達源泉資金のいずれも何ら問題はなく健全な数値である。しかし、繰越収支差額構成比率、内部留保資産率、運用資産余裕比率、積立率の各財務比率は、全国平均より劣っている。

また、本法人の退職給与引当金については、退職金の支給に備えるために計上している退職給与引当金の100%を積み立てている。資産運用については、資産運用していた仕組債が全て償還され、平成28（2016）年度以降、銀行定期預金のみで運用している。

本法人は法令に基づき、監事による業務監査・財務監査、監査法人による会計監査が行われており、公認会計士の監査意見については、本法人職員にのみならず監事も共有し、適切かつ迅速に対応している。

寄付金の募集については、「教育研究支援募金」として目的を明確にした募集を行っており、学校債の発行は行っていない。

【表Ⅲ-D-1-③ 平成29（2017）～令和元（2019）年度の入学者・在籍者数】

	定員	平成29（2017）年度	平成30（2018）年度	令和元（2019）年度
入学者数	150人	145人	139人	121人
充足率		97%	93%	81%
在籍者数	300人	301人	279人	252人
充足率		100%	93%	84%

本学の入学定員充足率及び収容定員充足率は、令和元（2019）年度はそれぞれ84%、81%と、ともに充足していない。収容定員充足率に相応した財務体質を維持することは困難なため、新たな学生募集への施策について講じている。

本法人では、第2次中期財政計画に引き続き策定した、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間にわたる第3次中期経営計画を始めたところである。この計画では、建学の精神に基づいた教育活動を行うために、各事業の事業方針、基本目標を明確にし、活動の結果を可視化できるよう評価指標を設定して取り組むこととした。財政計画については、最終計画年度における目標達成のための具体的計画を策定するとともに、事業活動収支における経常収支が収入超過となる体質づくりの構築を目指し、設置校別に年度毎の収支計画を明示し、財政基盤の安定化に取り組むこととしている。

本法人は、中期経営計画に基づいた毎年度の事業計画に従い、各部門の予算要求を精査、調整したうえで予算編成業務を行い、理事会・評議員会を経て決定される。また、決定した事業計画及び予算については、予算配分通知書により学科長及び各課長へ通知している。年度予算の執行にあたっては、「福原学園予算管理規程」に基づいて適正に執行している。

日常的な出納業務は、学校法人会計基準及び「福原学園経理規則」並びに「福原学園経理規

則施行規程」に従い円滑に実施され、定期的に経理責任者及び理事長に報告している。

固定資産及び資金の管理と運用について、固定資産においては固定資産管理ソフトを用いて固定資産管理台帳を備えている。また、資金についても会計管理ソフトにて処理を行い安全かつ適正に管理している。

試算表は毎月作成し、予算の執行状況については理事会にて「月次収支報告書」として予算対比、前年対比の形式で報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の確保、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に基づく、本法人の令和元（2019）年度の経営状況区分は「B0」であった。18歳人口の減少する中、学是「自律処行」の理念のもとに、乳幼児期から青年期に至る子どもの成長・発達の科学的理解及びその科学的理解に基づく心身の健やかな成長・発達を支援する専門的知識・技能について学び、確かな子ども理解と健康観に支えられた発達と健康維持・増進を支援する実践的力量を修得させることを目的とし、引き続き、社会のニーズに沿った人材養成を行っている。

また、本学では、実践力を身に付けるため、幼稚園・学校・保育所・社会福祉施設などに出向き、模擬保育や模擬授業などを出前型保育として展開する組織「九女キャラバン隊」を設置し地域社会との交流活動を積極的に行っている。

しかし、平成30（2018）年度以降の入学定員、収容定員ともに充足していない点に鑑み、本学の特色を活かした教育内容の見直しを全学的に取り組んでいる。

第3次中期経営計画の初年度（令和元（2019）年度）の教育活動収支差額比率、経常収支差額比率の指標目標は、それぞれ△0.9%、△1.7%といずれもマイナスの指標となっている。その主な要因である大規模な学舎改築に伴う減価償却額の増加に対する対策を検討したが成案には至らなかった。

【表Ⅲ-D-2-① 本学の中期財政計画と実績表】

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
教育活動収支差額 比率	中期計画	0.4%	2.0%	△0.9%
	実績	10.2%	△4.3%	△14.8%
経常収支差額比率	中期計画	10.2%	1.5%	△1.7%
	実績	10.2%	△4.9%	△15.7%

法人全体の第2次中期財政計画及び平成29(2017)～令和元(2019)年度実績について、本学と同様に示すと、表Ⅲ-D-2-②のとおりである。この表から明らかなように、第3次中期経営計画の初年度(令和元(2019)年度)の教育活動収支差額比率、経常収支差額比率の指標目標は、それぞれ△14.5%、△14.7%となっている。これは、大規模な学舎改築に伴う減価償却額の増額に対する本学及び九州女子大学の短期間の対策が困難なため、九州共立大学をはじめとした他の設置校の学納金の収入増加によって補うことを前提としていた。実績はそれぞれ△15.2%、△15.3%といずれもマイナス指標ではあるが、おおむね計画どおりとなった。

【表Ⅲ-D-2-② 法人全体の中期財政計画と実績表】

		平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度
教育活動収支差額 比率	中期計画	1.6%	1.9%	△14.5%
	実績	△0.3%	△2.4%	△15.2%
経常収支差額比率	中期計画	1.5%	1.7%	△14.7%
	実績	△0.2%	△2.5%	△15.3%

本学は、子ども健康学科(収容定員300人)及び専攻科(収容定員40人)があるが、双方より予算要求を受け適切に配分している。

経営情報の公開については、学園Webサイトに公開するとともに、全教職員に配布される「福原学園ファクトブック」に他のデータとともに掲載している。また、平成29(2017)年度より、SD研修会として、決算結果、中期財政計画の進捗状況及び財務比率の分析などの説明会を法人内設置校ごとに開催して意識の共有化を図っている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

本学の財政収支は、今後、さらに進む18歳人口の減少に対応して第3次中期経営計画に基づく教育改善の不断の努力を継続することにより、最低でも入学定員充足率が100%持続できるような安定的な財政体質を構築することが必要である。

法人全体の財政収支は、臨時的な経費を除外すれば直近3年間において教育活動収支差額及び経常収支レベルが、収入超過に転じているとはいえ、依然として基本金組入後の当年度収支差額(事業活動収支差額)レベルでの収支均衡が実現できる状態にはない。また、低金利時代を迎え、平成30(2018)年度以降受取利息が6百万円しか見込めないのに反し、これまで無利子であった借入金利息の支払いが始まり、令和元(2019)年度は20百万円程度の

負担がピークを迎え、教育活動外収支差額においてこれまでの収入超過の状態が逆転して支出超過の状態となった。これらの課題を克服するには本学以外の本法人の他の設置校の収容定員充足率の改善が不可欠であるとともに、上述したとおり、本学においても入学者を安定的に確保していくことが必要である。そのためには、第3次中期経営計画で目標設定した学園設置校の収容定員充足率の達成に全力をあげることが必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項 >

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実行状況

教職協働による大学改革を推進する事務職員の育成と能力向上と、多様化する学生や保護者及び地域のニーズに応える事務職員の育成を目的に、学内における研修を実施した。また、私立短期大学協会をはじめとする実務研修への派遣を積極的に行い、事務連絡会や報告会を実施、情報の共有と事務改善等に取り組んだ。

施設設備については、耐震工事及び工事に際し実験設備等の更新が完了したことから、現在は障害者へのさらなる対応やLED化をはじめとする省エネルギー対策を始めている。

本学の技術的資源を活用するため、情報処理教育に関する支援組織として、学術情報センター及び情報システム部運営委員会が連携し、情報処理機器（ハードウェア、ソフトウェア）の導入に係る検討や教員の授業での利用促進を一層図るための研修会等の開催を企画している。

財務資源に関しては、本学の令和元（2019）年度の教育活動収支差額比率、経常収支差額比率は、△14.8%、△15.7%といずれもマイナス指標となった。

安定的な学納金収入の維持を図るため、第3次中期計画で定めた毎年度の事業計画を着実に履行し、教育改善に資する取り組みを継続して実施することにより、これらの教育活動を効果的に広報活動に繋げていくことなど、志願者の増加策及び安定的な入学者確保の検討を行ったが、目標の指標は達成できていない。しかしながら、取り組みを強化するための具体策として、全教職員を対象に財務研修会を開催し、財務状況を知ることにより、予算方針を全教職員が一致した意欲で取り組むことができている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今後も法令に基づく教員配置を遵守するとともに、教員の教育活動及び研究活動の活性化のため、FD推進委員会において、授業相互参観などの取り組みを継続的に実施する他、効果的な研修内容を検討する。また、「教育職員研究計画書」及び「教育職員研究報告書」の作成と情報共有を通じて、研究活動の活性化を図る。

財務資源については、平成30（2018）年度に策定した第3次中期経営計画の収容定員充足率を達成するため、第3次中期経営計画に基づく教育活動の充実と学生支援の充実を図るとともに、効果的な広報活動の充実・強化に努める。また、繰越収支差額構成比率、内部留保資産比率、運用資産余裕比率、積立率の各財務比率の改善を行う。ただし、この財務比率の

改善は、長期にわたる毎年度収支の改善の積み重ねが必要であり、第3次中期経営計画で掲げた指標の目標達成に向けた、更なる努力を進めていく。

さらに、外部資金の獲得として、補助金採択率の向上を図るため、本件に関するセミナー参加職員による報告会及び補助金担当者による勉強会を開催し検討を行い、文部科学省の政策動向を注視しながら、今後も補助金の獲得を目指していく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- 提出資料 24. 福原学園第2次中期財政計画
25. 福原学園第2次中期計画
26. 福原学園第3次中期経営計画
27. 2019年度 事業報告書
28. 2019年度 事業計画書
30. 福原学園寄付行為
31. 福原学園寄附行為施行細則
- 備付資料 46. 福原学園 Web サイト <http://www.fukuhara-gakuen.jp/about/summary/>
49. 福原学園理事会議事録（平成29年度～令和元年度）
51. 福原学園例規集
55. 福原学園経営戦略会議議事録（平成29年度～令和元年度）
56. 福原学園中期経営計画委員会議事録（平成29年度～令和元年度）
79. 福原学園評議員会議事録（平成29年度～令和元年度）

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している、
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1の現状>

福原弘之前理事長は「学校教育法」及び「学校教育法施行規則」の改正に先立って学園のガバナンス強化の取り組みを進めてきた。その具体例は、人事系や総務・財務系の委員会に加え、経営サイドにおける企画系委員会の設置である。そうした委員会の柱として理事長を議長とする福原学園経営戦略会議を設置し、理事と法人・大学の事務局長が学園の施策について協議できる場を設けたことである。

また、平成 25 (2013) 年度に策定された第 2 次中期計画が平成 30 (2018) 年度に最終年度を迎え、一定の成果は得られたが、積み残した課題や国の施策などによって生じた解決すべき新たな課題が明確となった。それは、一段と進むグローバル化や著しく変化する少子高齢化社会など社会の諸情勢に対応し、永続的に存続する教育機関であることを確立するための「地域に密着した学園創り」及び「定員充足できる魅力ある学園」への不断の改革を続けることである。そのためにも、実践力とチェック機能を備えたマネジメントサイクルを構築し、重要課題に対する達成目標を設定することで、学園のミッションに基づく教育の提供、社会貢献を進めていくことがより重要となることから、第 2 次中期計画の積み残しを踏まえ、平成 30 (2018) 年度に第 3 次中期経営計画を策定した。

この第 3 次中期経営計画を策定したことで、第 2 次中期計画に引き続き、PDCA サイクルを重視した中期的な計画を視野に入れた運営を行うこととし、その計画策定には福原学園経営戦略会議が大きな役割を果たした。平成 26 (2014) 年 4 月以降、この福原学園経営戦略会議の下には、大学教員人事評価委員会、福原学園中期経営計画委員会、福原学園経営企画運営委員会及び福原学園教育研究環境整備委員会、福原学園 IR 委員会、福原学園国際交流委員会、九州共立大学小学校教員免許取得支援検討委員会を設置してきた。これら会議体においては、学園の取るべき方針などの検討を行い、必要に応じて常務理事会、理事会、評議員会に付議又は報告している。また、学園の進むべき方向や方針を定め、日常業務に支障をきたさないよう、「福原学園寄附行為」及び「福原学園寄附行為施行細則」の規定に基づき、理事会を開催し、評議員会を適切に開催している。

理事長の下、第 3 次中期経営計画の実質性を担保させるため、福原学園経営戦略会議をはじめとする関係会議体において第 2 次中期計画に引き続き、毎年度進捗状況を把握することとしている。政策策定組織は、福原学園経営戦略会議を頂点に福原学園中期経営計画委員会を設置し、この福原学園中期経営計画委員会の下に学園設置校の中期計画部会を置き、第 3 次中期経営計画の実施状況の把握をするため、学園設置校ごとに計画の進捗管理を行い、理事会・評議員会にて各項目の進捗状況を報告することとしている。

このように理事長が召集して開催する常務理事会、理事会及び評議員会は、その構成、人数、選任方法において、「学校教育法」、「私立学校法」はもとより、「福原学園寄附行為」及び「福原学園寄附行為施行細則」並びに「福原学園理事会会議規則」「福原学園常務理事会規則」に規定されている事柄を遵守している。

具体的には、本学園の役員（理事及び監事）並びに評議員の選任に関しては、「福原学園寄附行為」第 7 条、第 8 条及び第 26 条並びに「福原学園寄附行為施行細則」第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条及び第 20 条に基づき、適切に選任されている。理事長は、「福原学園寄附行為」

第6条第2項及び「福原学園寄附行為施行細則」第20条第1項第4号の規定に基づき、適切に選任されている。そこで選任される理事・評議員については、建学の精神を理解・認識しており、経営や教育に関する識見を有している。役員や評議員の任期満了などに伴う改選などに関しては、手続き上の瑕疵が無いように担当事務局をとおして司法書士と相談のうえ、慎重に行っている。特に理事の就任にあたっては、「学校教育法」第9条の規定を準用した誓約書を提出させるとともに、「福原学園寄附行為」第9条の「役員の適性及び親族関係者等の選任制限」の規定により事前に厳しく確認を行っている。

また、理事会の運営については、特段の問題はなく適正に開催されている。「福原学園寄附行為」第13条第3項に「理事会は理事長が招集する」と定めており、理事長は、理事会、評議員会を召集・開催し、理事会の議長を務めている。理事会は、同条第2項に、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の業務の執行を監督する」と定めており、本学園の最高決議機関である。具体的な運営については、理事会の決定を受けて、「福原学園寄附行為」第15条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と定めており、理事長が本学園を代表し、経営のトップとしてリーダーシップを発揮している。本学園は、「福原学園寄附行為」第3条に規定されているように、「教育基本法」及び「学校教育法」に従い、建学の精神である学是「自律処行」に基づき、学校教育を行っている。

第三者評価に関しては、理事会や評議員会において報告が行われ、指摘された改善事項などがあれば理事、監事はその事実を共有している。また、「福原学園寄附行為」第38条に基づき、毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業報告を評議員会に付議し、意見を徴している。さらに、本学園の事業実績である事業報告書並びに決算については、毎年度Webサイトに公表している。その他、本学園の運営全般に関しては、理事会をはじめとする会議体で経営と教学の制度改革及び意識改革を促進するために、理事長あるいは副理事長が学長を兼務する体制を整えている。

人事制度面における理事長のリーダーシップとしては、平成21(2009)年に学園の教職員全員を対象とした人事評価制度を導入し、評価結果を昇給・昇任などの人事処遇に反映させることとし、3年間の経過措置期間を設けたうえで平成24(2012)年から本格的に運用を開始した。年功的処遇から成果主義人事制度への完全移行を目指し、新たな人事総合制度を構築することに力を入れた。この時に特に問題とされたことが、承認手続きの形骸化であり、大学教員の人事については教授会が実質的な権限を有し、理事会は教授会が決定したことを事後承認するような手続きが取られていたことである。教育に力を注ぐことのできる教員を求めている本学園は、この改善策として福原学園大学教員人事計画委員会を設置し、教育研究業績の審査は教学側が行い、採用や昇任といった判断は福原学園大学教員人事計画委員会が行うという棲み分けを行うとともに、模擬授業や役員などによる面接を実施している。

福原公子理事長は、福原弘之前理事長の意思を継承し、「学校法人は建学の精神に基づいた教育理念、人材育成方針を定め、その具現化のために様々な教育活動をするのが使命である」と考え、持続的な教育活動を永続的に維持するために将来展望を明確にした経営方針を定めるとともに、管理運営に経営方針を重ね、本学園並びに設置校の永続的な発展に寄与し社会に貢献しようと尽力している。

理事長は、それらを視野に入れた管理運営と教育活動を行い、定期的な内部検討及び外部評価により必要な軌道修正を行うことを常に心がけている。これらの中期計画の詳細については、

学園設置校において、資料配布や説明会などを開催し周知に努めた。

こうした一連の取り組みを行うにあたって「一致団結」、「一丸となって」、「教職協働」といったスローガンを掲げ、これまで教員と事務職員がそれぞれ、個別に独立性をもって存在し、積み上げてきた文化を融合する取り組みに重点を置き、学園総会での理事長所信表明、仕事始め式や仕事納め式での理事長挨拶の折など、機会を見つけては教職協働のための意識改革の必要性を説いている。

日常業務を実施するにあたっては、必ず理事会をはじめとする各種会議体において機関決定を行い、社会情勢などの変化に迅速に対応するようにしている。その迅速化を図るために福原学園経営戦略会議は理事長の諮問機関、評議会や教授会は学長の諮問機関であることを「福原学園寄附行為施行細則」に明文化している。このことから、理事長、学長の権限が明確になるとともにガバナンスを発揮するうえでのハードルが低くなったと言える。併せて、理事長を補佐する仕組みとして、副理事長、常務理事を置くとともに、「福原学園理事長職務の委任に関する規則」に基づき教学、総務などの分野を役割分担している。

理事会は、学校法人及び本学の運営の実効性を高めるために規則などを適切に整備している。また、学園の教職員へ周知することの重要性から、規則などを Web サイトにおいて掲載し、学園の教職員であれば誰でも閲覧可能にしている。それら以外にも財務状況、第 3 次中期経営計画、事業計画、事業報告、人事計画方針、福原学園経営戦略会議、常務理事会、理事会、評議員会などの会議開催記録を Web サイトに掲載しており、学園としての方針などについての周知に努めている。

加えて、理事長は日本私立大学協会の総会及び日本私立短期大学協会の総会には特段の事情がない限り出席し、私立大学などを取り巻く環境の変化、政府や文部科学省などの動向について情報を収集し、理事会や学園総会をはじめ学園の主だった会議体において適宜報告をするなど学園の運営に寄与しており、本学にもその情報は活かされている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

学校法人として、一段と進む少子高齢化、グローバル化などの社会状況の急激な変化への適切な対応を継続的に組織的に行うこと、地域に密着した学園創り、永続的に教育活動を行う高等教育機関として存続させるための学生確保など財政的基盤の安定化に向けて、理事長として一層強いリーダーシップを発揮する必要がある。

また、理事長が学長を兼務していることに伴い、物理的にも時間的にも自ずと制約が生じてくるので、今以上に理事長を補佐する体制の構築が課題である。

この他、理事長として、各所属はもとより学園全体に係る問題や課題を早く把握し、いかに迅速に対処するかがリーダーシップを発揮するうえでの課題でもある。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- 提出資料 9.九州女子短期大学学則（令和元年度）
- 備付資料 49.福原学園理事会議事録（平成29年度～令和元年度）
- 51.福原学園例規集
- 52.教育運営委員会議事録（平成29年度～令和元年度）
- 53.入学試験委員会議事録（平成29年度～令和元年度）
- 54.教員人事計画委員会議事録（平成29年度～令和元年度）
- 58.評議会議事録（平成29年度～令和元年度）
- 59.教務委員会議事録（平成29年度～令和元年度）
- 60.中期計画部会議事録（平成29年度～令和元年度）
- 61.運営会議議事録（平成29年度～令和元年度）
- 62.学生部委員会議事録（平成29年度～令和元年度）
- 63.広報委員会議事録（平成29年度～令和元年度）
- 64.就職委員会議事録（平成29年度～令和元年度）
- 65.ファカルティ・ディベロップメント推進委員会議事録
（平成29年度～令和元年度）
- 67.国際交流委員会議事録（平成29年度～令和元年度）
- 68.研究活動不正防止委員会議事録（平成29年度～令和元年度）
- 69.教職課程委員会議事録（平成29年度～令和元年度）
- 70.自己点検・評価委員会議事録（平成29年度～令和元年度）
- 71.実験領域に関する倫理委員会議事録（平成29年度～令和元年度）
- 72.紀要委員会議事録（平成29年度～令和元年度）
- 73.障害学生受入検討委員会議事録（平成29年度～令和元年度）
- 74.高大連携推進委員会（平成29年度～令和元年度）
- 75.図書館運営委員会議事録（平成29年度～令和元年度）
- 76.IR推進委員会議事録（平成29年度～令和元年度）
- 77.子ども健康学科会議議事録（平成29年度～令和元年度）
- 79.福原学園評議員会議事録（平成29年度～令和元年度）

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
- ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
- ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
- ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

- ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取したうえで決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

学長は、「福原学園学長選考規則」第2条の規定に定められた選考基準を満たしており、「福原学園学長選考規則」第4条で定められた学長選考委員会において推薦され、理事会の議を経て理事長が任命している。学長は、建学の精神である「自律処行」を継承し、「北九州市まち・ひと・しごと創生推進協議会」委員を務めるなど社会的活動など申し分なく、また、高等教育質保証学会会員及び日本キャリアデザイン学会会員であり、高等教育に関して高い識見を有している。また、本学の学長は、九州女子大学とともに理事長が兼務している。

学長は、教学側の最高責任者として、大学と経営の連携強化を最重要課題として掲げ、「九州女子短期大学学則」第8条に基づく教授会として、教育運営委員会、全学教育運営委員会、入学試験委員会及び教員人事計画委員会を設置している。機能別教授会は、短期大学に関し、(1)「1.学生の入学、卒業及び課程の修了」、(2)「2.学位の授与」、(3)「3.1・2に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」としており、諮問機関として位置付けている。また、上述した(3)の審議事項については、毎年、4月1日付で学長裁定として以下のとおり明確にしている。

【1】学部教育運営委員会・共通教育機構教育運営委員会・教育運営委員会（短大）

(1) 学生異動及び学生の懲戒に関する事項

- ① 学生の退学・休学・復学・転学・除籍・復籍・留学・転部・転科・
転専攻
- ② 学生の懲戒

(2) 教育の計画・実施・点検に関する事項

- ① 達成すべき学習成果に整合した教育の計画・実施・点検
- ② 学生の学習支援・進路支援の計画・実施・点検
- ③ 当該教育組織の開講科目の単位認定・成績評価

- ④カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー等の教育方針の適切性の点検
 - (3) 教育活動に基づいた研究に関する事項
 - ①当該組織所属教員の研究の計画・実施・点検
 - ②研究成果発表の促進
 - (4) 規定改正等
 - ①教育運営委員会規程の改正等
 - ②履修規程の改正等
- 【2】全学教育運営委員会**
- (1) 上記〔1〕の審議事項のうち、学長が全学教育運営委員会で審議するのが適切であると判断した事項
- 【3】九州女子大学入学試験委員会・九州女子短期大学入学試験委員会**
- (1) 教育方針等の適切性、及び中期計画の実施状況等の点検
 - ①アドミッション・ポリシーの適切性の検証
 - ②入学試験に係る中期計画の実施状況の点検
 - (2) 入学試験要項・入学試験日程等、入学試験の実施に関する事項
 - (3) 入学試験出題部会、入学試験事務部会の総括に関する事項
 - (4) 奨学生の継続審議に関する事項
 - (5) 九州女子大学入学者選抜規程・九州女子短期大学入学者選抜規程の改定等
- 【4】九州女子大学教員人事計画委員会・九州女子短期大学教員人事計画委員会**
- (1) 専任教員応募者の教育研究業績の審査
 - (2) 非常勤講師採用時の教育研究業績の審査
 - (3) 昇任候補者の教育研究業績の審査
 - (4) 学長及び学園人事計画委員会からの諮問事項
 - (5) 九州女子大学教員人事計画委員会・九州女子短期大学教員人事計画委員会規程の改定等

学長は、この機能別教授会に教育研究の推進に関する事項などを審議させ、その結果を参酌して最終的な判断を下している。

機能別教授会のうち、教育運営委員会の管理・運営については、「九州女子短期大学教育運営委員会規程」に基づき、短期大学部長が委員会を招集し、その議長となり、所属教員の意見をもとに適切に運営している。委員会の議事録は、短期大学部長の責任のもと、総務課が作成し、全教員の承認をもって確定している。学長は、教育運営委員会の審議内容を短期大学部長から評議会の審議を通じて状況把握を行ったうえで審議事項を決定している。

また、学長は、ガバナンス強化を図り、建学の精神に基づく教育研究活動を推進させるため、本学の最高議決機関である評議会規則の改正を行い、評議会の下に必要なに応じて委員会が設置できることとした。具体的には、「九州女子大学評議会規則」第10条の規定により、評議会の

下に各種委員会を設置し、戦略的な大学運営を行うことにより、教育研究活動の活性化を図っている。

こうした学長のガバナンス強化の推進のために、学長を補佐する仕組みづくりを行っている。具体的には、「福原学園副学長選考規則」、「福原学園学部長等選考規則」及び「福原学園学長特別補佐選考規則」に基づき、それぞれ副学長、短期大学部長及び学長特別補佐を置き、学長補佐体制を確立している。運用面においては、副学長、各学部長、共通教育機構長、短期大学部長、学長特別補佐及び事務局長からなる九州女子大学との合同の運営会議を設置し、運営会議で確認された方針などを基に教育運営委員会で意見を徴し、最終的には評議会の審議をもって学長が決定する仕組みを構築している。

以下に、評議会の下に設置している各種委員会を示す。

【評議会の下に設置している各種委員会一覧】

委員会名	委員会概要
九州女子短期大学学生部委員会	学生の生活指導、福利厚生、保健衛生・環境整備、表彰及び学友会に関する事項などについて審議する
九州女子短期大学就職委員会	就職指導、企業開拓及びその他就職に関する事項について審議する
九州女子短期大学広報委員会	広報に関する基本方針・基本戦略、各種情報メディアを利用した広報及び学生募集活動に関する事項などについて審議する
九州女子短期大学実験領域に関する倫理委員会	動物を用いる実験指針、組換えDNA実験指針、ヒトを対象とした実験指針、病原性微生物等を用いる実験指針、毒劇物等取扱指針及び向精神薬等取扱指針に係わる諸事項などについて審議する
九州女子短期大学紀要委員会	研究報告の原稿の募集・検討及び研究報告の編集・発行に関する事項などについて審議する
九州女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会	教育の質的向上に向けた諸施策の企画・立案・実施、研修会及び講習会の企画・運営、学生による授業評価等の企画・実施・改善に関する事項などについて審議する
九州女子短期大学自己点検・評価委員会	自己点検・評価の基本方針・評価項目の策定、実施・組織・体制、評価目標・評価指標等の調整、自己点検・評価報告書の作成、評価結果の公表、評価結果に対する改善、学校教育法に定める認証評価に係る事項などについて審議する
九州女子短期大学障害学生受入検討委員会	障害のある学生受入方針の策定及び情報公開、受験の配慮、入学後の支援体制に関する事項などについて審議する
九州女子短期大学研究活動不正防止委員会	研究倫理についての研修及び教育の企画並びに実施、研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知、研究者等の不正行為等の予備調査に関する事項などについて審議する
九州女子大学・九州女子短期大学国際交流委員会	海外の大学及び研究機関等との交流協定、職員・学生の交流、海外の姉妹校及び協定校との交流に関する事項などについて審議する
九州女子大学・九州女子短期大学・自由ヶ丘高等学校高大連携推進委員会	九州女子大学及び九州女子短期大学における学修を自由ヶ丘高等学校の生徒が経験する機会（合同授業の実施等）の提供、入学予定者に対する大学入学前に取り組むべき課題、大学と高校との職員の人事交流又は合同研修及び大学教育に必要な学習方法の習得等を目的とした初年次教育の実施に関する事項などについて審議する
九州女子大学・九州女子短期大学図書館運営委員会	図書館の企画並びに運営の大綱、図書館の予算及び決算、図書館に関する諸規程の制定及び改廃、図書館運営上の重要事項などについて審議する
九州女子大学・九州女子短期大学 IR	各課が所有する諸データの収集及び管理、学習成果に関するデー

九州女子短期大学

推進委員会	データの収集及び分析、大学認証評価及び監督官庁等への各種調査に係るデータ提供、収集したデータの公開及び共有、各種アンケート調査に関する事項などについて審議する
九州女子大学教務委員会 (学長が短期大学長を併任する場合は短期大学と合同で運営)	教育、研究及びその運営、教育課程の編成、人権・同和教育及びその他教務に関する事項について審議する
九州女子大学教職課程委員会 (学長が短期大学長を併任する場合は短期大学と合同で運営)	教職に関する教育課程の編成、免許教科、学生の教育実習及び教職課程の管理運営に関する事項などについて審議する

また、学長として年度当初の教育運営委員会の開催前に毎年所信を表明しており、全教職員に主要な重要課題と当該年度の改革・努力点について全体的に講話し、目標を明確にするとともに共通理解を図っている。

共通認識を図る仕組みとしては、九州女子大学と合同の評議会、運営会議、教育運営委員会をとおして、教学と経営及び教員と事務職員の協働体制を確立している。また、学生の個々の学習成果については、学科会議、教育運営委員会、評議会などをとおして客観的な評価になるよう努めるとともに、先人が築き上げてきた伝統を確実に継承し、学習成果の獲得のために教学運営体制を確立している。

学長は、「大学に強い愛着を持つ教職員がどのくらいいるかが大学の運命を変える」という強いポリシーの下、教職員が「一丸となって」教育改革を不断に実行している。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

上述したとおり、本学の学長を学園の理事長が兼務しているため、大学運営において物理的、時間的に制約が生じてくることは否めない。また、教学側の代表であり、経営側の代表でもある学長の立場は、経営と教学の連携の点では、大変有効であるが、経営に係る教学事業に関しては、教学代表の学長としての判断を下すにあたり、困難さが生じる場合もあるので、現在の学長補佐体制の充実・強化が必要である。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

- 提出資料 24. 福原学園第2次中期財政計画
25. 福原学園第2次中期計画
29. 福原学園寄付行為
- 備付資料 29. FD 研修会資料
31. SD 研修会資料
46. 福原学園 Web サイト <http://www.fukuhara-gakuen.jp/about/summary/>
49. 福原学園理事会議事録（平成29年度～令和元年度）
56. 福原学園経営戦略会議議事録（平成29年度～令和元年度）
57. 福原学園中期経営計画委員会議事録（平成29年度～令和元年度）
79. 監査報告書（平成29年度～令和元年度）
80. 福原学園評議員会議事録（平成29年度～令和元年度）
85. 2019年度 福原学園ファクトブック

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、「福原学園寄附行為」第8条に基づき、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。また、監事の職務は、「福原学園寄附行為」第20条に基づき、法人の業務及び財産の状況について監査を行い、毎会計年度の監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会、評議員会に提出することである。

本学園の監事定数は、2人であり、1人は非常勤の弁護士、もう1人は常勤で学校法人の会計に優れた識見を有する者である。両者ともにほぼ毎回、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べている。

また、財政上の事案、人事問題に関する事案等については、会議の席上だけでなく必要に応じて事務局他関係者との意見交換や情報交換を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

評議員会は、「私立学校法」第42条の規定に従い、適切に運営されており「福原学園寄附行為」第22条に基づき組織されている。

評議員定数は、20人以上22人以内となっている。理事10人に対して評議員21人であり、評議員会は理事数の2倍を超える評議員で組織されている。

また、評議員の選任区分は、法人の職員8人、同窓会会長3人以内、理事のうちから互選された2人、学園功労者3人又は4人、学識経験者4人又は5人の5つの選任区分が設けられ、評議員の選出は全て理事会で選任することとなっている。

評議員会は、「福原学園寄附行為」第24条に基づき、諮問機関として以下の8項目について意見を述べることとなっている。

- (1) 予算、借入金
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能に因る解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

これらの項目に関する事案については、必ず理事会の決議前に評議員会で協議し、忌憚のない意見を述べ諮問に答えることで、適切に運営されている。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3の現状>

本法人は、前述のとおり第2次中期計画、第2次中期財政計画の実績と課題を踏まえ、教学改革を主要なテーマとした第3次中期経営計画を策定した。

この中期計画では、第2次中期計画で策定した学園全体のミッション、学園設置校のビジョンを踏襲しつつ、他大学との差別化を図るべく、「地域に根差した実践教育を展開する大学を目指す」ことを新たな大学のビジョンとして掲げ、地域社会のニーズに応じた「知」の提供を目指した。基本目標として、「教育研究活動の充実」、「学生支援の充実」及び「大学運営の充実」の3項目を挙げ、令和元(2019)年度事業APでそれぞれの具体的施策を実施し、PDCAの観点を重視した取り組みを行っている。

これら計画を所掌する組織体制として、福原学園中期経営計画委員会を中心に、学園設置校ごとに中期計画部会を設置し、事業 AP の点検・評価を毎年度実施することで翌年度の事業 AP の改善に役立てており、学園として組織的な運用を行っている。

この毎年度策定される事業 AP 及びそれらプランに連動した予算については、前年度 10 月から開始の次年度予算編成業務において、実施母体の学部・学科・課より要求案が提出される。その後、担当役員によるヒヤリングのうえ、予算査定後はすみやかに予算内示によって関係部門に伝達し、復活折衝の道も開いている。

予算執行の進捗状況は、ほぼ毎月開催される理事会に「月次収支報告書」を作成して予算の執行率、前年対比執行率等を報告することによって、予算の適正な執行を担保している。

決算における計算書類、財産目録等、学校法人の経営状況及び財政状況は、理事会、評議員会において、適正に表示しており、監事、法定監査人から特段指摘を受けていないことから適切であると判断される。

また、日常の会計業務及び資産の管理等については、「福原学園経理規則」及び「福原学園金融資産運用規則」に基づき、円滑に実施されており、適切に運用されている。

これら財務に関する情報や教育研究に関する情報については、「学校教育法施行規則」及び「私立学校法」の規定に基づき、Web サイトなどで学内外に公表している。学園の教職員に対しては「福原学園ファクトブック」を配布し、教育研究上の基本組織、教職員組織、教職員数、入学者数、学生数、卒業者数、進学及び就職状況、学生の修学に係る支援状況、教育・研究の実施状況、財政状況、施設・設備状況などの基本的なデータ及び令和元（2019）年度事業計画の概要を提示することにより、情報の共有を図っている。

寄付金の募集については、特に受配者指定寄付金の募集を行っており、大きな成果を上げることは困難な状況ではあるが、継続的に募集活動を行っている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

現在の監事による監査、監査法人による監査で特に問題は生じていないが、本学園の公共性及び運営の適正化を確保するには、監事の役割が非常に重要であり、三様監査（監事による監査、監査法人による監査、学園内の監査室監査）による監査体制の充実が求められている。このうち、学園内の監査室監査を担う内部監査室において、現在は内部監査室長監査計画書をもとに科研費や業務調査に取り組んでいる。

今後は、これら三様監査を有機的に連携させるべく、内部監査業務の実質化に取り組む必要がある。

また、評議員会は、「私立学校法」第 42 条及び「福原学園寄附行為」第 22 条に基づき、適切に運営されているが、「福原学園寄附行為」第 26 条に規定されている選任条項のうち第 1 項第 4 号に規定の評議員の選任基準が曖昧であることから、選任条項の見直しについて、平成 28（2016）年 12 月実施の学校法人運営調査（文部科学省）にて助言があった。その後、検討を行い、結果として現状どおりとすることが理事会にて確認された。

ただし、社会の変化に対応して、引き続き検討できる準備はしておく必要がある。

<基準IV-C ガバナンスの特記事項>

中期計画の策定に際し、本学は、九州女子大学とともに、建学の精神「自律処行」に基づいた教育活動を行うという学園のミッションに基づき、「地域に根差した実践教育を展開する大学を目指す」というビジョンを掲げ、基本目標として教育研究活動の充実、学生支援の充実、大学運営の充実の3点を設定し、業務・事業を以下の6項目で策定した。

- (1) 特色ある教育研究活動構築の強化
- (2) 学習成果を重視した教育課程の構築
- (3) キャリア支援の強化
- (4) 国際交流システムの構築
- (5) 広報活動の強化
- (6) 運営組織体制の強化

この6項目の業務・事業に基づき、15件の施策を設定し、その施策に応じて、教員採用試験などの合格者、定員充足率、学生生活満足度等の成果指標を設け、数値目標を定めた。

この第3次中期経営計画の進捗管理については、毎年度策定する「事業計画書」に「事業計画アクションプラン」を添付し、そのアクションプランを策定・実行・点検・評価することで、第3次中期経営計画の進捗管理を行う。また、中期経営計画の着実な取り組みを通じ、自律処行の精神を体現する「福原教育システム」を構築して、各設置校のブランドを確立させることで、志願者の増加に繋げ、永続的な学園運営を行っていく予定である。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

ガバナンス改革について、監事の役割が非常に重要となっていることから、現在、1人の監事は常勤化した。今後とも三様監査の有機的な連携を図ることが課題である。

また、評議員については、学校法人運営調査にて選任基準の一部見直しを助言されたことから、検討したが当面現状どおりとすることになった。今後とも関係会議体において継続的に検討を行う。

大学における教育研究改革を推し進めていくためには、財源の裏付け・根拠が必須のことから、政策提言ができる事務職員のSD活動を充実させるとともに、それら作業を補助する財務システムをはじめとする電算システムの再構築を検討する。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

社会状況の変化への対応については、文部科学省をはじめとする関係機関からの情報を的確に把握することが必要である。そこで、経営側にあつては理事長を中心とする副理事長、常務理事及び監事、教学側にあつては学長、副学長、学長特別補佐及び短期大学部長などが、今後も継続して文部科学省、日本私立大学協会、日本私立短期大学協会をはじめとする各関係機関が実施する研修会に積極的に出席する。新しい情報を把握し理解することで、常にリーダーシップを持って、法人の運営並びに大学の運営をそれぞれの権限の下に責任ある業務を推進することができる。

次に、地域に密着した学園創りを推進するために、理事長並びに学長のリーダーシッ

プの下に、今後も地域教育実践研究センターや各学部・学科・専攻などが実施している地域活動を、事務的に支援する体制作りを第3次中期経営計画に反映させ作成したので、各年度事業APを策定し履行していく。さらには、自治体など行政機関、産業界などの関係団体と連携を一層深めるために、協定内容を年度ごとに見直し確認を行う。また、地元で開催される地域の行事や学校のイベントなどについても、積極的に関わっていく姿勢や方針を学内外に発信する。

補佐体制の強化・推進については、副理事長、常務理事、副学長をはじめとする大学幹部教職員が情報を共有し、理事長、学長の運営方針の下、学園並びに大学の運営に一体となって業務を推進する。そして、それらを下支えする事務組織、各種会議体の業務の一層の充実のために、FD活動及びSD活動を継続して実施していく。

理事長のガバナンスについては、今後も、積極的に外部理事の登用、監事の常勤化を図っていく。

本学及び九州女子大学の運営方針を策定する運営会議の充実を図っていくことでガバナンスを強化する。

以上のように、理事長及び学長のリーダーシップが発揮できるよう、機能的・効果的・戦略的なガバナンスの強化を図り、権限と責任が一致した適切なガバナンスの仕組みの構築を引き続き推進していく。

[様式 9] 提出資料一覧

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物	1. 2019 学生便覧 2. 2020 大学案内 3. 情報公開 Web サイト http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information_2.html 4. 2019 年度版 教員ハンドブック 5. 2019 Campus Life 6. シラバス 2019 7. 2019 Campus Profile 8. 2019 年度 教務ガイダンス
B 教育の効果	
学則 ■ 学則のみを印刷したもの	9. 九州女子短期大学学則（令和元年度）
教育目的・目標についての印刷物等	1. 2019 学生便覧 3. 情報公開 Web サイト http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information_2.html 4. 2019 年度版 教員ハンドブック
学習成果を示した印刷物等	1. 2019 学生便覧 3. 情報公開 Web サイト http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information_2.html 4. 2019 年度版 教員ハンドブック 6. シラバス 2019 8. 2019 年度 教務ガイダンス
C 内部質保証	
自己点検・評価を実施するための規程	9. 九州女子短期大学学則（令和元年度） 410. 自己点検・評価実施規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
卒業認定・学位授与の方針に関する印刷物等	1. 2019 学生便覧 3. 情報公開 Web サイト http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information_2.html 4. 2019 年度版 教員ハンドブック 6. シラバス 2019 8. 2019 年度 教務ガイダンス 9. 九州女子短期大学学則（令和元年度）
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物等	1. 2019 学生便覧 3. 情報公開 Web サイト http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information_2.html 4. 2019 年度版 教員ハンドブック 6. シラバス 2019 8. 2019 年度 教務ガイダンス

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
入学者受入れの方針に関する印刷物等	1. 2019 学生便覧 2. 2019 大学案内 3. 情報公開 Web サイト http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information_2.html 4. 2019 年度版 教員ハンドブック 8. 2019 年度 教務ガイダンス 11. 2019 年度 入学試験要項
シラバス ■ 令和元年度 ■ 紙媒体、又は電子データで提出	6. シラバス 2019
学年暦 ■ 令和元年度	1. 2019 学生便覧
B 学生支援	
学生便覧等、学習支援のために配布物	1. 2019 学生便覧 5. 2019 Campus Life 6. シラバス 2019 8. 2019 年度 教務ガイダンス 12. 入学から卒業まで一目でわかる九女生のための資格取得本
短期大学案内 ■ 令和元年度入学者用及び令和 2 年度入学者用の 2 年分	2. 2019 大学案内 13. 2020 大学案内
募集要項・入学願書 ■ 令和元年度入学者用及び令和 2 年度入学者用の 2 年分	11. 2019 年度 入学試験要項 14. 2020 年度 入学試験要項
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「計算書類等の概要（過去 3 年間）」 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式 1]、「事業活動収支計算書の概要」[様式 2]、「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[様式 3]、「財務状況調べ」[様式 4]	15. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体） （平成 29 年度～令和元年度） 16. 事業活動収支計算書の概要 （平成 29 年度～令和元年度） 17. 貸借対照表の概要（学校法人全体） （平成 29 年度～令和元年度） 18. 財務状況調べ （平成 29 年度～令和元年度）
資金収支計算書・資金収支内訳表 ■ 過去 3 年間（平成 29 年度～令和元年度） 計算書類（決算書）の該当部分	19. 資金収支計算書（平成 29 年度～令和元年度） 20. 資金収支内訳表（平成 29 年度～令和元年度）
活動区分資金収支計算書・事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 ■ 過去 3 年間（平成 29 年度～令和元年度） 計算書類（決算書）の該当部分	15. 活動区分資金収支計算書 （平成 29 年度～令和元年度）

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 ■ 過去3年間（平成29年度～令和元年度） 計算書類（決算書）の該当部分	21. 事業活動収支計算書（平成29年度～令和元年度） 22. 事業活動収支内訳表（平成29年度～令和元年度）
貸借対照表 ■ 過去3年間（平成29年度～令和元年度） 計算書類（決算書）の該当部分	23. 貸借対照表（平成29年度～令和元年度）
中・長期の財務計画	24. 福原学園第2次中期財政計画 25. 福原学園第2次中期計画 26. 福原学園第3次中期経営計画
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
事業報告書 ■ 過去1年間（令和元年度）	27. 2019年度 事業報告書
事業計画書／予算書 ■ 第三者評価を受ける年度（令和2年度）	28. 2019年度 事業計画書 29. 2019年度 学校法人福原学園予算書
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	30. 福原学園寄附行為 31. 福原学園寄附行為施行細則
B 学長のリーダーシップ	
C ガバナンス	

【様式 10】 備付資料一覧表

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1. 九州女子大学・九州女子短期大学 50 年の歩み
地域・社会の各種団体との協定書等	
C 内部質保証	
過去3年間（平成29年度～令和元年度）に行つた自己点検・評価にかかわる報告書等	2. 自己点検・評価報告書（平成29年度～令和元年度） Webサイト http://www.kwuc.ac.jp/introduction/information.html
高等学校等からの意見聴取に関する記録等	3. 教育懇談会要項 4. 令和元年度 教育懇談会議事録
認証評価以外の外部評価についての印刷物等	(該当なし)
教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のためのPDCAサイクルに関する資料	(該当なし)
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
単位認定の状況表 [様式18] ■ 認証評価を受ける前年度の令和元年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について	5. 単位認定の状況表（令和元年度卒業生）
学習成果の獲得状況を表す量的・質的データに関する印刷物等	6. 免許・資格取得状況一覧表（令和元年度卒業生）
幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料	(該当なし)
職業又は实际生活に必要な能力を育成する職業教育の成果に関する資料	(該当なし)
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	7. 学生生活アンケート集計結果
就職先からの卒業生に対する評価結果	(該当なし)
卒業生アンケートの調査結果	卒業生アンケート集計結果
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	8. 2020 大学案内 9. 2020 入学手続き 10. 子ども健康学科 Web サイト http://www.kwuc.ac.jp/course/child_health/
入学手続き者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	11. 「入学前教育課題」に関する資料
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	12. 2019 学生便覧 13. 学内研修のしおり（新入生オリエンテーション資料） 14. 2019 年度 教務ガイダンス 15. 2019 年度 開講科目カリキュラムマップ 16. 2019 年度 開講科目マッピング表 17. 2019 年度 入学生カリキュラムツリー 18. 2019 年度 入学生カリキュラムフローチャート

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式	19. 進路登録カード 20. キャリアシート
進路一覧表等 ■ 過去3年間（平成29年度～令和元年度）	21. 進路一覧（平成29年度～令和元年度）
GPA等の成績分布	22. 講義別成績統計表
学生による授業評価表及びその評価結果	23. 授業中間アンケート用紙 24. 授業フィードバック・アンケート用紙 25. 令和元年度 授業フィードバック・アンケート集計結果 26. 授業フィードバック・アンケート所見票
社会人受け入れについての印刷物等	27. 令和元年度 入学試験要項
海外留学希望者に向けた印刷物等	28. 2019 Campus Life
留学生の受け入れ	27. 令和元年度 入学試験要項
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書 ■ 教員個人調査 [様式19]（令和2年5月1日現在） ■ 教育研究業績書 [様式20]（過去5年間（平成27年度～令和元年度））	33. 教員個人調書 (1) 教員個人調書（令和元年5月1日現在） (2) 教育研究業績書（平成27年度～令和元年度）
非常勤教員一覧表 [書式21]	34. 非常勤教員一覧表
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■ 過去3年間（平成29年度～令和元年度）	35. 教育職員研究計画書・教育職員研究実績報告書（令和元年度）
専任教員の年齢構成表 ■ 認証評価を受ける年度（令和2年5月1日現在）	36. 専任教員の年齢構成表（令和元年5月1日現在）
専任教員の研究活動状況表 [様式22] ■ 過去5年間（平成27年度～令和元年度）	37. 専任教員の研究活動状況表 [様式22]（平成29年度～令和元年度）
外部研究資金の獲得状況一覧 [様式23] ■ 過去3年間（平成29年度～令和元年度）	38. 外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式23]（平成29年度～令和元年度）
研究紀要・論文集 ■ 過去3年間（平成29年度～令和元年度）	39. 研究紀要（平成29年度～令和元年度）
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） ■ 認証評価を受ける年度（令和2年5月1日現在）	40. 教員以外の専任職員の一覧表（令和元年5月1日現在）
FD活動の記録 ■ 過去3年間（平成29年度～令和元年度）	29. FD研修会資料 30. 授業相互参観及び公開授業に関する資料
SD活動の記録 ■ 過去3年間（平成29年度～令和元年度）	31. SD研修会資料 32. 福原学園事務職員等研修規程
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	12. 2019年度 学生便覧

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
<p>■ 図書館、学習資源センターの概要 平面図等（冊子等も可）</p>	<p>41. 附属図書館Webサイト http://www.lib-kyujyo.jp/ 42. 附属図書館 令和元年度抽出原簿 43. 附属図書館利用案内</p>
C 技術的資源	
学内 LAN の敷設状況	(該当なし)
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	12. 2019 年度 学生便覧
D 財的資源	
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	44. 教育研究支援募金趣意書
<p>財産目録及び計算書類 ■ 過去3年間（平成29年度～2019年度）</p>	<p>45. 財産目録及び計算書類 （平成29年度～2019年度） 46. 福原学園Webサイト http://www.fukuhara-gakuen.jp/about/summary/</p>
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
<p>理事長の履歴書 ■ 認証評価を受ける年度（令和2年5月1日現在）</p>	47. 理事長の履歴書（令和元年5月1日現在）
<p>学校法人実態調査表（写し） ■ 過去3年間（平成29年度～令和元年度）</p>	48. 学校法人実態調査（平成29年度～令和元年度）
<p>理事会議事録 ■ 過去3年間（平成29年度～令和元年度）</p>	<p>49. 福原学園理事会議事録（平成29年度～令和元年度） 50. 福原学園常務理事会議事録（平成29年度～令和元年度）</p>
諸規程集	51. 福原学園例規集（別紙参照）
B 学長のリーダーシップ	
<p>学長の個人調書 ■ 教員個人調書[書式19]（令和2年5月1日現在） ■ 専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去5年間（平成27年度～令和元年度）の教育研究業績書[書式20]</p>	47. 理事長の履歴書（令和元年5月1日現在）
<p>教授会議事録 ■ 過去3年間（平成29年度～令和元年度）</p>	<p>52. 教育運営委員会議事録（平成29年度～令和元年度） 53. 入学試験委員会議事録（平成29年度～令和元年度） 54. 教員人事計画委員会議事録（平成29年度～令和元年度） 55. 福原学園経営戦略会議議事録（平成29年度～令和元年度） 56. 福原学園中期経営計画委員会議事録（平成29年度～令和元年度） 57. 福原学園大学教員人事計画委員会議事録 58. 評議会議事録</p>

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
委員会等の議事録 ■ 過去1年間（令和元年度）	59. 教務委員会議事録 60. 中期計画部会議事録 61. 運営会議議事録 62. 学生部委員会議事録 63. 広報委員会議事録 64. 就職委員会議事録 65. ファカルティ・ディベロップメント推進委員会議事録 66. アセスメントテスト実施検討部会議事録 67. 国際交流委員会議事録 68. 研究活動不正防止委員会議事録 69. 教職課程委員会議事録 70. 自己点検・評価委員会議事録 71. 実験領域に関する倫理委員会議事録 72. 紀要委員会議事録 73. 障害学生受入検討委員会議事録 74. 高大連携推進委員会議事録 75. 図書館運営委員会議事録 76. IR推進委員会議事録 77. 子ども健康学科会議議事録
C ガバナンス	
監事の監査状況 ■ 過去3年間（平成29年度～令和元年度）	78. 監査報告書（平成29年度～令和元年度）
評議員会議事録 ■ 過去3年間（平成29年度～令和元年度）	79. 福原学園評議員会議事録 （平成29年度～令和元年度）
指定以外の備付資料	
■ 三つのポリシー	80. 2019年度 九州女子短期大学三つのポリシー
■ 卒業研究報告書	81. 2019年度 卒業研究活動報告書
■ 事業計画	82. 2019年度 事業計画書・事業計画アクションプラン
■ 大学分析	(該当なし)
■ 学園データ集	83. 2019年度 福原学園ファクトブック
■ シラバス作成要領	84. シラバス作成要領 85. 授業計画（シラバス）確認チェックシート
■ 成績評価	86. 外部機関における基礎力測定テスト結果 87. 成績評価の基本方針
■ 研究費公募	88. 「特別教育研究費」プログラム公募について
■ 附属センター等	89. 九州女子短期大学学術情報センター規程 90. 福原学園保健センター規則
■ 申し合わせ・通知等	91. 福原学園大学教員人事計画委員会規則の運用方針 92. 九州女子短期大学教員昇任基準 93. 福原学園大学教育職員昇任審査基準

備付資料（諸規程集 51 別紙資料）

諸規程集	No	学校法人福原学園例規集
組織・総務関係		
組織規程、事務分掌規程	1 2 3	福原学園組織規則 九州女子短期大学組織規則 福原学園理事長職務の委任に関する規則
稟議規程	4	福原学園専決規則
文書取扱い（授受、保管）規程	5 6	福原学園文書取扱規程 福原学園文書保存規程
公印取扱規程	7	福原学園公印規程
個人情報保護に関する規程	8	福原学園個人情報の保護に関する規程
情報公開に関する規程	9 10	財務情報の開示要領 福原学園財務書類等閲覧要領
公益通報に関する規程	11	福原学園公益通報に関する規程
情報セキュリティポリシー	12	福原学園事務情報ネットワークシステムの管理運用及び利用に関する要項
防災管理規程	13	福原学園防火防災管理規程
自己点検・評価に関する規程	14	九州女子短期大学自己点検・評価実施規程
SDに関する規程	15	福原学園事務職員等研修規程
図書館規程	16 17 18	九州女子大学・九州女子短期大学附属図書館規程 九州女子大学・九州女子短期大学図書館運営委員会要項 九州女子大学・九州女子短期大学附属図書館資料の収集・管理規程
各種委員会規程	19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42	福原学園経営戦略会議規則 福原学園大学教員人事計画委員会規則 福原学園大学改革検討委員会規程 福原学園中期経営計画委員会規程 福原学園 IR 委員会規程 福原学園国際交流委員会規程 福原学園人事評価規程 九州女子大学評議会規則 九州女子大学・九州女子短期大学運営会議要項 九州女子大学・九州女子短期大学国際交流委員会要項 九州女子大学・九州女子短期大学 IR 推進委員会要項 九州女子大学・九州女子短期大学実験領域に関する合同倫理委員会要綱 九州女子大学・九州女子短期大学・自由ヶ丘高等学校高大連携推進委員会要項 九州女子短期大学教員人事計画委員会規程 九州女子短期大学実験領域に関する倫理委員会規程 九州女子短期大学紀要委員会要項 九州女子大学教務委員会要項 九州女子大学教職課程委員会要項 九州女子短期大学学生部委員会要項 九州女子短期大学広報委員会要項 九州女子短期大学就職委員会要項 九州女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程 九州女子短期大学研究活動不正防止委員会要項 九州女子短期大学障害学生受入検討委員会要項

九州女子短期大学

諸規程集	No	学校法人福原学園例規集
人事・給与関係		
就業規則	43	福原学園就業規則
	44	福原学園非常勤講師就業規則
	45	福原学園パートタイマー等就業規則
教職員任免規	46	福原学園任用規則
	47	福原学園契約職員規程
	48	福原学園顧問等委嘱規程
教職員任免規程	49	福原学園特任教員規程
	50	福原学園嘱託職員規程
	51	福原学園再雇用職員規程
定年規程	43	福原学園就業規則
役員報酬規程	52	福原学園役員等報酬規則
教職員給与規程	53	福原学園給与規則
	54	福原学園職員の本給決定に関する実施要綱
	45	福原学園パートタイマー等給与規程
	55	福原学園給与計算要項
役員退職金支給規程	56	福原学園役員退職手当規則
教職員退職金支給規程	57	福原学園退職手当規則
旅費規程	58	福原学園旅費規則
	59	福原学園旅費規則施行細則
育児・介護休職規程	60	福原学園職員休職規程
	61	福原学園職員の労働時間、休暇等に関する規程
	62	福原学園育児休業等に関する規程
	63	福原学園介護休業等に関する規程
懲罰規程	43	福原学園就業規則
	64	福原学園人事委員会規程
教員選考基準	65	九州女子短期大学教育職員選考基準
財務関係		
会計・経理規程	66	福原学園経理規則
	67	福原学園経理規則施行規程
	68	福原学園予算管理規程
	10	福原学園財務書類等閲覧要領
	69	福原学園預り金取扱要領
	70	福原学園小口現金取扱要領
	71	福原学園調達等契約事務規程
	72	福原学園固定資産及び物品管理規程
固定資産管理規程	73	福原学園学校施設管理規則
	74	福原学園固定資産及び物品管理規程
物品管理規程	74	福原学園固定資産及び物品管理規程
資産運用に関する規程	75	福原学園金融資産運用規則
監査基準	76	内部監査規程
研究費（研究旅費を含む）等の支給規程		（該当なし）
消耗品及び貯蔵品管理に関する規程	77	福原学園固定資産及び物品管理規程
教学関係		
学長候補者選考規程	78	福原学園学長選考規則
	79	福原学園副学長選考規則
学部（学科）長候補者選考規程	80	福原学園学部長等選考規則
	81	福原学園学科長等選考規則

九州女子短期大学

諸規程集	No	学校法人福原学園例規集
教員選考規程	82 20 83 84	福原学園大学教員人事計画委員会規則 九州女子短期大学教員人事計画委員会規程 福原学園昇任昇格規程 九州女子短期大学教育職員昇任要項
教授会規程	85 20 86	九州女子短期大学教育運営委員会規程 九州女子短期大学教員人事計画委員会規程 九州女子短期大学入学者選抜規程
入学者選抜規程	86 87 88 89	九州女子短期大学入学者選抜規程 九州女子短期大学帰国生徒特別入学要項 九州女子短期大学社会人特別入学要項 九州女子短期大学外国人特別入学要項
奨学金給付・貸与規程	90 91 92 93 94	福原学園奨学金規則 福原奨学基金規則 福原弘之奨学金給付規則 九州女子短期大学奨学金運用要項 九州女子短期大学外国人留学生の授業料等減免及び奨学金取扱要項
研究倫理規程	95	九州女子短期大学研究活動上の不正行為等防止規程
ハラスメント防止規程	96 97	福原学園ハラスメントの防止及び対策に関する規程 九州女子大学・九州女子短期大学ハラスメント防止委員会要綱
紀要投稿規程	98	九州女子大学紀要投稿規約
学位規程	99	九州女子短期大学学位規程
研究活動不正行為の取扱規程	95	九州女子短期大学研究活動上の不正行為等防止規程
公的研究費補助金の不正取扱防止規程	100	九州女子短期大学公的研究費の運営・管理に関する規程
教員の研究費補助金取扱に関する規程	100	九州女子短期大学公的研究費の運営・管理に関する規程
FDに関する規程	40	九州女子短期大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程